

平成24年12月

# 指宿市議会会議録

第4回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成24年第4回市議会定例会

会期日程	1
------	---

### 11月26日

議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第58号～議案第65号（決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決）	6
議案第83号～議案第87号一括上程	21
提案理由説明	21
議案第83号（質疑, 委員会付託省略, 表決）	25
議案第84号～議案第87号（質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決）	25
議案第88号～議案第103号一括上程	29
提案理由説明	29
議案第88号～議案第103号（質疑, 委員会付託）	41
散 会	44

### 12月12日

議事日程	45
本日の会議に付した事件	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定による出席者	45
職務のため出席した事務局職員	46
開議	47
会議録署名議員の指名	47
一般質問	47
中 村 洋 幸 議員	47
1. 新ごみ処理施設の建設計画について	
2. 観光施設等の環境改善について	

高田 ちよ子 議員 .....	57
1. 安心・安全な生活のために	
木原 繁昭 議員 .....	62
1. 市内墓地について	
2. 陸上競技場について	
3. 通学路の安全管理について	
大保 三郎 議員 .....	74
1. 予算流用について	
2. 国保会計について	
田中 健一 議員 .....	83
1. 開聞岳登山について	
2. バス停留所の渋滞緩和策について	
前之園 正和 議員 .....	93
1. 国保税の問題について	
2. 脱原発と再生可能エネルギーへの志向について	
3. 就学援助制度について	
延 会 .....	108

## 12月13日

議事日程 .....	110
本日の会議に付した事件 .....	110
出席議員 .....	110
欠席議員 .....	110
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	110
職務のため出席した事務局職員 .....	111
開議 .....	112
会議録署名議員の指名 .....	112
一般質問 .....	112
前原 六則 議員 .....	112
1. 観光資源の活用について	
2. 教育ボランティアについて	
3. 山川高校の存続について市の支援は	
高橋 三樹 議員 .....	125
1. 地区共同墓地及び市営墓地について	
2. 指宿商業高校について	
散 会 .....	132

12月19日

議事日程	134
本日の会議に付した事件	135
出席議員	135
欠席議員	135
地方自治法第121条の規定による出席者	135
職務のため出席した事務局職員	136
開議	137
会議録署名議員の指名	137
議案第91号及び議案第92号（委員長報告，質疑，討論，表決）	137
議案第88号，議案第89号及び議案第93号～議案第95号 （委員長報告，質疑，討論，表決）	139
議案第90号，議案第96号～議案第98号（委員長報告，質疑，討論，表決）	143
議案第99号（委員長報告，質疑，討論，表決）	148
議案第103号（委員長報告，質疑，討論，表決）	153
議案第100号及び議案第101号（委員長報告，質疑，討論，表決）	154
議案第102号（委員長報告，質疑，討論，表決）	155
議員派遣の件	156
会期延長の件	157
散 会	157

12月27日

議事日程	158
本日の会議に付した事件	158
出席議員	158
欠席議員	158
地方自治法第121条の規定による出席者	158
職務のため出席した事務局職員	159
開議	160
会議録署名議員の指名	160
議案第104号及び議案第105号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	160
議案第106号上程	160
提案理由説明	160
議案第106号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	162
閉議及び閉会	165



# 第 4 回 定 例 会

平成24年12月議会

平成24年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（11月26日～12月19日）

2. 会期日程

月 日	曜	区分	会 議 の 内 容
11月26日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会期の決定</li> <li>・ 議案第58号～議案第65号 （決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・ 議案第83号～議案第103号一括上程（議案説明）</li> <li>・ 議案第83号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・ 議案第84号～議案第87号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・ 議案第88号～議案第103号（質疑，委員会付託）</li> </ul>
27日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
28日	水	〃	
29日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
30日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
12月1日	土	〃	
2日	日	〃	
3日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
4日	火	〃	
5日	水	〃	
6日	木	〃	
7日	金	〃	
8日	土	〃	
9日	日	〃	
10日	月	〃	
11日	火	〃	

12日	水	本会議	・一般質問
13日	木	〃	・一般質問
14日	金	休 会	
15日	土	〃	
16日	日	〃	
17日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
18日	火	〃	
19日	水	本会議	・議案第88号～議案第103号 （委員長報告，質疑，討論，表決） ・議員派遣の件 ・会期延長の件
20日	木	休 会	
21日	金	〃	
22日	土	〃	
23日	日	〃	
24日	月	〃	
25日	火	〃	
26日	水	〃	
27日	木	本会議	・議案第104号及び議案第105号一括上程 ・議案第104号及び議案第105号 （説明・質疑・委員会付託等省略，表決） ・議案第106号上程（議案説明） ・議案第106号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

# 第 4 回 定 例 会

平成24年11月26日

(第 1 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年11月26日午前10時00分

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第58号 平成23年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第59号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第60号 平成23年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第61号 平成23年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第62号 平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第63号 平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第64号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第65号 平成23年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について
- 日程第11 議案第83号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第84号 平成24年度指宿市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第85号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の変更について
- 日程第14 議案第86号 指宿広域市町村圏組合理約の変更について
- 日程第15 議案第87号 デジタル防災行政無線設置工事請負契約について
- 日程第16 議案第88号 指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第89号 指宿市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第90号 ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について

- 日程第19 議案第91号 指宿市部設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第92号 指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第93号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第94号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第95号 指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第96号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第25 議案第97号 指宿市営住宅の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第98号 指宿市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第27 議案第99号 平成24年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第28 議案第100号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第29 議案第101号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第30 議案第102号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第31 議案第103号 平成24年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番議員 井 元 伸 明  | 2 番議員 西 森 三 義  |
| 3 番議員 浜 田 藤 幸  | 4 番議員 高 橋 三 樹  |
| 5 番議員 田 中 健 一  | 6 番議員 木 原 繁 昭  |
| 7 番議員 高 田 ちよ子  | 8 番議員 新宮領 進    |
| 9 番議員 下川床 泉    | 10 番議員 中 村 洋 幸 |
| 11 番議員 前之園 正 和 | 12 番議員 物 袋 昭 弘 |
| 13 番議員 前 原 六 則 | 14 番議員 福 永 徳 郎 |

15番議員 新川床 金 春  
17番議員 前 田 猛  
19番議員 下柳田 賢 次  
22番議員 森 時 徳

16番議員 六反園 弘  
18番議員 大 保 三 郎  
21番議員 松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員  
な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |             |             |
|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男   | 副 市 長       | 渡 瀬 貴 久     |
| 副 市 長     | 上 村 欣 久   | 教 育 長       | 池 田 昭 夫     |
| 総 務 部 長   | 邊 見 重 英   | 市民生活部長      | 谷 口 強 美     |
| 健康福祉部長    | 迫 田 福 幸   | 産業振興部長      | 下 吉 耕 一     |
| 建 設 部 長   | 三 窪 義 孝   | 教 育 部 長     | 濱 田 悟       |
| 山川支所長     | 森 健 一     | 開 聞 支 所 長   | 井 上 修 一     |
| 総 務 部 参 与 | 久 保 憲 一 郎 | 産業振興部参与     | 中 間 竜 郎     |
| 建 設 部 参 与 | 上 谷 修     | 総 務 課 長     | 高 野 重 夫     |
| 長寿介護課長    | 野 口 義 幸   | 都 市 整 備 課 長 | 小 牟 禮 信 一 郎 |
| 水 道 課 長   | 永 吉 道 博   |             |             |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長     | 福 山 一 幸 | 次長兼議事係長   | 岩 下 勝 美 |
| 調 査 管 理 係 長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 濱 上 和 也 |

△ 開会及び開議

午前10時29分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成24年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、前原六則議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（森時徳） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月19日までの24日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月19日までの24日間と決定いたしました。

△ 議案第58号～議案第65号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第58号、平成23年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第65号、平成23年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案については、決算特別委員会を設置し、その審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（井元伸明） おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第58号、平成23年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第65号、平成23年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、までの8議案について、10月22日から10月26日までの5日間の日程で、関係課職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、監査委員が指摘した事項について、執行部は反省し、改善がなされたかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与されているかどうかなどの観点から審査を行い、また、地区水道整備事業、北指宿中体育館建設事業費など、6か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。



その結果、議案第60号から議案第64号までの5議案、及び議案第65号のうち、平成23年度指宿市水道事業会計決算の認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第65号のうち、剰余金処分案は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第58号については、反対討論として、メディポリス指宿の奨励措置は10年間で約3億6,000万円ですが、平成23年度もその分に相当する分が奨励措置として予算措置され、支出をされています。

また、岩崎産業との土地の等価交換についても、地目は山林や原野など、ほとんど変わらないのに、土地の提供面積が1対3ということや、土地の必要性の問題などから見て、客観的に等価とは言いがたいものがあります。しかも、指宿市が不利益をこうむっていると見るのが普通の見方です。

また、地方自治法上、目間、節間の流用はできるにせよ、決算審査の中で明らかになったのは、余りにも安易に流用をしているのではないかと。緊急なものを除けば、補正予算で組み替えすべきものも多く含んでいるのではないかと。議会の議決を重んじるということからすれば、歯止めのない流用は問題だということをおわせて指摘し、反対いたしますというものと、使用料及び賃借料の部分で、議会、市民への説明がなされていない中で市長の個人的な家賃を含む予算についての決算であります。この種の支出については、最も丁寧な説明を要すべきであるにもかかわらず、意図的とも思われる説明隠しがなされたものと思われま

す。条例、規定、規則のない中で、このような支出が行われるべきではないのは言うまでもありませんが、全国的にも、このような支出がなされている自治体は恐らくないものと思われま

す。この処理についても、1年間執行したという事実がありながら全額執行残という、一切執行しなかったという、全く行政として説明のつかない処理がなされており、理解ができないと思います。この処理の手法は、あしき前例をつくったものと言わざるを得ません。これを許すのであれば、議会の責任、あるいは判断能力を後世まで問われることとなると思います。

以上のことから、反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

議案第59号については、反対討論として、平成23年度は国保税の引き上げがありました。国保税額は、市長自身が否定できないように、市民生活を圧迫する額に既になっています。ありとあらゆる方策をもって市民生活を守るべきであります。よって、国保会計予算に反対をし、その執行である決算に反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について、議案ごとに申し上げます。議案第58号、平成23年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について申し上げます。

選挙管理委員会は4人ですが、何回会合をして、1人の月額報酬はどうなっていますかとの質疑に対し、委員長が月額4万4,700円、その他の委員は月額3万2,900円で、条例で定められたとおりです。委員会を毎月定例的に1回から2回程度開催しています。選挙人名簿の登録が3月、6月、9月、12月、年4回、定時登録がありますので、この月と、選挙が終われば2回、3回という形になりますけれども、最低でも月1回は開催をされていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について申し上げます。

監査委員の審査意見書の中に、予算の流用等が多く見られるということで、適切な時期に補正予算を議会に上程するべきだと書かれているのですが、総務課関係で流用があれば報告していただきたいとの質疑に対し、総務課については、施設維持費で、庁舎1階の防火シャッターが防火訓練をしているときに故障し、その修繕等に120万円ほどかかっています。それが一番大きなものですが、訓練をしているとき、途中で止まって動かなくなったものです。業務に支障があったもので、予備費から流用をかけさせていただきましたとの答弁でした。

職員総務費の使用料及び賃借料の不用額83万6,420円は、一般質問等でもやっていますので、何を聞きたいかということも分かっていると思いますが、不用額ということであれば、必要のないお金であったという認識ですかとの質疑に対し、結果として支出されなかった額ということになりますとの答弁でした。

常勤の特別職に関する条例に照らし合わせても、そういうものに使っていいですというものはないわけです。今、課長は、予算が予算組みの中に含んでいたからと言われますが、予算自体は議会に諮るもので、23年度予算は通していますが、これに関する説明は一切なかったわけです。新たに市長の家賃が年間八十何万円かかりますというのを含んでいながら、23年当初予算の説明の中で、新たにこういうものが含まれていますという説明は一切なかったわけです。その予算を議会が認めたから、許される範囲という認識ですかとの質疑に対し、これも以前ご質問があって、お答えしていると思います。当時、担当ではありませんが、聞いたところでは、その住宅借上料については市長ということではなく、特別職、これは当然、副市長、教育長も含めて借り上げていますので、特別職の住宅借上料ということで説明して、市長の住宅借上料ですという説明はしていないと思います。説明が不十分だったと思いますとの答弁でした。

ここに裁判の判例があります。助役の家に公務用ということで電話を引いて、それを市が払っていたと。これは認識として、その他給付に当たるのですか、当たらないのですか。費用弁償ではないから当たらないということですかとの質疑に対し、私の解釈として、公用の部分も含めた上で引いてあると解釈いたしますので、その他の給付には当たらないと思いますとの答弁でした。

裁判の結果では、その他の給付に当たると、明確な判例が出ているのです。公金から支出

することは、地方自治法204条の2の給付に該当するので、法律又は法律に基づく条例に基づくことを要することから、今まで副市長、教育長についてやってきたという慣行の存在や契約の成立により、支出が合法化されることはないと判例が出ているのです。あくまでもあなた方の認識であって、市長のこの給与が規定のない中でつけられたところについては、その他の給付に当たらないという認識をする、しない、勝手ですけども、こういう判例も出ている中で、それでいいのかどうかです。それによつては、23年度予算自体が非常に重要な問題になってくるわけですがとの質疑に対し、私の判断としては、その他の給付に当たらないと思って発言をさせていただきましたが、議員の裁判判例によると、その他の給付にそれは該当するのだということでしたので、そういう意味では、その資料をお見せいただいたりして、勉強させていただこうと思っておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について申し上げます。

行政が支出をする際には、よく費用対効果と言われますが、必ずしもそれで図れないものもあります。そういう点で、メディポリス指宿への奨励金が3,789万5千円となっておりますが、これに対する効果、メリットの部分を単年度で示せるものでしたら示していただきたいと思っておりますとの質疑に対し、メディポリス指宿の2011年11月から9月までの患者数は391人です。このうち、県内が208人、県内を除く九州・沖縄の合計が147人、指宿市民の方は7人です。なお、九州外もいらっしゃいますが、海外の方はいらっしゃらないようです。

また、23年度の法人市民税が46万円、市県民税が概算で630万円、そのほか入湯税が300万円と、合計で約1,000万円入ってきているようです。固定資産税も、この奨励金を除いて3,600万円ありますので、こういったことから、メディポリスは非常にメリットがあると判断しているところですのでとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について申し上げます。

岩崎産業との土地の等価交換は、指宿市が2万3,773.2m<sup>2</sup>、先方からの取得に係る分が6,772.03m<sup>2</sup>、面積だけを比べると3倍以上です。地目も山林ないし原野ですので、単価に違いはないだろうと思えます。等価交換に至る説明資料はあるのですかととの質疑に対し、等価交換については、昨年臨時議会でも資料として出していますが、鑑定評価をし、等価交換をしているところです。臨時議会で説明をさせていただいたとおりですのでとの答弁でした。

鹿児島交通株式会社株式3万8,329株とありますがとの質疑に対し、昨年1月にいわさきコーポレーションから株譲渡の依頼を受けて、公有財産の有効活用という視点と、同じ株式を保有している南九州市、南さつま市、日置市とも譲渡の協議をし、4市が足並みをそろえて譲渡することで調整できたことから、売却をしたものですとの答弁でした。

574万9,350円ということですが、購入価格は幾らだったのですかととの質疑に対し、額面は50円で、実際売ったのが150円です。その根拠としては、鹿児島交通株式会社株式は非上場の株式であり、株式価格は公表されていなかったため、非上場会社の株式等の診断査定をす

る専門の民間会社による株式価格の算定書が提出されて、1株当たりの価値が117円から147円で、平均132円という形で評価をされていました。また、いわさきコーポレーションからの申し出の売却価格が150円で、最高値の147円よりも3円高かったこと、南九州市、南さつま市、日置市も同様に売却するという事で調整がついたので、妥当な価格という形で売却したものですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、行政改革推進室所管分について申し上げます。

新規補助金は、すべて評価委員会に諮っているのですかとこの質疑に対し、4件の評価をしています。永化女子情報高校ホームステイ交流事業の補助金、川尻保育園の保育所緊急整備事業、産地水産業強化支援事業、キク茎えそ病撲滅対策モデル事業補助金について、外部評価を実施していますが、キク茎えそ病撲滅対策モデル事業補助金については、外部評価にかける時間的なものがあり、内部で評価しているところですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について申し上げます。

岩本分団の消防ポンプ自動車は、石油貯蔵施設立地対策債を充てるということですが、消防債は分団のポンプ車だろうと思うのですけれども、この違いはどのようになっているのですかとこの質疑に対し、岩本分団に充当した石油貯蔵施設等立地対策特別交付金は、県の補助金で790万7千円充当し、その不足額を地方債で充てて、成川分団の分については全額を地方債で充当していますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、監査委員事務局所管分について申し上げます。

全国都市監査委員会総会に出席できなかったということでしたが、その理由はこの質疑に対し、監査委員2人の都合によりということですよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議会事務局所管分について申し上げます。

予算の枠内でしか執行できないので、ゼロになるか、不用額を生じるかですが、決算は結果として残らざるを得ないのですけれども、事務局として見た場合に、ここがもう少し欲しいというようなどころがありますかとこの質疑に対し、予算についても慎重にご審議いただき、十分な予算措置をさせていただいていると思っていますので、現時点において不自由をしているという考えはありませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、教育委員会所管分について申し上げます。

小学校、中学校、高校にパソコンがあり、リース料が発生しているようですが、何台で幾らぐらいなのですかとの質疑に対し、生徒用、教師用を合わせて、小学校では合計で322台、中学校が185台です。リースの発生している学校と臨時交付金で一括購入した学校がありますので、一概にどの学校にリースがある、ないというのは言えないところですが、基本として、リースは5年で切れますので、財政当局との申し合わせで、小学校9年、中学校7年は使っていただき、その中で買い換えをしていき、ソフト関係もリース料の中に含まれていま

すとの答弁でした。

開聞中学校の駐車場整備について、250万円ほど支出していますが、どういう整備をしたのかとの質疑に対し、昨年の7月に岩崎の方と換えた中学校下の土地を駐車場として整備したところです。これは、学校から駐車場が足りないという要望等があり、市有地となりましたので、整備して駐車場にしたところですよとの答弁でした。

図書館整備費で、かなりの期間を使って電算化に移行したのですが、運営状況はとの質疑に対し、今年の2月から電算システムが稼働し、去年7月で前年度実績の利用者数は610人の増、8月は1,512人の増ということで、いずれも利用実績につながっていると理解しているところですよとの答弁でした。

体育館のトレーニング施設を入れ換えて充実したということですが、利用者はどのような状況ですかとの質疑に対し、昨年の10月にトレーニング器具を導入いたしました。11月から先月9月までの分を過去1年分と比較すると、43%増の4,162人の利用者がありましたよとの答弁でした。

学校の耐震化率は、23年度末でどうなっていますかとの質疑に対し、小学校が88.64%、中学校が77.42%、全体で84%となっていますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について申し上げます。

指宿ECO観光モデル事業で「いぶりん」を利用しているということですが、これの利用者はとの質疑に対し、昨年1年間の件数は1,241件、売り上げが82万8,900円という数字が上がっていますよとの答弁でした。

菜の花の植え付けの委託が300万円ですが、これは指宿全体のことでかとの質疑に対し、菜の花植栽事業は、指宿地域、山川地域、開聞地域、それぞれにマラソン、菜の花マーチの時期に満開になるように、さらには、菜の花キャンペーン時の切り花として、北海道、東京、大阪のキャンペーンに持って行きますので、指宿市全体の事業ですよとの答弁でした。

観光指宿PR推進事業631万6千円で、体験型観光の育成支援ですが、体験型観光の育成は幾らかできたのかとの質疑に対し、平成23年の利用者は1,811人、平成22年が1,303人で、508人増えています。体験プログラムの内容としては、さつま揚げの作り方、かつおぶし製造、ピザづくりなど、30ぐらいのメニューを用意しています。緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用して、事業のメニューを増やしていきましましたので、今後も、大好き体験事業は、修学旅行を誘致する上でなくてはならないメニューですので、引き続き充実を図っていかねければと考えていますよとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について申し上げます。

循環バスの路線ごとの実績はとの質疑に対し、現在、4路線を週3日、1日往復2便ずつ運行しています。4路線のうち、小牧・岩本・宮ヶ浜線が平均1便当たり12.8人、池田・東方線が平均8.9人、尾下・鰻・山川港線が5.7人、開聞・徳光・成川線が14.9人で、平均で



1 便当たり10.6人という利用になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について申し上げます。

ドクターヘリが13回、鹿児島市の救急車を利用しており、4万2千円となっていますが、1回が幾らと決まっているのですかとこの質疑に対し、1回当たり3,200円ですとの答弁でした。

がん検診を含めて、その他の健診の推移と周知はどのようにしていますかとこの質疑に対し、がん検診の低さは従来から指摘されており、指宿市では特に胃がん検診、大腸がん検診が非常に低い状況です。大腸がん検診は、県内でもワースト1位、2位という状況であるため、医師会と協議し、今年度から特定健診とかかりつけ医で個別に健診ができる体制ができましたので、高い健診率である特定健診のタイミングで大腸がんも一緒にできればと考え、今年7月から大腸がん、特定健診と同日実施することで、健診率向上を規定しているところです。子宮がん検診も、夜間健診や女性特有のがん検診などの実施により微増です。

がん検診は、毎年、日曜健診を地区ごとに行っていますが、胃がんは3日間で195人が健診を受け、10%が日曜日に受けたことになっています。今後も、日曜健診を進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

意見として。健康推進員がどのような活動をしたらいいのかが見えていない部分もあるようなので、保健師は積極的に地域に出て行って、健康推進員と連携することで、各健診の受診者を増やすよう努めていただきたいというものと、病院群輪番制は非常に大事なことだと思いますが、専門外だからということで断られることがないよう検討していただきたいというものがありました。

次に、長寿介護課所管分について申し上げます。

救急医療情報キット配布は、申請された方に渡したのですか、対象者には全部配布するというものではなかったのですかとこの質疑に対し、現在のところ2,828人に配布しています。75歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯、身障適用の1級・2級を有する方を対象に、民生委員が1軒1軒当たって、医療キットが必要かどうかを判断してもらい給付していますが、4,900購入して、まだ相当ありますので、民生委員には、対象区域の中で該当者がいたら教えていただくようお願いしているところですよとの答弁でした。

意見として。救急医療情報キット配布は、民生委員に任せるということよりも、対象者全員に配布した方がいいと思いますので、検討していただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について申し上げます。

延長保育の利用者は各園によって違いますが、交付額はみんな一緒ですけれども、これはどういうことですかとの質疑に対し、鹿児島県の保育対策等促進事業費補助金交付要綱に則って補助金を支給していますが、1園当たりの基本額が年額45万3千円、これに指宿市の場合は延長時間を1時間当たり年133万5千円、この加算額の合計が588万円となっており、

利用者の数によって補助金を交付しているというわけではありませんとの答弁でした。

意見として。生活保護対策事業の運営については、市民に不公平感を与えないよう、対象世帯の生活実態が把握できるような体制構築を検討していただきたいというものがありました。

次に、都市整備課所管分について申し上げます。

庁舎潟山線の23年度末での進捗率はどうなっていますかとの質疑に対し、庁舎潟山線の進捗率は、事業費ベースで23年度末が54%です。24年度中に、二反田川から古賀線までの間は工事を終わり、供用開始したいと思っていますとの答弁でした。

県事業の渡瀬通り線整備事業費で、市の負担は幾らぐらいですかとの質疑に対し、県事業費4億8,610万円に対する負担金には事業が2種類あります。県単道路整備交付金事業が4億610万円で、負担率10分の1の4,061万円と、地方特定道路事業8,000万円で、負担率10分の0.5の400万円、合計で4,461万円が市の負担金ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について申し上げます。

地籍調査事業の進捗率はどうなっていますかとの質疑に対し、山川・開聞地域は調査を完了しましたが、指宿地域は現在調査中です。市全体の進捗率は、認証が済んでいる分が平成22年度までですので、全体で87.58%、指宿地域だけでは76.15%です。平成23年度は、認証まで終わっていませんが、調査は終わっています。調査が終わった面積で換算すると、平成23年度末で全体では88.1%、指宿地域だけで77.1%となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について申し上げます。

住宅管理費のシルバー人材センターの委託料はどのような作業ですかとの質疑に対し、住宅の床や天井の修繕、除草や樹木の伐採等を委託していますとの答弁でした。

作業費の委託料は、シルバー人材センター全体でどの程度ですかとの質疑に対し、178万8,974円ですとの答弁でした。

年次的に、23年度はトイレや外壁の改修等をやっていますが、全体の住宅の何%ぐらいで、あと何%ぐらい残っているのですかとの質疑に対し、外壁改修については、平成15年から始まり、残りはおおむね30%ぐらいの改修だと思っていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について申し上げます。

道路改良の進捗は、23年度で処理をしている分を含めて、今、どういう状況なのかとの質疑に対し、市道延長が905路線で58万1,258mありますが、道路新設改良については、過疎債を充当して道路整備に努め、現在、過疎対策事業で計画されている路線が238路線あります。このうち、23年度までの進捗率は15%ほどになっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

んでした。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

農業後継者就農奨励金は該当が12人とありますが、年齢的にはどのような構成になっていますかとの質疑に対し、平均年齢が32歳ですとの答弁でした。

意見として。休耕農地や荒れた農地が多いので、農業委員とともに現地調査をして、農家に対する指導を徹底していただきたい。また、農家、あるいは農業委員も協力した体制をとって、セイタカアワダチソウを全滅するような考えを持っていただきたいというものと、農作業事故、機械事故防止の推進を更にしていただきたいというものがありました。

次に、市民協働課所管分について申し上げます。

提案公募型補助事業で、第1回分の申請が21件され、採択が19件で、実績が17件である理由は何の質疑に対し、採択19件のうち2件の実績が上がっていないのは、申請の段階で辞退がありましたとの答弁でした。

安全灯の補助率は幾らですかとの質疑に対し、施設は定額補助になっており、蛍光灯1灯につき5千円、水銀灯1灯につき7千円、省エネ型特殊蛍光灯が1灯につき8千円、発光ダイオード灯、LED灯は1灯につき1万円、支柱設置が1万円、移設工事が要した経費の3分の1以内となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について申し上げます。

市民の所得が下がったということになれば、どういうところに影響することになりますかとの質疑に対し、国保税の所得割に響いていきますし、課税世帯、非課税世帯という分類の中で、非課税世帯が増えるという傾向になるかと思います。そうすると、福祉行政における非課税部分と対応が違ってきますので、影響があると思いますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について申し上げます。

資源ごみ分別収集事業で、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ったとありますが、どれくらい減量できたのですかとの質疑に対し、市民1人当たりの排出量は前年度とほぼ変わっていません。過去4年間は、平成20年が891、21年が889、22年が888、23年が894で、おおむね1人排出量は890g前後を行き来しています。これは、災害ごみや資源ごみなどは除いて、おおむね横ばい状態ですが、23年度は新幹線全線開業に伴った観光客等が相当入り込んでいます。そういうことを加味すると、888、894という数字は、事業所系並びに一般家庭から出るものの合計の平均値ですので、本来であればまだ増えたであろうという数値を、何とか前年並みの数値に抑え込んでいるという解釈をしていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について申し上げます。

地域特産品生産販売促進事業の中に、新たな特産品開発への支援等とありますが、どのよ



うなものが開発されたのですかとの質疑に対し、新たな特産品なども作っていこうと取り組んでいます。小牧で作っているビワの加工品に付加価値を付けて販売ができないかと、指宿商業高校の生徒たちの知恵もいただきながら、かき氷にびわシラップをかけて、活お海道で販売しています。好評で販売期間を長くしたりと、手応えはつかんでいるところですが、そのほか、ますだやで指宿商業と一緒にビワを入れたお菓子を作ったりして、指宿の特産品のビワを宣伝していこうと、結構好評を得ていると聞いていますとの答弁でした。

意見として。年間を通じて数多くの野菜類が生産されているので、更にPR活動、拡大活動を進めていっていただきたいというものと、クリーンアップいぶすき確立事業を今後も進めていただき、観光地における悪臭対策を十分に進めていただきたいというものと、ハウスの排水対策をしっかりとやっていただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について申し上げます。

有害鳥獣捕獲事業は、予算額と決算額が同じなのですが、155万円で打ち切りということですかとの質疑に対し、金額については打ち切りになっていますとの答弁でした。

打ち切りということは、有害鳥獣駆除にならないと思います。被害は多いのですから、打ち切るのであれば、予算を増やすべきではないのですかとの質疑に対し、今までの経過を見ながら、交付金を増やすようお願いをしていきたいと考えています。単価的なものも見直しを考えているところですのでとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、会計課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

次に、議案第59号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

国保税の値上げばかりに頼るのも大変だということで、23年度、初めて法定外繰入れを実施しましたが、その辺の考え方について、どの程度、国保税上げ、どの程度、一般会計から繰入れという、額を決定した経緯はどうなりますかとの質疑に対し、現在、一般会計から法定外繰入れが5億4,000万円ほどです。これを世帯で割ると、1世帯当たり6万2千円の負担増になりますので、これ以上の税率改正は非常に厳しい段階まで来ているという判断からですとの答弁でした。

ジェネリック効果の数字的なものは表れていますかとの質疑に対し、24年6月時点の数量ベースでは、先発品が66.5%、後発品が33.5%、金額ベースに直せば、先発品が85.9%、後発品が14.1%で、金額ではかなり上がっております。国の23年度の状況を見ると、数量ベースでは、先発品が76.7%、後発品が23.3%、金額ベースに直すと、先発品が91.4%、後発品が8.6%となっており、指宿市の方が取り組みは進んでいると思っておりますとの答弁でした。

意見として。医療費を下げる一環として、ジェネリックは非常に効果があり、後発の部分では全国を上回っているケースもあるようですので、一般の保険者に広く周知をし、医療費

の削減に努めていただきたいというものがありました。

次に、議案第60号、平成23年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

重複・頻回受診者、何か不安があって、何回も行くのか分かりませんが、どのような実態なのかとの質疑に対し、連合会の方が中心となって、データに基づき、3人の訪問指導員が対象者の自宅を訪問して話をしています。対象者は、一月当たり4万円以上のレセプトとか、一月当たり15日以上医療機関での受診とか、主にそういう方を抽出しています。平成23年度の実績では、対象者が56人、延べ受診人数が114人です。その後、訪問指導員の方が分析等を行っていますが、入院とか、そういう特別な事情を考慮すると、やはり訪問前より訪問後が、入院など特別な事情を除くと、ある程度、医療費の減が見られたという報告書をいただいておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第61号、平成23年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

介護認定に当たっての調査についてですが、家族の立ち会いがなく、諸事情によって本人だけというようなケースもあるのかとの質疑に対し、家族の立ち会いがない場合もあります。例えば、施設や病院に入所されている場合は、看護師やケアマネジャーに確認します。全くの独居で一人だけということはほとんどありません。もし、家族がその場に立ち会えなかった場合は、後で家族に連絡をとり、調査員が再度確認しておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第62号、平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

温泉使用料128万円、過年度繰越未収分538万100円、これらの回収についての対策はどの質疑に対し、温泉使用料につきましては、現年度の収納率が96.89%、滞納繰越分が7.56%と、現年、過年合わせた収納率は85.86%です。納められるのに納められないという状況の方、あるいは生活が苦しくて、税金同様、温泉使用料まで納められないという状況の方もいるようです。納付に対する不公平感をなくするためには、収納率を高めていかなければならないと思っていますし、特別会計における貴重な一般財源である使用料についても、当然、収納率を高めていく必要があると思っています。このような観点から、これまでも督促、あるいは再三の督促にもかかわらず納付されない方には、催告書を送っている状況です。まずは、納期を過ぎたら督促状を発送するわけですが、催告を頻繁にやらないと、未納者に対する意識が深まっていないのかなど。それと、直接本人と話をして、どういう状況で納められない状況があるのか、その辺を聞いて、納められる範囲の中で、分納という形で少しでも納めていただくということが必要だと思っていますので、まずはそこを重点的にやっていく必要があると思っています。勤務時間内では済まない状況ですので、夜間徴収もやっ

と考えていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第63号、平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

給料、職員手当と共済費というので職員6人分でしたが、残業はどのくらいあるのですか。仕事柄、残業等もあるのではないかと思いますがこの質疑に対し、23年度から時差出勤等をした結果、職員の時間外が500時間で147万9,568円となっています。22年度については、879時間、242万3,607円の時間外だったわけですが、時差出勤等をしまして94万4千円ぐらい減額になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第64号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

潟口ポンプ場の進捗率、事業費ベースでは、いつまでに完了ですかとの質疑に対し、23年度に新潟雨水ポンプ場の基本設計、建設予定地にある建物補償調査業務委託を実施しています。現在、権利者と具体的な移転用地買収のための交渉に入っており、権利者が、4人のうち1人からは承諾をいただいております。残る3人についても、24年度内に用地補償契約を済ませ、25年度から現場工事に着手する予定で作業を進めておりますとの答弁でした。

公共下水道整備事業は、面積的には計画区域の何%ぐらいが終わっているのですかとの質疑に対し、現在の整備地は事業認可面積が542haで、平成23年度までの整備済みが454.35haですので、進捗率は83.83%となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第65号、平成23年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、まず、決算の認定について申し上げます。

指宿市水道事業報告書に、有収率が全体の分は87.14%と出ていますけれども、有収率について、指宿・山川・開聞地区別、また、ここ数年の年度別の数値、改善等がなされているのか、含めて伺いますとの質疑に対し、地域ごとの23年度分は、指宿地域が89.75%、山川地域が85.38%、開聞地域が78.12%ですとの答弁でした。

意見として。人件費を年々減らしてやりくりをしているようですけれども、工夫しながら、別途のニーズというのは確保しながらやっていただきたい。水道というのは、市民の生命を預かるもので、障害の起きないようにスタッフを十分確保しながら、進めていただきたいというものがありませんでした。

次に、剰余金処分案について申し上げます。

当年度未処分利益剰余金1億1,860万9,741円のうち、地方公営企業法に基づき、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に7,800万円積立処分し、残額60万9,741円を翌年度に繰越ししようとするものでありますが、別に質疑、意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

---

再開 午前11時38分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を順次許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 議案第58号並びに59号に対して反対の討論を行います。

まず、58号、一般会計についてです。

一般会計は、自治体の基本的姿勢が示される予算であり、市民にとってどのような立場で組まれた予算なのか、そして、その結果としての決算なのかということが問われるわけです。市民目線から見て、問題点を二、三、指摘したいと思います。

メディポリス指宿への奨励措置は、10年間で約3億6,000万円という額であり、平成23年度も奨励措置がなされ、支出されております。メディポリス指宿から、市民税や奨励額を上回る固定資産税などが市に納入されるとして、奨励措置の効果だと言いますが、仮に奨励措置を今やめても、それらはなくなるものでもありません。それらは奨励措置の効果ではなく、メディポリス指宿から一定の納税があるという現状の数字にすぎません。

一定の納税があるということからすれば、他の地元企業や市民とて同じであります。メディポリス指宿だけを優遇する根拠にはなり得ません。奨励措置をやめれば、その分、財政的には総体的にプラスになるというのが正しい評価であります。市民目線で考えるならば、奨励措置はやめて、市民のためにお金は使ってほしいということであります。

条例に基づく支出でありますから、会計上は何も問題はないにしても、政治的判断として、これらを批判し、反対するのは当然の権利であり、表明であります。

また、岩崎産業との土地の等価交換についても、問題だと指摘せざるを得ません。地目は山林や原野など、ほとんど変わらないのに、面積では、指宿市が3を出して、岩崎産業側が1を出しての交換であります。指宿側が欲しかったのは歩道用地であり、全体から見ればわずかな面積であります。残りの多くは、利用の計画さえ立っていない、必要性を疑問視される土地です。不動産鑑定士を入れたということですが、不動産鑑定士はその道の専門家ではあっても、絶対的ではありません。人を変えれば評価が変わるのは常であります。

地目は同じようなもので、土地の提供面積が1対3という交換は、客観的に等価とは言い

がたいものがあります。しかも、指宿市の側が不利益をこうむっていると見るのが、普通の見方ではないでしょうか。

以上のようなことから、市民目線で見ても、一般会計決算に反対をいたします。

また、つけ加えるならば、地方自治法上、目間、節間の流用はできるにせよ、決算審査の中で明らかになったのは、余りにも安易に流用をしているのではないかという感であります。緊急なものを除けば、補正予算で組み替えすべきものも多く含んでいるのではないのでしょうか。議会の議決を重んじるということからすれば、歯止めのない流用は問題だということを指摘しておきます。

議案第59号について、国保会計についてであります。平成23年度は国保税の引き上げがありました。国保税額は、市長自身が否定できないように、市民生活を圧迫する額に既になっています。ありとあらゆる方策をもって、市民生活を守るべきであります。

よって、国保会計の予算に反対をし、その執行である決算に反対をいたします。

以上です。

○議長（森時徳） 次は、下柳田賢次議員。

○19番議員（下柳田賢次） 議案第58号について、反対の立場で討論いたします。

議会、市民への説明が全くなされない中で市長の個人的な家賃の内容を含む予算執行が、市長と一部の職員の判断でとり行われた決算であります。この問題につきましては、いろいろな問題を含んでいることから、これまで一般質問等で質問を行い、追求してきたところがあります。

このような新たな予算については、最も丁寧な説明がなされるべきであるにもかかわらず、意図的とも思われる説明隠しがなされたと思わざるを得ません。

そして、最も重要なことは、地方自治法第204条2で、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給することができないと、明確に示されております。本市の条例、規程、規則に、その支出根拠がない中で、このような支出が行われるべきではないということは言うまでもありません。

そして、その処理の方法であります。予算組みがなされ、1年間執行したという事実がありながら、全額執行残という、一切執行しなかったという、全く指宿市行政として説明のつかない処理がなされており、全く理解できないものであります。この処理の手法は、あしき前例をつくったものと言わざるを得ません。

そして、市長自ら全額を返済していること自体、自ら非を認めている証左であると思われまます。

このような事実がありながら、これを許すのであれば、議会としての責任、判断力を後世に問われることとなります。

以上、このような内容と事実を含んだ決算でありますので、反対の討論といたします。



○議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、採決いたします。  
まず、議案第60号から議案第64号までの5議案を一括して採決いたします。  
5議案に対する委員長の報告は認定であります。  
5議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第60号から議案第64号までの5議案は、認定することに決定いたしました。  
次に、議案第65号のうち、決算の認定についてを採決いたします。  
本決算に対する委員長の報告は認定であります。  
本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第65号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。  
次に、議案第65号のうち、剰余金処分案についてを採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第65号のうち、剰余金処分案については、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第58号、平成23年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。  
委員長報告にご異議がありますので、起立によって採決いたします。  
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。  
よって、議案第58号は、認定することに決定いたしました。  
次に、議案第59号、平成23年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、議案第59号は、認定することに決定いたしました。

#### △ 議案第83号～議案第87号一括上程

○議長（森時徳） 次は、日程第11、議案第83号、教育委員会委員の任命について、から、日程第15、議案第87号、デジタル防災行政無線設置工事請負契約について、までの5議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第4回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、人事に関する案件1件、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、一部事務組合に関する案件2件、契約に関する案件1件、指定管理者の指定に関する案件3件、条例に関する案件8件、補正予算に関する案件5件の計21件であります。

まず、議案第83号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります野口マズミ氏が、平成25年2月22日をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、その後任として西森廣幸氏を教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりであります。

同氏は、長年、教職員として活躍され、学校教育においては、小学校長や教頭を歴任されるとともに、県や市町村の社会教育行政においては、青少年課長や青少年教育係長、社会教育主事等を歴任されています。また、教職員退職後は、社会教育指導員や公民館長等も勤められ、経験も豊富であることから、当該委員として適任者であると思っております。何とぞご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第84号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成24年11月16日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第85号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、であります。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する同組合規約別表第2の8及び9の事務に係る組合市町村に西之表市を加えることに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第86号、指宿広域市町村圏組合規約の変更について、であります。

本案は、広域行政事務の合理的かつ効率的な共同処理を図り、新たに完成する管理型処分場の管理運営に資するため、関係市の負担割合を変更する必要があることから、指宿広域市町村圏組合規約を変更することについて、関係市と協議したいので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第87号、デジタル防災行政無線設置工事請負契約について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上であるデジタル防災行政無線設置工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第83号を除く4議案の詳細につきましては、関係各部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の2ページをお開きください。

議案第84号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成24年度指宿市一般会計補正予算書（8号）の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ2,456万8千円を追加し、予算の総額を211億1,904万1千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

款2総務費、項4選挙費、目5衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費2,456万8千円の補正につきましては、12月16日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う経費を計上したものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをお開きください。

款15県支出金2,455万6千円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、選挙費委託金であります。

款18繰入金8千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基



金からの繰入金であります。

款20諸収入4千円の補正につきましては、説明欄にお示しのとおり、雇用保険料被保険者負担金であります。

次は、提出議案の4ページをお開きください。

議案第85号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の変更について、であります。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する同組合理約別表第2の8及び9の事務に係る組合市町村に西之表市を加えることに伴い、同組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容につきましては、平成25年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、地方公務員災害補償法第69条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務、及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定による市町村立の学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を共同処理する組合市町村に西之表市を加えるものであります。

次は、提出議案の9ページをお開きください。

議案第87号、デジタル防災行政無線設置工事請負契約について、であります。

本案の当該請負契約につきましては、11月7日、防災行政無線のメーカー、又はメーカー代理店の6社による指名競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、デジタル防災行政無線設置工事で、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は7億245万円であります。契約の相手方は、福岡市中央区天神二丁目13番7号、沖電気工業株式会社九州支社支社長尾野猛であります。

入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、工事の概要についてでございますが、既設の市役所親卓の改修、中継局1局、屋外拡声子局141局、戸別受信機668台を設置する予定でございます。

工期につきましては、平成28年1月29日の完成を予定しております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

---

再開 午後 0時58分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民生活部長（谷口強美） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加してご説明を申し上げます。

提出議案の6ページをお開きください。

議案第86号、指宿広域市町村圏組合規約の変更について、であります。

本案は、平成25年度中に完成する予定の管理型最終処分場の管理運営に係る関係市の負担金割合を新たに定める必要があることから、指宿広域市町村圏組合の規約を変更しようとするもので、併せて文言の整理をするものであります。

提出議案の8ページをお開きください。

具体的には、一般廃棄物管理型最終処分場費の管理運営に関する経費を基本割①と②に区分して負担しようとするものです。

基本割①と②の按分比率は、建設時に計画した管理型最終処分場の埋立容量である穎娃ごみ処理施設埋立分2万8千 $m^3$ と、完成後15年間に発生するであろう埋立量3万3千 $m^3$ でまず按分します。

そして、基本割①については、昭和54年から平成11年までの間に、旧山川町、開聞町、穎娃町で埋立処理されたものに関する維持管理経費でありますので、穎娃ごみ処理場の維持管理経費の按分方法で負担する、すなわち直近の国勢調査人口割50%、前年度以前3年間の処理量割50%で負担しようとするものであります。

基本割②については、これから発生する埋立物の維持管理経費でありますので、まず、指宿市清掃センターで発生する埋立物と穎娃ごみ処理施設で発生する埋立物で按分し、更に穎娃ごみ処理施設で発生した埋立物に係る経費は、先ほどご説明しました穎娃ごみ処理施設の維持管理経費で按分し、指宿市清掃センター分は全額、指宿市の負担としようとするものであります。

その他、文言の整理については、経費の負担割合を明確に表示しようとするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

---

再開 午後 1時18分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第83号（質疑, 委員会付託省略, 表決）

○議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

まず、議案第83号について、質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第83号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第84号～議案第87号（質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決）

○議長（森時徳） 次に、議案第84号から議案第87号までの4議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 議案第87号について伺います。

今回の契約は指名競争入札となっておりますが、そこで伺いますが、やり方としては、例えば、指宿市に相当する業者がないとすれば、鹿児島県内だとか、あるいは九州管内だとか、その他条件を付けて、つまり条件付き一般競争入札の道もあったわけですが、条件付き一般競争入札でなく、指名競争になった理由は何なのかまず伺います。

もう一点は、落札をした業者が直営で全部やるのかどうかよく分かりませんが、仮に、下請に出すというようなことがあれば、地元業者の活用についての問題が出てくるわけですが、地元業者を活用することについての何らかの配慮なりはあるのかどうか、その点を伺います。

○総務部長（邊見重英） まず、初めに、条件付き一般競争入札でなく、指名競争入札になった理由ということでございますけれども、一般競争入札につきましては、不特定多数の参加を求め、入札方法によって競争を行わせ、そのうち普通地方公共団体に最も有利な価格のもの

というふうになっております。

一方、指名競争入札につきましては、その業者の資力であるとか能力であるとか、信用その他について適当であると認められれば、不特定多数の競争加入者を選んで指名するという方法でございます。

今回のデジタル防災無線の業者の選定につきましては、特殊な工事内容であることから、平成24、25年度、指宿市競争入札参加資格者名簿に電気通信工事で登録がある防災行政無線のメーカー、または代理店のうち、九州管内でデジタル防災行政無線工事の実績があるものを選定したものでございます。

それから、地元業者を活用することについての配慮はどうなっているかということでございますけれども、特殊な業務であることから、沖電気ということになっております。また、その下請の段階で地元の業者の取り扱いはどうなっているかということにつきましては、現段階では確認をいたしておりませんので、お答えするところがないところでございます。

○11番議員（前之園正和） 一般競争入札と指名競争入札については、今回の入札が問題だったということ言っているわけではなくて、一般的に言うならば、指名競争入札については、恣意的なことが入り込む余地があるということが言われており、一般競争入札は、そういう意味では公平性、あるいは選択肢を広げることでのメリット、デメリットも若干あるということで条件を付けるということになっているのではなかろうかというふうに思うわけです。

そういう意味では、選択肢を広げることになれば、条件を付けての一般競争入札ということではいいのではないかと。先ほどちょっとメモできなかったんですが、今回の指名競争入札については何とか何とかなの登録業者ということでしたが、それを条件にしても仮に言えばよかったということになるのではないかと。どこそこに登録されている業者という条件を付すと。そういう意味で、条件付き一般競争入札の方が選択肢として広がるのではないかと。そういう意味で申し上げているわけですので、さらに、そういうことを含めて、指名競争入札になったことについてもう一度お答え願えればと思います。

それから、地元業者の活用については、全部自前でやるのか、下請を使うことになるのか、現時点分からないということかもしれませんけれども、やはり、それを使えとかどうかということではなくて、仮に使うことがあれば、地元業者をやはり下請としては使ってほしいというふうなことは、当然、入札以前に申し上げておいてもいいのではないかと。そういうふうに思うんですよ。今回はそれがなかったということだと思えますが、その点についてはどうなのか、改めて伺います。

○総務部長（邊見重英） まず、入札の関係でございますけれども、先ほど私の方で少し早口で申し上げましたけれども、一応、形としては、指名競争入札ということでございますけれども、中身といたしましては、先ほど申し上げましたように、平成24年、25年度指宿市競争入

札参加者資格者名簿に、電気通信工事で登録のある防災行政無線のメーカー、またはメーカー代理店のうち、九州管内でデジタル防災行政無線設置工事の実績があるものを選定したところです。これにつきましては、入札契約委員会の中で特記事項として、このことを付記して指名競争入札の業者を選定したところでございます。

それから、地元業者の活用ということでございますけれども、基本的には、当然、私どももそのことを尊重しながら、例えば、通常の建設工事あるいは建築工事、物品等の工事におきましても、市内の業者を優先ということでさせていただいております。したがって、先ほど申し上げましたが、入札の事前の段階で、その地元業者の下請等について、条件といえますか、事前に協議をするということはちょっと私自身はちょっと把握しておりませんが、本日議決いただいて、本契約となるわけですけれども、その段階で下請けというふうなことがあれば、できるだけ市内の業者を使っただけのようをお願いをしたいと思います。

○11番議員（前之園正和） 条件付き一般競争入札か指名競争入札かということについては、一定の条件を考慮して、その中から指名をしたということですので、しかしながら、一定の独自の指名をするに当たっての枠はあったかもしれないけれども、指名には変わらないんですよ。条件付き一般競争入札の場合には、条件を付して、どこからも受け入れるということですので、基本的には違うというふうに思うので、申し上げたわけです。

それから、もう一点伺いたいんですが、この戸別受信機は668台というふうになっていますが、これはどういったところを考えているかということと併せて、それから、今後施工する中で、この戸別受信機の数や局数の変更、あるいは設計段階ではよかろうと思ったんだけど、実際やってみるとよく聞こえないということで、移動とかということも出てくるのではないかと。そういう意味では設計変更もあるのではないかとというふうに思うんですが、戸別受信機の数やら局数の変更、その他設計変更等があり得るのではないかとと思うんですが、あり得るかどうかということと。あり得た場合の契約金額については、その際どのようになっているのか伺います。

○総務部長（邊見重英） 戸別受信機の設置についてですけれども、668設置ということでご説明を申し上げました。このうち、18につきましては、旧指宿の地域コミュニティの無線といいますか、地域の無線の設置をされているところがありますので、それに防災行政無線を接続する工事となっております。

それから、残りの650についてですけれども、25年度に旧指宿市内に300、それから、26年度に旧開聞地域に150、それから、27年度に旧山川地域に200という戸別無線機の設置を予定いたしております。この戸別無線機につきましては、スピーカーの設置をするわけですけれども、やはり、どうしても難聴地域というのはございますので、そういうスピーカーの音がどうしても届かない地域については、優先して、その戸別受信機を市で設置しようと考えて

いるものでございます。

それから、個数と契約の関係でございますけれども、現在の契約の中では、先ほど申し上げました668というのを上限として考えております。もし、この設置数が今申し上げましたように少ない場合でしたら、出来高で支払うということになりますし、もし、どうしても現在申し上げた数が増えてしまうということがあった場合については、また別途契約することになります。

○11番議員（前之園正和） 答弁漏れと思いますので、議長の方で判断していただきたいんですが、戸別受信機については答弁があったんですけど、局数の変更とかその他の設計変更があり得ないのか。その際の契約金額はどうかということについては答弁ないのじゃないかと思えます。

○総務部長（邊見重英） 現在のところ、今、ご質問のあった局数等については想定はしてないわけですが、何らの契約内容をですね、特に金額の問題でございまして、大きく変更しなければならぬような状況になった場合は、また議会の方にもご相談をしたいと思います。

○議長（森時徳） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第87号までの4議案は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第87号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第84号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第85号及び議案第86号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号及び議案第86号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第88号～議案第103号一括上程

○議長（森時徳） 次は、日程第16、議案第88号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、から、日程第31、議案第103号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、までの16議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、ご説明を申し上げます。

まず、議案第88号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者として、財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第89号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、であります。本案は、指宿市体育施設の指定管理者として、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第90号、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、であります。本案は、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者として、株式会社セイカスポーツセンターを指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第91号、指宿市部設置条例の一部改正について、であります。本案は、農業振興と農業者の利便性の向上を図ることなどを目的に、いぶすき農業支援センターを設置しており、今後の更なる農業部門の強化と、新たな行政需要に迅速かつ的確に対処するため、農政部を設置しようとすることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第92号、指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、であります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第93号、指宿市税条例の一部改正について、であります。本案は、地方税法第37条の2第1項第3号の規定に基づく寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の対象とする鹿児島県税条例の改正を受け、個人市民税も同様の取扱いとするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第94号、指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第95号、指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、の2議案であります。両案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第96号、指宿市下水道条例の一部改正について、であります。本案は、下水道使用料の改定を行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第97号、指宿市営住宅の整備基準に関する条例の制定について、であります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第98号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、であります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正しようとするものであります。

次は、議案第99号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億1,079万6千円を追加し、予算の総額を212億2,983万7千円にしようとするものであります。



次は、議案第100号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ1,220万1千円を追加し、予算の総額を82億8,738万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第101号、平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ208万3千円を追加し、予算の総額を5億9,619万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第102号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、であります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ518万5千円を追加し、予算の総額を11億5,923万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第103号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。本案は、収益的支出に232万5千円を追加し、収益的支出額を6億6,534万2千円に、職員給与費に224万5千円を追加し、職員給与費の額を1億4,145万2千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係各部長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の13ページをお開きください。

議案第91号、指宿市部設置条例の一部改正について、であります。本案は、農業振興と農業者の利便性の向上を図ることなどを目的に、いぶすき農業支援センターを設置しており、今後の更なる農業部門の強化と、新たな行政需要に迅速かつ的確に対処するため、農政部を設置しようとすることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、まず、第1条につきましては、産業振興部を産業振興部と農政部に再編しようとするものでございます。

次に、第2条につきましては、農業、林業及び畜産に関する事務、土地改良に関する事務を産業振興部から農政部へ変更しようとするものであります。また、部設置条例の一部改正に伴い、部の名称を変更することにより、指宿市農業農村整備事業推進協議会条例の庶務部署の規定を変更するため、附則において改正を行おうとするものであります。なお、本条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の199ページをお開きください。

議案第99号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。別冊の平成24年度補正予算書の1ページをお開きください。補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1億1,079万6千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を212億2,983万7千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの第2表繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、5ページの第3表債務負担行為補正でお示しの各事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

第4条で地方債の補正を計上しておりますが、これは、5ページの第4表地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の変更を計上するものであります。この表の中で臨時財政対策債については、元利償還金の100%が普通交付税措置されることから、発行可能な全額を借り入れて、今回の補正予算の財源調整として活用しようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明させていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や10月1日に行いました人事異動による予算の整理及び指宿商業高等学校の教職員給与は、鹿児島県職員に準じる取扱いとしていますが、県職員の給料月額減額措置が廃止され、10月1日から減額前の額で支給となったこと等による人件費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、21ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節8報償費から節13委託料までの1,000万円の補正につきましては、本年8月に創設された国の特定地域再生事業費補助金制度を活用して、指宿市版SWC構想の策定のためのデータ収集及び調査分析等を行うもので、国から事業採択の内示があったことから、特定地域再生計画策定事業に係る予算を計上するものであります。

同じく節15工事請負費3,000万円の補正につきましては、指宿船員保険保養所跡地整備について、県の地域振興事業の特別枠として採択されたことから、工事請負費の増を計上するものであります。なお、県の地域振興事業補助金の対象事業費は1億円で、補助率は2分の1となっていることから、今回、県補助金5,000万円の計上と、過疎債を当初の7,000万円から5,000万円に減額する財源の組み替えも行うものであります。

目12諸費、節23償還金・利子及び割引料1,653万2千円の補正につきましては、説明欄にお示しのとおり、市税の過年度分修正申告の件数増に伴う、市税還付金及び加算金の増250万円と、平成23年度児童福祉費及び生活保護費に係る過年度精算に伴い、国庫支出金精算返納金1,193万5千円、県支出金精算返納金209万7千円を計上するものであります。

14ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、次のページのみ6国民健康保険総務費、節28繰出金1,220万1千円の補正につきましては、平成22年度国民健康保険の医療給付費実績が国の平均を超

えたことから、国民健康保険特別会計に対する国民健康保険事業安定化基準超過費用額共同負担金等として、一般会計からの繰出金を計上するものであります。

目7後期高齢者医療総務費、節28繰出金90万5千円の補正につきましては、後期高齢者医療の長寿健診事業の増に係る後期高齢者医療特別会計に対する一般会計からの繰出金の増を計上するものであります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、次のページを開けていただき、節11需用費126万円の補正につきましては、児童虐待防止対策事業費補助金の交付額内示があったことから、児童虐待防止対策に係る広報啓発用パンフレットの印刷製本費を計上するものであります。

目2児童措置費、節13委託料65万2千円の補正につきましては、県放課後児童健全育成事業費補助金の交付要綱改正に伴い、補助基本額の改正があったことから、放課後児童健全事業の委託料の増を計上するものであります。

項3生活保護費、目1生活保護総務費、節19負担金補助及び交付金40万5千円の補正につきましては、住宅手当緊急特別措置事業の対象者の増に伴い、補助金の増を計上するものであります。

款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費、節13委託料945万円の補正につきましては、指宿市清掃センター旧炉施設の解体基本設計及び財産処分申請業務委託料を計上するものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節8報償費から、次のページの節19負担金補助及び交付金までの合計337万3千円の補正につきましては、農業者年金事務費補助金の交付内示に伴う事務費の増及び青年就農給付金事業費補助金交付内示に伴う事務費及び交付金の増を計上するものであります。

目6農地費、節11需用費及び節13委託料の合計282万3千円の減額と節15工事請負費282万3千円の増額の補正につきましては、基幹水利施設の光熱水費等の執行見込額の減と、平成25年度に計画していた側溝改修及び電気設備改修等の工事を前倒して実施することによる予算の組み替えであります。

項2林業費、目2林業振興費、節13委託料2,160万6千円の補正につきましては、松くい虫伐倒駆除事業費と、景勝松林樹幹注入事業費について、県から増額内示があったことから、委託料の増を計上するものであります。

項3水産業費、目2水産業振興費、節8報償費630万円の補正につきましては、山川港への海外まき網船の入港増に伴う、水揚げ奨励金の増を計上するものであります。

18ページをお開きください。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節19負担金補助及び交付金51万5千円の補正につきましては、県道指宿鹿兒島インター線の事業費増に伴う市負担金の増を計上するものであります。

項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金518万5千円の補正につきましては，公共下水道事業特別会計の補正財源として，一般会計からの繰出金の増を計上するものであります。

次のページの款8消防費，項1消防費，目3消防施設費，節11需用費72万円の補正につきましては，消防分団車両等の燃料費及び修繕料の増に伴う需用費の増を計上するものであります。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節11需用費105万円の補正につきましては，消防設備等の緊急を要する施設修繕の増に伴う，施設維持費の増を計上するものであります。

項3中学校費，目3学校教育振興費，節20扶助費111万4千円の補正につきましては，要保護・準要保護生徒就学援助費の受給対象者増に伴う扶助費の増を計上するものであります。

項5幼稚園費，目1幼稚園費，次のページを開けていただき，節19負担金補助及び交付金318万6千円の補正につきましては，幼稚園就園奨励費補助金支給対象者増に伴う補助金の増を計上するものであります。

項6社会教育費，目7社会教育施設費，節11需用費及び節18備品購入費の合計85万2千円の補正につきましては，市民会館及び山川文化ホールの照明及び非常用備品取替に伴う施設維持費等の増を計上するものであります。

項7保健体育費，目3学校給食センター費，節11需用費63万5千円の補正につきましては，厨房機器等の修繕増に伴う施設維持費の増を計上するものでございます。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金1,556万6千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの事業に係る負担金と補助金を計上するものであります。

款15県支出金8,346万8千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの事業に係る負担金と補助金及び委託金を計上するものであります。

款18繰入金6,274万8千円の減額補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として，財政調整基金への繰り戻し金を計上するものであります。

款20諸収入34万1千円の補正につきましては，説明欄にお示しの事業に係る，事業費の増及び支援金を計上するものであります。

款21市債7,416万9千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの市債について，借入額を変更するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（谷口強美）** それでは，命によりまして，市民生活部所管の議案について，追加してご説明を申し上げます。

提出議案の20ページをお開きください。

議案第93号、指宿市税条例の一部改正について、であります。本案は、平成23年6月30日に公布された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律等に基づき、県では今年9月の県議会において、個人県民税における寄附金税制の拡充を内容とする県税条例の一部改正の議案が可決されておりますので、個人市民税も同様の取扱いとするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

それでは、次の21ページをお開きください。

主な改正内容についてご説明申し上げます。県や市の地方公共団体が条例で指定することにより、公益社団法人、公益財団法人、特定公益増進法人などへの寄附金税額控除を受けられるようになったことに伴い、第34条の7において、今回指定する範囲として、所得税法や租税特別措置法に該当する鹿児島県内に主たる事務所を有する法人、又は団体等への寄附金について追加挿入するものであります。

なお、この指定された法人等への寄附金は、2千円を控除した後の寄附金の10%の額が税額控除として住民税の算定額から控除される内容になっております。また、県では、この条例の適用を平成24年1月1日からとしておりますし、県下の各市においても、県税条例と合わせるため、市税条例の一部改正を12月議会に上程しているようであります。

なお、附則第2条において、この条例は、県と同様に平成24年1月1日からの寄附金又は金銭について、適用することとしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（迫田福幸） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の22ページをお開きください。

議案第94号、指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域密着型介護サービスに係る基準を、厚生労働省令を基準として、市町村が地域の実情に応じて、市町村条例で定めることになったため、この条例を制定しようとするものであります。施行期日は、平成25年4月1日とするものでございます。

次は、提出議案の138ページをお開きください。

議案第95号、指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、であります。本案も、指宿市指定地域密着型サービスの事業



の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例と同様、介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で定められていた地域密着型介護予防サービスに係る基準を、厚生労働省令を基準として、市町村条例で定めることになったため、この条例を制定しようとするものがあります。施行期日は、平成25年4月1日とするものでございます。

次に、提出議案の200ページをお開きください。

議案第100号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。別冊の平成24年度補正予算書の25ページをお開きください。補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1,220万1千円を追加し、予算の総額を8億2,738万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、34ページをお開きください。

款4後期高齢者支援金、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、節19負担金補助及び交付金44万4千円の補正につきましては、今年度、後期高齢者支援金確定に伴う負担金を計上するものであります。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、節23償還金・利子及び割引料150万円の補正につきましては、保険税の過年度分等更正に基づく過誤納還付金を計上するものであります。

目3一般被保険者償還金、節23償還金・利子及び割引料1,025万7千円の補正につきましては、平成23年度療養給付費等負担金額確定に伴う返納金を計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、33ページをお開きください。

款9繰入金1,220万1千円の補正につきましては、基準超過費用額に係る一般会計からの繰入金を計上するものであります。

次は、提出議案の201ページをお開きください。

議案第101号、平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、であります。別冊の平成24年度補正予算書の35ページをお開きください。補正の内容は、第1条で、歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ208万3千円を追加し、予算の総額を5億9,619万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、44ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節7賃金と節11需用費の合計69万8千円の補正につきましては、後期高齢者医療被保険者の健康相談等を行う後期高齢者医療広域連合会からの受託事業費を計上するものであります。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費、節13委託料138万5千円の補正につきましては、長寿健診委託料を増額計上するものであります。



次に、歳入について、ご説明いたしますので、43ページをお開きください。

款3繰入金90万5千円の補正につきましては、長寿健診委託料増額に係る一般会計繰入金を計上するものであります。

款5諸収入117万8千円の補正につきましては、受託事業に係る収入と長寿健診委託料増額に係る広域連合負担金を計上するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（下吉耕一） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の12ページをお開きください。

議案第90号、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、であります。本案は、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者として、株式会社セイカスポーツセンターを指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年8月24日から8月31日までを応募期間として公募を行いましたところ、3団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。選定の理由につきましては、県内外において、温泉施設及びスポーツ施設など、12施設の指定管理者としての実績があり、豊富な温泉を活用した健康づくりの推進、施設及び地域の情報発信等の施設経営方針は適切で、住民のみならず、観光客等にも幅広く配慮したものとなっており、利用者増が期待できること。本社のサポート体制や職員の研修、施設の維持管理及び危機管理マニュアル等も整備され、指揮命令系統も確立されている。また、維持管理に関する情報の蓄積による独自の情報管理システムを構築し、利用者のトラブルの未然防止や再発防止に関する取り組みや管理運営における事業計画が高く評価できることなどから、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者候補者としてふさわしいと判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○建設部長（三窪義孝） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の189ページをお開きください。

議案第96号、指宿市下水道条例の一部改正について、であります。本案は、第2次集中改革プランに基づき作成した、特別会計の歳入歳出見直しによる繰出金の削減に関する基本方

針により、公共下水道に係る下水道使用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、第16条で表中の区分に基づく金額をお示しのとおり改定しようとするものであります。

なお、附則において、この条例の施行期日は平成25年7月1日とし、適用区分として、平成25年7月分以後の公共下水道の使用に係る下水道使用料について適用し、平成25年6月分までの公共下水道の使用に係る使用料については、なお、従前の例によることとしております。

また、経過措置として、一般の汚水量が $100\text{m}^3$ を超える使用者の改定後の条例の規定により算出した合計額については、改定後の条例に基づく $100\text{m}^3$ を超える分により算出した額から、改定前から条例に基づく $100\text{m}^3$ を超える分により算出した額を減じて得た額に、お示しのとおり1年目を3分の2、2年目は3分の1を乗じて得た額を減じることとしております。

次は、提出議案の192ページをお開きください。

議案第97号、指宿市営住宅の整備基準に関する条例の制定について、であります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部改正が行われたことから、この条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容は、敷地の位置の選定、高齢者等への配慮対策や住戸性能等を国土交通省令で定める基準に従い、指宿市営住宅の整備基準を定めようとするものであります。なお、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の197ページをお開きください。

議案第98号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、であります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。改正の主な内容は、第5条の改正において、入居者資格の要件等を定めようとするものであります。なお、この条例は、平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の202ページをお開きください。

議案第102号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、であります。別冊の平成24年度補正予算書の45ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額にそれぞれ518万5千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を11億5,923万6千円にするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、54ページをお開きください。

款1 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費，節27 公課費357万円の補正につきましては，消費税の確定により公課費を増額するものであります。

款2 事業費，項2 維持管理費，目2 雨水対策費，節11 需用費161万5千円の補正につきましては，潟口地区内水路のフラップゲート改修工事に係る経費を計上するものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，53ページをお開きください。

款4 繰入金518万5千円の補正につきましては，歳出補正予算の増額に伴い，一般会計からの繰入金を増額するものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（濱田悟） それでは，命によりまして，教育委員会所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第88号，指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について，であります。本案は，指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者として，財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定しようとするもので，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議会の議決を求めるものであります。指定管理者の選定につきましては，本年8月20日から31日までを応募期間として公募を行いましたところ，3団体の応募があり，指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。

選定の理由につきましては，管理運営方針が適切で，また，利用者の要望に応じて開館時間を柔軟に運用するなど，利用者の利便に配慮した提案がなされていること。施設の設備管理を初め，照明・音響の技術の高い職員がそろい，指宿市民会館を指定管理者として運営してきた実績があり，職員配置の面から見ても，山川文化ホールの管理も可能であること，地元文化団体の催事の際は，職員が経験を生かした助言を行うなどのサポートが提案されていることなどから，指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者候補者としてふさわしいと判断し選定したところであります。

なお，指定への期間については，平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とするものであります。

次は，提出議案の11ページをお開きください。

議案第89号，指宿市体育施設の指定管理者の指定について，であります。本案は，指宿市体育施設の指定管理者として，特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定しようとするもので，地方自治法第244条の2第6項の規定により，議会の議決を求めるものであります。

市体育施設の指定管理者に，特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブを指定することにつきましては，本法人は，国のスポーツ振興法による基本計画に基づき，行政の支援によ

り、平成15年4月に旧指宿市で設立されたものです。また、国の示すスポーツ基本法に基づく基本計画において、地域スポーツの推進を図るため、体育施設の指定管理を含め、総合型地域スポーツクラブの育成・支援の必要性がうたわれております。また、市体育施設の管理運営に当たっては、市と指定管理者がスポーツの振興及び安全な施設管理、運営に関して協力すること、事業運営や施設管理技術を蓄積すること、人材育成を図ることなど、継続的な運営を行う必要があります。

以上のことを踏まえて、市体育施設の設置目的と本法人の設立目的が密接に関連しており、今後より多くの市民に体育施設が利用され、生涯スポーツや健康づくりの推進など、市の施策の円滑な推進が期待できること等から、指定管理者として最適であると判断し、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用し、公募によらず、候補者を選定したものであります。

また、指定の期間につきましては、指定管理者制度導入に係る指針に基づき、新規施設でありますので、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間とするものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（永吉道博）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の16ページをお開きください。

議案第92号、指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、であります。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法の一部改正が行われたことから、水道事業を経営する地方公共団体がこの条例を制定する必要性が生じたものです。

条例の制定に当たっては、法令を十分に参酌して、地域の自由度が認められているもので、平成25年3月31日までに制定することとされています。水道法を参酌した結果、異なる点は、学校教育法による学校を卒業した後、水道に関する技術上の実務経験年数を、大部分の学歴で1年短縮した点であります。

なお、施行期日は、平成25年4月1日からとするものであります。

次は、提出議案の203ページをお開きください。

議案第103号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。別冊の指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を232万5千円増額し、水道事業費用を6億6,534万2千円に、営業費用を5億8,407万5千円にしようとするものであります。内訳につ

きましては、定期人事異動に伴う人件費と臨時職員採用に伴う賃金の増額であります。

次に、第3条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を224万5千円増額し、1億4,145万2千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に説明書として、実施計画書等を添付してありますので参照していただきますようお願いいたします。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時34分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第88号～議案第103号（質疑、委員会付託）

○議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 議案第91、94、95、96についてそれぞれ伺います。

まず、91号、指宿市部設置条例の一部改正について、であります。農政部を新たに作るようとしているわけですが、各課や係については、条例で定めなくてもいいことになっているわけですが、農政部をつくるという今日現在において、各課や係について、今日時点です。一定の考えがあるのかどうか。それとも、内部については今後ということになっているのかどうか、その点をまず伺います。

それから、94号、95号については、それぞれこれまで厚生労働省令で定めがあったものを、それを基準にして条例で定めるということになっているわけですが、条例で定めることになったことに伴い、特に大きく変わったことがあるのかないのかですね、単なる移行ということなのか、中身の大きな変化を伴っているのかということですか。

それから、96号については、今回25%値上げとなっておりますが、25年7月1日からということになっておりまして、来年度は9か月になりますけど、9か月ではなくて、12か月で計算したときに、総額で年間幾らぐらいの値上げということになるのか数値を伺います。

○総務部長（邊見重英） 農政部の各課や係についてのご質疑でございました。現段階でのことでございますけれども、一応、新たな農政部には、課として、農政課と耕地林務課を設置する予定でございます。なお、係につきましては、産業振興部との関連の中で係を整理するこ



とも必要でございますので、現在検討しております。詳細については、まだ現時点では申し上げられませんので、ご了承いただきたいと思います。

○健康福祉部長（迫田福幸） 議案第94号及び95号で条例で定めることになったことに伴い、特に大きく変わったところがあるのかというご質問でございますが、市条例の制定に当たりましては、基準省令を基本的に準ずることといたしますが、参酌すべき基準の一部について、県条例との整合性を図りながら、追加等の規定を設けたところでございます。

○建設部長（三窪義孝） 平成23年度決算を基に試算しますと、年間5,570万円の収入増となります。

○11番議員（前之園正和） 94号、95号についてですが、厚生労働省令で決めてあったのを、今回、それを基準に条例で定めるということで、若干大きくかどうか分かりませけど、実情にあわせて変えるところもあるかのような答弁だったのではないかというふうに思うんですが、これから委員会に付託され、審査が始まるわけですけれども、その際には、それぞれの条例の意味がどうなのかということと併せて、その変わったところはどこなのかという視点でもやっぱり説明がなされるべきじゃないかと思うんですが、そのことを伺っておきます。

○健康福祉部長（迫田福幸） まず、議案第94号についてでございますが、3件ほど追加の規定を設けたところでございます。1点目が、省令に追加して、指定地域密着型サービスの事業の一般原則に、高齢者の虐待防止及び権利擁護についての規定を設けております。2点目が、居室定員の中で、ただし書き文について、利用者の処遇上必要と認める場合には、2人とすることができるを、4人以下とすることができる。3点目が、サービス提供者記録等の保存期間を2年間保存しなければならないとなっておりますが、5年間保存するというように追加しております。

それから、同じく95号につきましても、2件ほど規定を設けたところでございますが、地域密着型サービス事業の一般原則に、94号同様、高齢者の虐待防止及び権利擁護についての規定を設けております。

2点目が、94号と同じく、サービス提供者記録等の保存期間を2年間から5年間に延長するというように規定を設けているところでございます。

○11番議員（前之園正和） 先ほど建設部長から答えていただいたんですが、5,570万円というのは、条例は来年の7月1日からとなって、来年度は9か月なんですけれども、これは、1年間に引き伸ばした数字という理解でよろしいんですよね、5,570万円は。そのことを確認させてください。

○建設部長（三窪義孝） 1年間です。

○議長（森時徳） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

○18番議員（大保三郎） 通告はしておりませんが、議案第90号について質疑を行います。



議案第90号によりますヘルシーランド及び山川砂むし温泉保養施設の指定管理者の指定についてでございますが、過去、ヘルシーランドと山川砂むし温泉は、個別の指定管理だったと思うところですが、なぜ一括して指定管理者の指定をするのか。それと、山川砂むし保養施設は、唯一地元の業者でありましたけれども、今回、3団体の応募の中に応募したのかどうか。砂むし温泉はですね、指定管理者の方から、市の方への還付金があったと思うんですが、今回の選定に対しても、そのような提案がなされたのか、3点一括してお伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 3点ほど質疑をいただきました。まず、第1点目でございますが、第1点目、両施設を一体として指定管理者を応募をしたというのはどういうことかということでございます。まず、現指定管理者との間で意見交換を行う中で、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設両指定管理者からサービス向上策定に積極的に取り組むためには、この施設は一体で管理した方がいいのではというご意見をいただいたということがございます。そういう中で、具体的には、市としまして、3点ほどのメリットがあるのではないかとというふうに想定しております。

まず、メリットの第1点目としては、両施設は、類似した温泉施設であり、施設の管理運営のノウハウが一致していることから、指定管理者にとって総合的に管理が行えること。第2点目に、魅力ある観光地づくり事業により、山川製塩工場跡地の整備を行い、併せて遊歩道も整備されたことから、ヘルシーランドからたまたま箱温泉、山川砂むし保養施設に至る動線がつかながったことにより、温泉の癒し空間として広報宣伝を一本化することで、更に利用者増が見込まれるということ。それから、3点目に、両施設を連動させたサービスを提供することで、温泉の癒し空間としての知名度が高められるということで、指宿の観光振興に大きなメリットが期待されるという、この3点を想定をしております。

それから、現山川砂むしの指定管理者は応募したかどうかということでございますが、応募はしてございません。

それから、納付金が山川砂むしにはあるが、これについての提案がなされているかということですが、それぞれの施設での提案ということで、納付金についても、山川砂むしの方からはありまして、合算しての指定管理料ということになっております。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第99号を除く15議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第99号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（森時徳） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 前 原 六 則

議 員 福 永 徳 郎

# 第 4 回 定 例 会

平成24年12月12日

(第 2 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年12月12日午前10時00分



### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

### 1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 松下喜久雄 |
| 22番議員 | 森時徳   |       |       |

---

### 1. 欠席議員

なし

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 豊留悦男 | 副市長    | 渡瀬貴久 |
| 副市長    | 上村欣久 | 教育長    | 池田昭夫 |
| 総務部長   | 邊見重英 | 市民生活部長 | 谷口強美 |
| 健康福祉部長 | 迫田福幸 | 産業振興部長 | 下吉耕一 |
| 建設部長   | 三窪義孝 | 教育部長   | 濱田悟  |

|        |         |          |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 山川支所長  | 森 健 一   | 開聞支所長    | 井 上 修 一 |
| 総務部参与  | 久 保 憲一郎 | 産業振興部参与  | 中 間 竜 郎 |
| 建設部参与  | 上 谷 修   | 総務課長     | 高 野 重 夫 |
| 危機管理室長 | 森 和 美   | 財政課長     | 中 村 孝   |
| 市民協働課長 | 馬 場 久 生 | 税務課長     | 大久保 正 一 |
| 環境政策課長 | 廣 森 敏 幸 | 長寿介護課長   | 野 口 義 幸 |
| 商工水産課長 | 中 村 俊 治 | 観光課長     | 下敷領 正   |
| 学校教育課長 | 瀬戸山 稔   | 市民スポーツ課長 | 下敷領 達 郎 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局 長  | 福 山 一 幸 | 次長兼議事係長 | 岩 下 勝 美 |
| 調査管理係長 | 鮎 川 富 男 | 議事係主査   | 濱 上 和 也 |

### △ 開 議

午前10時00分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、新川床金春議員及び六反園弘議員を指名いたします。

### △ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、中村洋幸議員。

○10番議員（中村洋幸） おはようございます。10番、中村洋幸でございます。12月9日鹿児島気象台は、桜島の初冠雪を観測したと発表しております。昨年よりも16日より早い冠雪のようであります。傍聴者の皆様には、寒い中をお出でいただきまして、ご苦労さまでございます。

それでは、早速質問に入ります。私は、新ごみ処理施設計画についてから質問をさせていただきます。

ごみ問題は、私たちに最も身近な環境問題であることは言うまでもありません。現在、指宿市は2か所の施設でごみ処理を行っております。合併前の山川、開聞、穎娃町の施設である指宿市町村圏組合穎娃ごみ処理施設と旧指宿市の指宿市清掃センターで処理を行っております。穎娃ごみ処理施設は、昭和54年3月に、指宿市清掃センターは、平成10年3月に稼動しておりますが、両施設とも老朽化が進み、多額の維持補修が必要となっていること、また、財政負担が二重になっていることなどから、新施設の建設計画に至っていると思っております。新ごみ処理施設計画は、2つの施設を統合し、指宿広域市町村圏組合の施設として整備するとのことですが、どのような計画で進めていくのか、通告に従い質問をいたします。

まず、1点目の新焼却施設の建設候補地として、指宿市清掃センター跡地を指宿広域市町村圏組合の新ごみ処理施設検討委員会で決定しているようであるが、これまでの経緯と今後の計画について伺います。

2点目、今までの施設より性能的には優れた施設だと思うが、万が一の事故などの対策は大丈夫なのか伺います。

3点目、ごみ処理施設と既存のごみ処理施設の違いはどういうところなのか伺います。

4点目に、隣接する成川、丈六地区の住民の理解が得られ、市清掃センター敷地への建設



が決定した場合、搬入道路などの改良も必要になると思うが、建設工事と併行して進められるのかお伺いいたします。

5点目に、新焼却施設整備により市の財政負担はどのようになるのかお伺いをいたします。

次に、2問目の質問で、観光施設などの環境整備についてということで、通告で分かりにくかったと思うんですが、今日は、ヘルシーランドの子供広場の件についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、12月号の広報紙にヘルシーランドの子供広場の件については掲載されておりましたが、あえて質問をさせていただきます。ヘルシーランドは、平成11年4月に旧山川町で都市と農村の交流施設とし、地域住民の健康増進及び観光の振興と活性化を図る目的で整備されたものであります。しかし、18年の合併により指宿市に移管されております。その後、平成19年度から指定管理者制度が導入され、管理運営がなされ現在に至っているところでございます。

指定管理者制度を導入してから子供広場は使用できない状態であるが、今後どうする計画なのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） ただいま幾つかのご質問をいただきました。今日は、小学生が社会科の勉強の一環として、身近な政治についてこの議会を傍聴しておりますので、一部小学生に分かるような言葉に直した答弁になることをお許しいただきたいと思います。

新しいごみ処理場の建設予定地が指宿市清掃センター敷地に決定いたしました経緯についてでございますが、広域組合で新しいごみ処理施設の建設をするために必要な面積が約5,500m<sup>2</sup>以上でないといけないということでございまして、未利用公有財産、指宿市又は土地開発公社等の利用していない、そういう公有財産の土地を5か所選びました。そして、自治公民館、環境衛生協力会、女性団体、商工関係代表者等10名で構成される建設地検討委員会に諮問を行ったところであります。

検討委員会では、平成24年4月から8月にかけて5回の検討会を開き、その中で、生活環境の保全、防災面への配慮など、10の基本指針に基づき、具体的な評価項目として直近の住宅、活断層、小中学校、福祉施設までの距離や他の廃棄物処理施設の配置のバランス等20項目にわたって評価を行った結果、指宿市清掃センター敷地が最もよい場所であろうとして、8月24日に組合管理者である指宿市長の私の方に答申をいただきました。

その後、広域組合及び構成市、南九州市でございすけれども、様々な角度から分析をいたしました。検討委員会の答申は客観的かつ的確に評価されていると判断ができましたので、答申を尊重して指宿市清掃センター敷地を正式に建設地と決定をしたところでございます。現在のごみ施設を建設するときに同意をいただいた成川地区や丈六地区の皆さんに対して住民説明会を開催し、建設に対して内諾、許しをいただいているところでございます。

今後、2つの地域と建設基本協定及び環境保全協定を結び、今年度末から建設に向けた地

質調査、測量調査、環境衛生調査等を実施し、平成29年度稼働を目指して事務を進めていく予定でございます。

以下、いただきました質問等につきましては、関係の部長等に答弁をいたさせます。

○市民生活部長（谷口強美） （2）で施設の優れた施設はということで、事故対策等についての質問でございました。今回整備予定の新しいごみ処理施設につきましては、大気汚染防止法やダイオキシン規制法等の排ガス法規制値を遵守することはもちろんのことではあります。更に厳しい自主規制値を設定し、隣接自治会と締結する環境保全協定にも盛り込む予定であります。

また、処理施設で発生する汚水は、プラント内で循環処理し場外へは放流しない完全クローズ型の施設を予定しております。更に、地震や停電にも強い安全・安心な施設を建設する予定にしております。

一方、地域住民に対しても建設中はもちろんのこと、その後の運営につきましても、各種測定結果等、積極的に情報公開を行い、安全・安心な施設であることをPRする予定としております。

また、万が一事故が発生した場合は、すぐさま操業を停止し、その原因究明、改善方法等が終了するまでは、再稼働は行わないこととしております。

今回の新しいごみ処理施設は、2炉方式でありますので、同時に、2系列とも事故が発生することは想定しにくいと、事故が発生した場合でも、片方の炉でごみ処理対応は可能であると考えております。

次に、既存の施設と新しい施設の違いはということかということでもございました。新しいごみ処理施設と既存のごみ処理施設の違いは、まず、処理する対象地域の枠組みが異なることとなります。既存の指宿市清掃センターは指宿地域のごみ処理を対象としていますが、新しいごみ処理施設は、これまで穎娃ごみ処理施設で処理をしていた山川、開間、穎娃地域のごみ処理も併せて処理することとなります。

処理施設の構造として、焼却方式はストーカー方式、排ガス処理方式はバグフィルター方式を採用しておりますので同一ですが、建設コスト及び維持管理コストを考慮して、既存の処理施設の8時間操業から16時間操業で計画をしております。また、周辺環境に配慮して、既存の処理施設は、大気汚染防止法やダイオキシン規制法等の環境基準は、法基準と同一の基準を設定しておりますが、新ごみ処理施設は、成川・丈六地区と締結する予定の環境保全協定により、法基準により更に厳しい自主規制基準を設定し、より環境負荷の少ない施設を整備する予定となっております。

更に、既存の処理施設は1炉形式のため、毎年の耐火物補修等のメンテナンス時に、約1か月程度の可燃ごみを屋外のごみ集積スペースに積み上げておりましたが、新ごみ処理施設は2炉形式のため、メンテナンス時も片方の炉で24時間処理体制等を取り、可燃ごみの屋

外集積をなくすることによって、衛生害虫の発生や悪臭の発生を抑えられることになると考えております。

次に、清掃センター建設が決定した場合、搬入路の改良をということですが、現在、指宿市清掃センターに搬入している車両台数の実績は1日当たり約40台、颯娃ごみ処理施設は47台で、2施設の合計では1日当たり約90台、時間当たり11台となっております。このことから、搬入車両そのものの交通量はさほど多くはないと想定されますが、国道より清掃センターに進入する接続市道の幅員及び構造が大型車両等の離合が困難であるため、道路改良は必要と認識しておりますので、新ごみ処理施設建設工事と並行して進めていきたいと考えております。

また、市道整備と併せまして、国道の管理委託を受けている鹿児島県等にも相談をし、右折車線や安全施設等の整備ができないかをお願いしていきたいと考えております。

それから、5番目に市の財政負担はどういうことになるかということでございます。新ごみ処理施設を建設するに必要な財源として、2施設を統合して建設すると決定した平成23年9月に試算した金額では、建設に約36億7,400万円となっておりますが、このうち、国から循環型社会形成推進交付金約9億1,900万円、一般廃棄物事業債で23億4,200万円、建設時の一般財源負担額が指宿市分として約2億8,400万円ですので、工期を3年と想定した場合、平成26年度から28年度の間は、年間約9,500万円の一般財源が必要となってくると考えられます。

一方、建設後の維持費に必要な財源を比較してみますと、平成23年度の指宿市清掃センターと颯娃ごみ処理施設の維持管理に要した費用は、指宿市の負担として3億3,700万円程度要しておりますが、これは全額一般財源で対応しております。

新ごみ処理施設が稼動した場合の指宿市の負担額は、約2億4,200万円程度が想定されておりますが、このうち一般財源が約1億6,700万円、交付税措置で対応できる財源が約7,500万円と想定されております。

したがいまして、清掃センターと颯娃ごみ処理施設の2施設を統合することによって、非常に大きな財政効果が生まれてくるものと考えております。

以上でございます。

○産業振興部長（下吉耕一） 閉鎖しているヘルシーランドの遊具施設を今後どのようにする考えかというご質問でございます。

ヘルシーランド子供広場の遊具施設につきましては、温泉保養館の奥に設置され、スーパースライダー、大型円形すべり台、幼児用すべり台、ブランコなどが設置されており、親子連れや保育園等の遠足に利用されておりました。

施設設置から約13年が経過しており、長年、風雨にさらされた結果、木造部分の老朽化が進行しているため、現在は使用を控えている状況でございます。

当初、現場確認を行った結果、外見上は問題なく見える箇所も、内側が腐食しているものもあり、改修について試算しましたところ多額の費用が掛かるという結果が出ましたので、費用対効果と危険防止のため一旦撤去を行い、その後の活用について検討する予定でございました。

しかしながら、本施設は地域住民の健康増進と市民の憩いの場の創出を目的としており、今後も引き続き山川地域において、子供たちがゆっくり遊べる遊具施設のある広場が必要であると考えているところでございます。

また、このことにより、ヘルシーランドの利用者の増加が図られるとの判断から、現場の安全点検を行っている業者と異なる業者と再度協議したところでございます。その結果、修繕を行うことで使用可能であると思われるとの回答をいただきましたので、今後修繕する方向での検討を行いたいと考えているところでございます。

○10番議員（中村洋幸） それでは、環境問題というか、ごみ処理センターについての質問から先に行います。まず、成川地区、丈六地区の周辺地域住民との説明会が開催され、また、あいら清掃センターなどの視察も行われておりますが、参加者の意見はどうだったのかお伺いをいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 成川地区、丈六地区延べ6回の住民説明会とあいら清掃センターを視察し、視察は53名の参加をいただきました。成川・丈六地区での住民説明会では、主に建設地決定までの経過と建設地検討委員会に地元住民の代表が入っていないのはなぜなのか、あるいは建設地が決定してからの住民説明会は手順的に地元住民の軽視ではないか、また、煙突からの煤塵やダイオキシン類の健康被害物質の対応策はどのようにするのか、建設後の環境モニタリングは実施するのか、また、その結果は公表するのか等、様々な角度からご意見、ご指摘を受けたところですが、その一つの質問に対しまして、正確かつ丁寧にご説明をし、また、要望事項等についても、可能な限り尊重していくことを説明会の中で申し上げてまいりました。

例を申し上げますと、新ごみ処理施設建設地検討委員会の委員10名を選定したときに、成川地区あるいは丈六地区から選定されていないというんですが、こういう新しい施設というのは疑義が生じるのは分かります。疑義を持たれてはいけないので、公平に選定委員で検討していただいたものであります。余り利害関係のない方々を委員になっていただいたもので、情報公開もしなかつたところでありまして。これは、委員の氏名が分かると委員の方々が公平な検討・決定ができないことからであります。周知の仕方は足りなかつたという面は十分反省しておりますが、建設する施設を検討する際は、地元の方々にも入っていただき検討していただきたいと考えております。そういう例がございました。

また、最新のごみ処理施設として、あいら清掃センターでの視察では、施設運営に対して安心感が持てたということ、今の指宿市清掃センターと比較して、すばらしい施設であった

ので、あの施設に負けないぐらいの施設を建設していただきたいなどの、建設に対し一定のご理解を示すご意見を伺ったところであります。

○10番議員（中村洋幸） 住民説明会での意見等の説明、また、答弁の説明がありましたけれども、一応内諾を得られたということは、それなりに納得いただいたということで考えてよろしいのでしょうか。また、あいら清掃センターの視察を行って、住民の皆さんが安心できる施設であったからこそ、あれに負けない施設を造ってほしということだったと思うんですが、そこらについてはどうなんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 焼却処分場、清掃センター等の建設を進める際には、やはり地域住民のご理解・ご同意をいただいた上で、何よりも安全・安心な施設を造ることがとても大切だと思っております。

そこで、今回、成川と丈六地区の住民説明会においては、私どもも資料を準備し、十分説明をしたつもりでございます。しかし、この施設の建設においては、いろいろな意見を聞いた上で、そして、ご納得をいただいた上で建設すべきだろうと私どもも決断をいたしまして、この説明会においては、できるだけ多くの方々の意見をお聞きし、そして、不安があるとなれば、その不安を解消するためにどうするのかということも関係部で協議をいたしました。何よりも、このような新しい施設を見学していただいた上で、安心感を持っていただき、そして、更には、今後どのような協議を進めていって、新しい処理施設を造るのかという、そういう工程を立てる必要があると考えました。

そういう意味で、私どもも住民の方々にはできる限り十分な説明をしてきたつもりであります。今後も、そのような不安があるとしたら、丁寧に紳士的に答えていきたい、そう思っております。

○10番議員（中村洋幸） 過去においては、この指宿市清掃センターですが、地域住民というか、成川地区には特に迷惑をかけていると思うんです。匂いの問題から飛灰の問題、いろいろ多大な迷惑がかかっております。この新しい施設の建設により、今現在の施設は匂いだけが気になるんじゃないのかなと、生ごみの匂いが成川のすぐ下の集落には毎日じゃないですけども時々あるんです。だから、この匂いの関係等については、この新施設を造ることによって改善されるのか、そこらについてお伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 悪臭対策についてのご質問でございます。新ごみ処理施設では、収集車が施設に出入りする場所にはエアーカーテンを設置し、施設内の悪臭が外部に漏れにくい構造とする予定であります。更にごみを一時貯留するごみピット内が最も悪臭の原因となりますので、誘引送風機で強制的に悪臭を吸い込むことによって、外部より負圧の状況をつくり出し、悪臭が外部に漏れないような構造とする予定であります。

更に、吸引した悪臭はすべて焼却炉内部に送り込み、高温で悪臭物質を無臭化する構造にする予定であります。また、既設の焼却炉は1炉形式のため、毎年の耐火物補修等のメンテ



ナンス時に約1か月程度の可燃ごみを屋外のごみ集積スペースに積み上げておりましたが、新ごみ処理施設では2炉形式のため、メンテナンス時も片方の炉で24時間処理体制等を取り、可燃ごみの屋外集積をなくすることによって、悪臭の発生を抑えられると考えておるところでございます。

○10番議員（中村洋幸） 次に、今後新しく造る施設については、燃焼時間を16時間ということと定めてあるということですが、立ち上げ時と立ち下げ時のダイオキシンというか、燃焼温度が800度以下になってくれば、ダイオキシン濃度が上がるという話を聞いておったんですが、これについてはどうなのか。また、周囲の動植物、住民に影響はないのか、この立ち上げ、立ち下げ時のダイオキシン濃度ですね。周囲については、成川の地域内にあるものですから、ツブキを採りにいったり、タケノコを採りにいったり、そういう植物も豊富にあるところですので、人体にその影響はないのかどうかお伺いをいたします。

○市民生活部長（谷口強美） ダイオキシンの関係でございます。ダイオキシンは、燃焼温度が800度以下のときに発生しやすいため、ダイオキシン規制法が施行される以前は、立ち上げ時ごみを投入してから助燃バーナーで火をつけ、立ち下げ時も、焼却炉の運転を停止し、翌日までに後埋火で処理をしていましたが、現在の運転マニュアルでは、まず、立ち上げ時は、助燃バーナーで十分に炉内温度を上げてからごみの投入を行い、また、立ち下げ時にも、助燃バーナーを稼働させ、完全に焼却してから炉を停止しております。更に、集塵装置もバグフィルターという特殊なロフを使用した装置を付けることによって、人体に影響のない濃度まで除去する予定としております。

なお、今回の新ごみ施設の法基準は、煤塵で $0.15 \text{ g/Nm}^3$ 、ダイオキシンで $5 \text{ ng/Nm}^3$ ですが、自主基準値としては、煤塵で0.05、ダイオキシンで3という法基準より更に厳しい数値を予定していますので、健康面等には十分配慮した施設であると考えております。

○10番議員（中村洋幸） 新施設が稼働した場合、焼却灰はどれぐらいの頻度で、今建設中の管理型処分場に搬出されるのか。また、運搬中の飛散などについては心配ないのかお伺いをしたいと思います。焼却灰ですので、私は飛ぶのかなと思っているんですけども、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 焼却灰の搬送についてでございます。新ごみ処理場もですが、新施設に先立ち、指宿市清掃センターの焼却灰も来年12月から穎娃の管理型最終処分場に搬出する予定であります。この焼却炉から搬出される焼却灰は、通常の灰とは状況が異なっておりまして、通常の灰は乾燥して風等で簡単に飛散しますが、焼却炉の灰は、一旦水が張られた容器に投入されたものを、水中のベルトコンベアーでハイバンカーに集積されますので、完全に湿った状態か、若しくは泥状になっていますので、風などによる飛散はほとんどありません。

それから、運搬時には嵩上げたトラックの上部に飛散防止用のシート等を張り、十分な



飛散防止対策を行ってまいりたいと考えております。また、搬入回数等については、週2回ぐらいを考えております。

○10番議員（中村洋幸） ごみ処理問題は、私たちの日常生活の中から日々排出されるごみを安定的に、そして、安全に処理することだと思います。万全な安全対策のもと、地域住民に信頼される安全・安心な施設整備運営に努めていただくよう強く申し入れを行いまして、次の質問に入ります。

次は、観光施設関係になりますが、ヘルシーランドの子供広場の件でございます。指定管理者に管理委託を始めてから本年度で6年目になります。多目的広場、子供広場の管理については、どのような位置付けで管理されてきたのか。平成25年度から指定管理者選定の議案も提案されておりますが、多目的広場の芝の管理、子供広場の遊具の日常点検を含め、安全な施設として管理をしていただく必要があると思うが、どういう考えなのか。また、監督責任についてはどう考えているのかお伺いをいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） まず、多目的広場につきましては、メイングラウンドとサブグラウンドがあり、スポーツ振興や健康増進、更に市民の交流、ふれあいの場としての位置付け、サッカーやグラウンドゴルフなど、多くの方に利用していただいております。また、多目的広場を利用された後は、大浴場や温水プールを利用される方も多く、保養館の利用促進にも寄与しております。

多目的広場の管理につきましては、ヘルシーランド指定管理者管理運営業務仕様書の中で、芝生等管理業務を義務付け、利用者が快適な環境で利用できるよう、芝張替えや除草、芝刈り作業など適正な管理に努めていただいております。

次に、子供広場につきましては、幼児や青少年の健全育成や健康増進、あるいは親子のふれあいの場として位置付けており、幼稚園、保育園等の遠足や家族連れの方々に利用されております。子供広場の管理につきましても、管理運営業務仕様書の中で年1回の安全点検業務を義務付け、安全性の確保に努めていただいております。

今後につきましても、両施設が安全な施設として快適な環境で利用していただくために、市としましても、監督責任があると考えておりますので、指定管理者に対しまして適切な管理に努めるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○10番議員（中村洋幸） 子供広場の遊具の安全点検の監督責任があって、監督不行き届きのために今、使用できない状態になっていると思うんです。指定管理者にすれば、収入のない施設なんです。結局、企業の第一の目的は利益の追求だと。だけど、我々が持っているこの施設については、先ほども述べましたように、住民の福祉、健康増進、いろんな目的を持っているわけです。そういう中で、せっかく何千万円も掛けて造ってるやつを使えないような施設にするのは、住民にとっても非常に迷惑な話でございます。

この子供広場の遊具については、リーフレットでも案内しているように、ヘルシーランド

と一体の施設でございます。こういう施設を管理不行き届きのために使えないとか、子供たちも遊び場がない中で使えない状態にするというのは、私はおかしいと思うんです。だから、これについては、安全点検、通常の日常点検を含めて、定期的な点検を義務付けるべきだと思うんですけれども、そこらについてはどのような考え方でしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） これまでの経緯と今後の方針をもっと詳細に説明させていただきたいと思いますが、当施設は、平成11年に建設をされております。毎年1回の安全点検業務委託によりまして、これまで施設の維持と軽微な補修につきましては、この業務委託の中で実施をしております。当時の担当者からの聞き取りによりまして、平成17年ごろから木製部の傷みが目立ち始めたということでございます。平成19年度からは、指定管理者に運営を引き継いでおりますけれども、指定管理になって以降も年1回の安全点検業務委託は継続しております。平成22年度からは現在のセイカスポーツセンターが管理しておりますけれども、平成23年度の安全点検業務において、現行の施設を部分的な補修で使用するには、安全性に問題があるとの報告を受けまして、見積もりを行った結果、全体的な修繕を行うには多額の費用を要すること、更には、主要部分に多くの木材が使用されていることから、今後も多額の維持費が予想されることなどの理由から一旦使用禁止にしまして、その後、有利な補助事業等により整備をできないかを検討してきたところでございます。

施設の維持管理というものにつきましては、先ほども申しましたように、仕様書の中できちんとたい込んで、今後も維持管理に努めるという方向で考えているところでございます。

○10番議員（中村洋幸） ただいまの答弁の中に、17年度から傷みが出ているということで、それに気づいているんだったら、なぜ早く修繕をしなかったのかなと。修繕費の50万円までは指定管理者がということもあるだろうし、また、市の方で17年のこの段階で指定管理に出す前にわかっておれば、ちゃんと修理をした上で管理はこうしてくださいよと、やはり、そういうことまで指導すべきじゃなかったのかなと思うんですけれども、そこらについてはどうなんでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） 施設は、平成11年にオープンし、築13年が経過しようとしていることから、施設の老朽化がかなり進んでおります。これまで適正な維持管理がなされておれば、現在のような状況にならなかったのではないかとということでございますけれども、ほかの施設等も見えますと、大体十四、五年、木製の施設につきましては、老朽化で大規模な修繕を要するというような状況が発生しております。これまでも、特にこの施設におきましては、安全点検業務を位置付けをしまして、1年に1回の定期点検を実施してきておりながらも、現在の状況になったということで、これらも老朽化によるものだと私どもとしても判断をしているところでございます。

○10番議員（中村洋幸） 一口に老朽化で片付けるのはどうなのかなと。1年に1回の定期点検は義務付けてやっているということですが、安全上の問題から言ったら、日常点検、

これは、毎日じゃなくても、二、三日に1回、1週間に1回でも日常点検をしながら定期点検という形でもっていけば、ちょっとした不具合のところは簡単に修理ができると思うんです。ほっとくから大きな修理になると、大きな病気になるということだと思っんです。だから、そこら辺について、今後どういう指導をしていくのか、修理をして使えるようになれば、なおさら安全点検は特に必要だと。事故があった場合の責任かれこれについてもありますんで、ちゃんとした管理をしていただくということをお願いしたいんですが、そこらについてはどうなんでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） ご指摘のとおりだと思います。施設は入念に維持管理をすれば耐用年数を超えて使用することも可能だろうと思っんですので、今後徹底した維持管理により、少しでも長く施設が使用できるよう指導に努めてまいりたいと思っっております。

○10番議員（中村洋幸） それで、ヘルシーランドは、リーフレットにも案内しているとおりに、子供広場、多目的広場、こういうものも含んでヘルシーランドでございます。ヘルシーランド条例の中に、子供広場は明確に位置付けをされてないんですが、この際、ちゃんと位置付けをして、管理かれこれについても、どこに責任があるんだということがわかるようにしていただきたいと思っんですけれども、そこらについての考え方はどうなんでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） ヘルシーランドの遊具施設につきましては、付帯施設であることから条例の中では、第2条において名称及び位置を、第4条において、指定管理者が行う義務について、ヘルシーランド施設一体としてうたっているところでございます。

また、施行規則におきまして、利用料金等について管理運営に関し必要な事項を定めていることから、遊具施設について個別にうたっていないところでございます。

しかしながら、遊具施設については、子供たちをはじめ、多くの方々が利用することから、安全に利用してもらうため、指定管理者業務仕様書の中で、年1回の安全点検及び毎月の定期報告書における報告の義務付けを行うなど、市としましても適正な管理に努めるよう指導しているところでございます。

○10番議員（中村洋幸） 条例には難しいみたいな答弁ですが、まず、施設自体に管理人はあそこの場合はついてないんですよね。だから、年に1回の定期点検では、私は不十分だと思います。安全点検については、こまめにやってもらって、点検表も義務付けて、市の担当課が行ったときにちゃんと確認ができるような形をとっていただければなと思っんですけれども、そこについてはどうでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） ご指摘のとおり、入念な管理をすることで、先ほども答弁させていただきましたが、長寿命化が図れると思っっておりますので、観光課の職員がその近辺を通りかかったときには、施設の点検を行って、そして、その報告をするような、そういう手立てを考えていきたいと思っっております。

○10番議員（中村洋幸） ヘルシーランドの子供広場、子供たちにとって安全で楽しい遊び場

であることが絶対の条件であります。日常の安全点検，定期点検は管理者が維持管理を行う上で最も基本的なことであると思います。安全点検記録書の作成なども義務付け，事故のない安全な遊具の維持管理に努めていただきたいと思います。

時間も少し残っておりますけども，これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，高田チヨ子議員。

○7番議員（高田チヨ子） 皆様，こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。傍聴者の皆様，また，お隣にいらっしゃる小学生の皆様，今日は，本当にご苦労さまでございます。今，日本再建をどの政党が担うのかを問う衆議院選が行われていますが，投票日まであと4日，景気，経済を立て直し，希望に満ちた日本を切り開くためにも，政治が重要であります。しっかりとした信念のもとに1票を投じることが大事ではないでしょうか。それでは，通告に基づき一般質問を行います。

安全・安心な生活を送るために，初めに，救急医療キットについてお伺いいたします。

高齢者がいざというときのために，本市でも医療キットを配布していますが，現在の取組状況についてお伺いいたします。

2番目に，健康カードについてお伺いいたします。外出時の急病などの際に，救急隊や医療機関が必要な情報をすぐに把握し，適切な対応が求められているのではないのでしょうか。持病や服用薬，かかりつけ医療機関，緊急連絡先などを書き込める救急安心カード，又は健康カードを作成し，市民に配布することで，携帯用身分証明書として活用する考えはないかお伺いいたします。

3番目に，補聴器の購入に補助を出せないかお伺いいたします。12月号の広報いぶすきに，補装用具の支給ということで，車いすや義肢，補聴器など，対象となる補装具の購入や修理に係る費用が支給される，原則として1割が自己負担となるとありました。この対象者についてお伺いいたします。申請をしたら誰でも支給されるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 救急医療情報キットについての質問をいただきました。取り組みの状況につきまして，私の方からお答えをさせていただきます。救急医療情報キットは，市民の安全と安心を確保を図ることを目的に，75歳以上の独居世帯や高齢者のみの世帯及び身体障害者手帳の1級又は2級を有する方を対象に配布をしております。配布している情報キットの内

容でございますけれども、キット容器とかかりつけ医療機関や病歴、緊急連絡先等の必要な情報を記入する救急情報シート及びマグネットシール等が一式となったものでございます。

この事業は、平成23年度の県の補助事業を活用し、導入したものでございまして、各地区の民生委員が一人ひとりを訪問し、キットが必要な方に配布し、平成23年度末で2,828名の方々に配布をしているところであります。

平成24年度は、各地区で開催される在宅福祉アドバイザーや民生委員研修会等を通じて、救急医療情報キットの継続をお願いし、今年度も新たに132名の方に配布しております。また、併せて消防署にも配布先の名簿を提供し、救急搬送時に活用していただくようにしているところでございます。

以下、いただきました質問は関係部長に答弁をいたさせます。

○健康福祉部長（迫田福幸） 本市における健康カードの現状についてのお尋ねでございますが、健康カードにつきましては、使用目的によって多種にわたり存在しております。議員ご質問の健康カードは、外出時に災害や事故等で怪我をしたとき、早急に処置ができるよう氏名・生年月日・電話番号や既往歴など、個人情報等を記録したカードのことと理解しているところでございます。

このカードの一例を申し上げますと、国民健康カードに入れるデータの内容とその読み取り方法を広域に広げ、緊急車両や医療機関、公的機関で共有することにより、緊急を要する疾患の措置が素早く可能となり、事故、災害時の対応などに大切なものと思っております。特に、脳梗塞などは、早急に対応することによって、大きな後遺症を残さずにすむという利点があると言われております。

健康カードの現状でございますが、健康増進サイドにおいては、本市を含め県内19市の取り組みは、現在のところないところでございます。

ただ、鹿児島県薬剤師会が発行しているお薬手帳は、様々な情報を含んでいるところから、現在、多くの方々が利用されているところでございます。

次に、救急安心カード又は健康カードを作成し、市民に配布することで、携帯用身分証明書として活用する考えはないかとお尋ねでございますが、市といたしましては、まずは、鹿児島県薬剤師会が発行しているお薬手帳の利活用を医療機関等のご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。ただ、救急用や災害用など緊急時においては、早急な応急処置ができるための大切な情報確保の手段として位置付けていく必要があるものと考えているところでございます。

したがいまして、今後は個人情報の取り扱いを含め、先進地の取組状況や県内の動向等も注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、障害者手帳を取得していない方への補聴器購入に補助を出せないかというご質問でございますが、まず、聴覚障害者の補聴器の支給についてご説明を申し上げたいと思います。



補聴器の支給につきましては、障害者自立支援法に規定される補装具として、補装具費を支給するもので、身体障害者手帳の所持者であることが要件とされております。補聴器の補装具費支給までの流れを申し上げますと、まず、県から聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受け、県指定医の作成した補聴器処方意見書を身体障害者更生相談所で判定後、補装具費支給決定を行い、補装具業者から補聴器を納品することになっております。この補聴器支給に係る自己負担につきましては、市民税非課税者及び生活保護者は無料で、市民税課税者の場合は3万7,200円を上限として1割負担となっております。

なお、本市が支給した補装具費の負担割合について申し上げますと、国・県で4分の3、市が4分の1の負担となっております。したがって、身体障害者手帳を取得されていない方への補聴器の購入補助につきましては、現在のところ、国・県の補助対象となっていないことから、難しい状況であるものと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） それでは、救急医療キットの方からご質問させていただきます。今、救急医療キットは、1級、2級を対象に支給をしている、申請があった方に支給をしているということでありました。高齢者の命を守るためにはとても大事な医療キットとなります。本市として、これからどのように対策をとっていくのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（迫田福幸） 今後の計画につきましては、キットの在庫が約2千個あることから、独居世帯や高齢者のみの世帯など、高齢者等に対する安心と安全を引き続き確保するため、継続して必要な方に配布する計画でございます。

また、キットは必要があればその都度配布いたしておりますが、毎年5月に65歳以上の高齢者の実態を把握するため、各地区の民生委員の協力をいただきながら、高齢者福祉台帳に記載されている本人や家族の状況、かかりつけ医療機関、福祉サービスの利用状況及び緊急連絡先等を一人ひとり確認していただく調査を実施しております。今後はこれらの機会を通じまして、救急医療情報キットの内容説明と必要な方に対する申請手続をしていただくことにしております。

なお、各地域に配置しております地域福祉アドバイザーの方々にも、日々高齢者の見守りに従事していただいておりますので、その見守りの中で必要な方には民生委員と連絡を密にし、申請していただくことにしているところでございます。

○7番議員（高田チヨ子） 現在、残っている在庫があと2千個ということでございますけれども、その2千個を配り終わったときの対応としてどうすればいいのかなと考えてみました。皆様の家にも、どこにでもあるペットボトル、このペットボトルを利用して救急医療キットの代わりにする、そういう考えはどうなんでしょうか。

私作ってみたくはございますけれども、簡単にできます。ここをまず切ります。そして、切り口がだめにならないようにテープか何かで貼って、その中に自分の必要な情報を入れておきます。そして、このペットボトルを冷蔵庫の中に入れておく。救急キットは必ず冷蔵庫に入れると



いうことにしておけば、わざわざ探さなくてもいい。今の市が配布している救急キットも冷蔵庫に入れているわけですね。ですので、どこにでもあるペットボトルを利用して、救急キットの代わりに使ってみる、こういうお考えはできないものでしょうか。よろしくお願ひします。

○健康福祉部長（迫田福幸） 日置市でも平成23年度から救急医療情報キットの配布事業を実施しておりますが、保管容器につきましては、議員ご指摘のペットボトルを活用し、冷蔵庫用マグネットや玄関用シールと一緒に救急医療情報キット用として配布しているとのことでした。配布状況としましては、2,500セットを準備し、平成24年11月現在で1,500人に配布しており、ほとんどが高齢者のみで、民生委員を通じて申請されたものが多いということでした。

本市といたしましては、県の補助事業を活用し購入いたしましたが、現在在庫が約2千個あることから、その在庫がなくなるまでの間使用していきたいと考えております。

したがいまして、ペットボトルの使用につきましては、その在庫がなくなった時点で先進地の実態等も調査しながら検討してまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） 本当に申請者のみということになりますと、高齢者、特に持病を持っている方たち、また、今は元気でも、いつ具合が悪くなるか分からないそういう状況にあるのではないかと思います。ですので、できたら、こういうのを利用して申請者だけではなくて、65歳以上の方には全員配布をするとか、そういう考えもあっていいのではないかなと思いますので、そこいら辺のことはどうでしょうか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 現在のキットにつきましては、県の補助事業を活用して導入しておりますので、今後、議員のご指摘のことについては調査研究してまいりたいと思っております。

○7番議員（高田チヨ子） それでは、健康カードについてお伺いいたします。

この健康カード、今お薬手帳のことだとかいろいろお話がありましたけれども、これも、救急医療キットと同じように、とっても大事なことだと思うのです。先進地の取り組みを参考に検討するということではありますけれども、今年の2月から神奈川県厚木市が実行しております。また、始良市でも、今年の9月9日、救急の日に、始救あんしん携帯カードとして配布されております。今皆様のところに一部ですけれども配付をさせていただきました。これが、始良市が配布された、持って安心始救あんしん携帯カードというものでございます。これを切り取って、今私がここに携帯をしておりますけれども、こんなにして持ち歩く。そうすると、道路を歩いて、もし具合が悪くなって倒れたときにこれを見たらすべてわかる、そういう安心カードです。もちろんお薬手帳とか保険証とかあります。だけれども、それでは持ってないときに役に立たないのではないかな、そういうふうに思います。こうしてみんなが持ち歩くようにすれば、いつどこで具合が悪くなって、急を要することができたとして

も、安心ではないかなと思います。

そこで、再度お伺いいたします。本市として、この安心カード、取り組むお考えはないかお伺いいたします。

○健康福祉部長（迫田福幸） 救急安心カード又は健康カードを作成し、市民に配布することで携帯用身分証明書として活用する考えはないかとお尋ねでございますが、市といたしましては、まずは、鹿児島県薬剤師会が発行しているお薬手帳の利活用を医療機関等のご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

ただ、救急用や災害用など緊急時においては、早急な応急処置ができるための大切な情報の手段として位置付けていく必要があるものと考えているところでございます。したがいまして、今後は、個人情報の取り扱いを含め、先進地の取組状況や県内の動向等も注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） それでは、命を守る上からも大切なことだと思います。そこで、今度は市長にお尋ねいたします。市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） ただいま議員から提供いただきました始救あんしん携帯カードを読ませていただきました。すばらしい携帯カードであり、市民の命を守る上からも非常に貴重な取り組みだろうと思っております。

健康カードにつきましては、外出時の不慮の事故、交通事故にあつたり、また、病気で倒れたりするような、そういうときにおいて、命を守る上からも大切な個人情報がたくさん盛られたカードでございます。救急隊や医療機関がそれを見ることによって、早急に対応できる大変大切な情報が含まれております。

したがいまして、今後は個人情報の取り扱いを含め、先進地の、いわゆる先にいろいろ取り組みをしております市の状況や今後の動向を注視しながら、よく研究しながら、関係機関とも連携を図りながら、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（高田チヨ子） よろしくお伺いいたします。

それでは、補聴器の購入についてお伺いいたします。今お答えいただきました障害手帳を持っている方が対象ということであります。しかし、障害手帳を持っていない軽度・中等度難聴児、この方たちは聴力レベルが30から70dB未満児の場合、そういう子供たちの場合は、障害者手帳の対象になるのかどうかお伺いしたいと思っております。

○健康福祉部長（迫田福幸） 現在、聴覚障害につきましては、2級から6級まででございます。

その中にありまして30dB以下についてはないところでございます。

○7番議員（高田チヨ子） それでは、もし、この対象児童でないこの子たちが補聴器を必要とする場合には補助は受けられないということですね。

○健康福祉部長（迫田福幸） 現在のところ受けられない状況でございます。

○7番議員（高田チヨ子） あくまでも障害手帳を持っていることが条件ということになるわけ

ですが、補聴器は、先ほども部長がおっしゃったように三万幾らも掛かるとても高額なものです。また、子どもはどんどん成長をしていくわけですが、その成長に伴って補聴器を買え換えていかなければならない、そういう状況にあります。それでは、本当に家庭への経済的負担が大きいものとなっていきます。

そこで、身体障害者手帳の対象になっていない難聴児に対しても補聴器購入及び修理費等に対する補助事業が何とかできないものか、先ほどからできないっておっしゃっているんですけども、何とか考えていただけないものか伺いたいと思います。

○健康福祉部長（迫田福幸）　ここ2年ほど前から、軽度・中度難聴児の補聴器購入助成制度が、全国的には岡山県や長野県などで始まっているようでございます。障害者自立支援法に基づく、補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語の発達支援、周囲とのコミュニケーション、障害及びそれに伴う情緒障害の改善を図ることを目的に展開しているようでございます。いずれの事業も県の単独事業として助成事業を展開しているところでございます。したがって、市単独での事業展開は難しい状況下でございますので、今後は先進地の事業内容を調査するとともに、県へも協議してまいりたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子）　よろしくお願ひいたします。

最後に、期待と希望が詰まったノーベル賞授賞式がありました。医学生理学賞を受賞した京都大学の山中伸弥教授、その教授の表情は晴れ晴れしくもあり、それでも緊張の面持ちでありました。式典前に山中教授がおっしゃったことは、マラソンに例えると、今日は折り返し地点、臨床応用というゴールに向かって頑張らないといけないと語っていました。この大偉業は山中教授一人ではできなかったものではない。研究に打ち込む山中教授の努力と才能だけでなく、多くの協力者を巻き込んだ、そのビジョンと熱意のたまものがあって、この受賞に導いたと書かれてありました。私は本当にそうだと思うのです。私も、市民の皆様の幸せのために、みんなで協力し合って、そして、いろいろなことを取り組み、一緒に悩み、考え、実現していきたい、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（森時徳）　暫時休憩いたします。

休憩　午前11時24分

---

再開　午前11時32分

○議長（森時徳）　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

○6番議員（木原繁昭）　皆さん、こんにちは。6番、木原繁昭です。1年は早いもので残り20日を切りました。年内にはないのかと思いましたがありました。党首討論で師走選挙が急に

決まりました。子どもの頃の心の残る言葉は偉大です。通知表に野田君は正直者だと書いてあり、成績は下がったが親父に褒められたということです。野田総理は8月に約束した、近いうちの解散を実行したということのようです。役場の方、その他、本日傍聴いただいています各公民館長さんをはじめ、関係者の方々、この師走の時期に大変ではありますが、よろしくお願ひしたいと思います。16日が投票日です。いろいろありましようが、希望の持てる日本に向かっていってほしいと思います。

本日は、社会科学習ということで、小学生の皆さんが議会傍聴にお出でくださっております。先ほどの野田総理の先生、親父の件のように、子どもに関わる社会の影響は大であります。社会が乱れぬように、我々大人は心しなければと思います。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、市内墓地関係について質問をさせていただきます。

私たちの地区にも、歩いてほんの1分ほどのところに、丈六地区、向吉地区と続きになった形で墓地があり、葬式等もその広場で行われていたように記憶しておりますが、今は小田墓地公園のほうに移転されております。指宿市内でも最も大きな墓地ではないかと思ひます。

そこで、市内の墓地についてお伺ひいたします。長い歴史の中でそれぞれの一族や集落単位等の形で指宿市内にはたくさんの墓地があるかと思ひますが、大小合わせて何か所ぐらいの墓地があるのでしょうかお伺ひいたします。

次に、陸上競技関係についてお伺ひいたします。今年3月に立派な陸上競技場が完成しました。電気計時の機械も導入され、本年10月21日に行われました市民体育祭においては、新しくなった走りやすい全天候型の陸上競技場でたくさんの新記録が出てうれしい悲鳴だったようです。その後、県下高校駅伝、中学駅伝等が次々に行われました。また、新年になれば、新装になったこの指宿陸上競技場で初の菜の花マラソンの完走者を迎え入れることができ、なお一層盛り上がるのではと期待しております。このほかにどのように大会等に利用されるのでしょうか。また、新装になった陸上競技場の健康志向の利用者等の数などについて、増えたとかの傾向等ございましたら、お聞かせ願えればと思ひます。

3番目に、通学路の安全についてですが、我々の子供時代、すなわち50年以上前の話ですが、道路は舗装されておらず、車はほとんど通りませんでした。やっと自転車が普及し始めた頃であります。学校の行き帰り友達とふざけあって道の真ん中に飛び出してもほとんど危険のない時代でした。そういう意味ではよい時代だったと思ひます。

しかしながら、今は、大人全員が車を持つ時代、どこに移動するにも車車の時代であります。町中を車が走り回っております。それだけに子供たちは一歩間違えば、交通事故に遭遇する危険をはらんでおります。できることなら、子供たちの学校へ通う道だけでも、広く見通しよく歩道と車道のしっかりした分離帯があり、なおかつ広い歩道であればよいのですが、

残念ながら、そのようなところは少ないのが実情であります。そのような中でも、できるだけ通学路の安全を守るべく、日頃の点検はどのような形で十分に行われているのでしょうかお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男） 3つの質問をいただきました。私は、2番目の陸上競技場についての回答をさせていただきます。1番目と3番目については、教育長並びに担当部長等に答弁をいたさせます。

市営陸上競技場は、日本陸上競技連盟が認めた公認の陸上競技場です。市民体育祭や菜の花マラソン大会、県長距離走大会、県の中学校・高校の駅伝大会、市内の小学生から一般までのサッカー大会や市内外のサッカーリーグ戦等に利用されております。また、市内の小中学生の陸上記録会でも利用していただいております。

本年4月にリニューアルいたしまして、一般市民の利用者も、昼間や夕方・夜間の利用が増加するとともに、陸上関係者による合宿も多く見られるようになりました。中でも、高校陸上の合宿については、大幅に増えているところであります。市民の健康づくりや競技力の向上に役立っていると思っております。

現在も開放型の陸上競技場、つまり門を開けて入る必要のない、利用者が自由に利用できる競技場であることから、毎日多くの市民にジョギングやウォーキングを楽しんでいただいておりますが、これから年末年始を含め、日没から夜9時までの間、照明を点灯しておりますので、更に市民の健康づくりの場としても大いに活用していただきたいと思っております。

今後の大会等の開催につきましても、県中学校・県高等学校駅伝競走大会を引き続き開催していただくようお願いをしたり、また、平成25年度・26年度においては、中学校駅伝の九州大会、そして、平成25年度においては、高校駅伝大会の九州大会も開催が決定されるなど、本市の地域振興・観光振興に大きく貢献していると思っておりますのでございます。

○教育長（池田昭夫） 通学路の安全についてご質問をいただきました。通学路の安全確保については、学校や委員会にとりましても大変重要な課題だと考えております。全国でも登下校中に尊い命が奪われる悲しい事故が相次いで発生しております。市教育委員会では、毎年5月に児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会を開催し、各学校から上げられた危険箇所について協議しております。この連絡会は、指宿警察署、海上保安所、消防署、交通安全協会、国道事務所、市役所の関係課、市内すべての校長とPTA会長など、約50人の参加の下、行われております。

この中で通学路については、各学校が作成した安全マップ等を参考にしながら、課題や解決策が検討され共有化が図られております。また、市教育委員会としまして、必要に応じて現地の確認を行っているところでございます。

学校では、学期はじめにPTAと学校職員と一緒に点検を行ったり、全保護者への危険箇



所に関するアンケートを受けて教職員で点検をしたり，集団下校の際，教職員が引率しながら安全点検をしたり，スクールガード，学校応援団から情報の提供をいただいたりしながら，それぞれの実情に応じた通学路の安全点検を行っております。

こうして得られた情報は，学校安全マップに記載・更新され，全家庭や地域に周知されます。さらに，学校は，スクールゾーン委員会などを開催し，警察や道路管理者などへ改善の要望を行っております。

また，今年度は全国で相次ぐ事故発生を受けて，全国一斉に通学路の緊急合同点検を行ったところであります。本市でも，学校から上げられた合同点検必要箇所を実際に教育委員会，警察，国道・県道・市道の道路管理者，危機管理室，学校，保護者と一緒に現場を見て，解決策を話し合ったところでございます。

○市民生活部長（谷口強美） 指宿市内における共同墓地の設置箇所数についてですが，指宿地域に183か所，山川地域に23か所，開聞地域に27か所の合計233か所の共同墓地があります。

このほか，地区共同納骨堂が指宿地域に1か所，山川地域に1か所設置されております。

○6番議員（木原繁昭） もう少し時間がございますので，小学生は奥の方に控えていらっしゃるのかと思いますので，スクールゾーンといたしますか，学校関係の道路事情についてお伺いさせていただきたいと思っております。

今教育長からいろいろな形で見回り，改善を行っているということではございましたが，今日柳田小学校の皆さんが来てますけど，柳田小学校から指宿神社の方に歩いてみますと，結構狭くて，白線等が消えていまして，あそこも狭いもんですから，柳田小学校から帰るといって見ますと，右の方は30cmぐらいの幅で，電柱があるから，もし歩くとしたら車道にはみ出しざるを得ない。そこは歩くための線ではないのかもしれませんが，左のほうは歩道という形で1m以上の幅があるんじゃないかと思っております。

ただ，区分帯といたしますか，白線が引いてあるわけですけども，かなり薄くなっているようではございます。そのようなところを合同点検して，合同点検した形でそれなりの意見が出て改善しなければならないという話も出てくるんじゃないかと思っておりますが，その場合の改善要望は，どういう形で関係部署に出しているんでしょうかお伺いいたします。

○教育部長（濱田悟） 各学校におきましては，スクールゾーン委員会，地域懇談会などを開催し，通学路の安全について検討がなされております。これらは，学校関係者，PTA役員，地域住民の代表，警察，市の関係課，教育委員会などが参加して行われております。そこで学校から危険箇所の改善要望が出され，関係部署が持ち帰って検討をし，対策を立てているところでございます。また，5月の児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会では，各学校からの現状が報告され，解決策等が検討されております。市教委としましても，交通安全ののぼり旗を準備したり，通学路の見直しをお願いしたりするなどの対応を行っております。

また，今年度，市教委が中心になって実施しました通学路の緊急合同点検においては，対



策検討会議の結果を踏まえて、改善に向けた取り組みを関係部署に積極的にお願いしたところでございます。

今後も、子どもの安全のために、市教委が学校と連絡をとり、改善がなされるよう関係部署や関係課への要望を積極的に行ってまいりたいと思っております。

○6番議員（木原繁昭） 積極的に行うということなのですが、実際としては長い間改善されていないところもあるのではないかと思いますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○教育部長（濱田悟） 先ほども申しましたが、今年度、市教委が中心になり通学路の緊急合同点検を行っているところでございます。これは、12校の小学校から危険箇所を出していただき、それが55か所ほどございました。そのうち合同点検を行ったところが8校の23か所を行っております。その中で、国道事務所をお願いすること、市をお願いすること、学校がやること、その辺の対策を検討しまして、これから交通安全に向けて進めていこうと思っております。

○6番議員（木原繁昭） ちなみに、今年はそういう形ですが、23年度にも同じようなことをされたんじゃないかと思いますけど、改善されたというパーセントはどのぐらいのものなのでしょうか。私見回ったところ、去年もこういう状態でかなり危険だなというところもあったのが、なかなか改善されないという面もあるようですが、感覚的なものでもいいんですが、このような改善が結構行われているんだということでもございましたら、お話いただければと思います。

○教育部長（濱田悟） 改善されたところが具体的にはなかなか出てきませんが、指宿小学校の国道沿いのところの歩道が狭いということで、反射鏡をつけていただいたり、それから、開聞の橋の土手の方の崩れているところを整理をしていただいたり、各関係課でできる範囲内で少しずつ改善はされているものと思っております。

○6番議員（木原繁昭） 少しずつ改善はされているということなのですが、危機管理室等に予算を聞いたところ、反射鏡等も含めてでしたが、750万円ほどだということだったんですが、その中で例えば車道と子供たちが通る歩道との分離の白線です。それも含めての話だということで、キロ数も2kmちょっとぐらいだったんでしょうか、1年に引けるというのは。そこから辺のところは不十分のような気がするんですけども、予算的に少な過ぎてなかなか改善が進まないというような感じを受けるんですが、その辺についてはどのように考えていますでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 交通安全の施設整備の23年度のことについてですけれども、今ご質問の中でもございましたように、予算といたしましては700万円という工事請負費の中で、道路の反射鏡、ロードミラーですね、それとか防護柵等の新設、それから、中央線や歩道の区画線など、交通安全施設に係る工事を行っております。これも、スクールゾーンといいますか、通学路も含めた上で行っておりますので、細かくその通学路と一般の道路の区分という

のは、ちょっと手持ちに資料ございませんが、反射鏡で23基、それから、防護柵で360m、区画線で1,250mという整備をいたしております。

このほかに、危機管理室で所管しております予算の中で、例えば、需用費の中に修繕料というのがございますけれども、これは、新設ではなく、既存の施設の保守になるわけですが、これで約150万円ほどの23年度補修等を行っております。これにつきましては、道路反射鏡で21基、ガードレールで6か所、スクールゾーンの標識で1本、このほかにも、修繕というのもございますし、例えば消耗品でいいますと、新1年生にランドセルカバー等を配布をしたりとか、そういう消耗品も含めておりますので、そこはご了承いただきたいと思っております。

それから、そのほかに例えば委託料で35万円程度の予算の中ではございますけれども、道路の区画線の塗り替えを8か所行っております。これが、指宿地域が3か所、それから、山川地域が5か所というような実績でございます。

こういう限られた予算の中で行っているわけですが、議員のご質問でいけば、少しでも予算の確保はできないのかということになるかと思うんですけれども、当然通学路の整備につきましては、児童生徒の安全・安心、それから、登下校を確保するためにも、これまでも、今申し上げたような内容で危険度や緊急性を考慮しながら、教育委員会、あるいは土木課とも協議しながら進めてきているところでございます。

今後も更に早期の対策が図れるよう必要な予算の確保のために、例えば、国や県の有利な補助金等がないか調査をしたり、そういうこともしながら、少しでも整備が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○6番議員（木原繁昭） 教育委員会の方では、区画線が薄いというのは感じてはいないんでしょうか。かなり強く要望したいという気持ちといたしますか、それをもう少し早くやってくれないのかとか、そういう話は、関係部署に強く伝えるということはやってはもらっていないのか、文書でも何とか。一緒に見回ってはいるんですけれども、そのようなことは行われていないんでしょうか。

○教育部長（濱田悟） 先ほど申しましたように、今年は、緊急の通学路の合同点検を行っております。その際は、警察、国道・県道・市道の道路関係者、危機管理室、学校、保護者、そういう方に集まっていただいて、一緒に危険箇所を23か所点検をしております。その中で、国道事務所をお願いすること、そして、県に、公安の方をお願いすること、学校でやらなきゃいけないこと、その辺を関係の出席者の中で進めていくように話をしておりましたところでございます。

○6番議員（木原繁昭） 市の危機管理の方で区画線が1,250mとおっしゃいましたか。いろんなところが消えているので、余りにも短か過ぎるような気がするんですけれども、その予算といたしますか、来年度、しっかりと見直しして、予算をとって、今薄いところをしっかりと

引き直そうという気持ち、考えはないのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 先ほど23年度の実績で申し上げました、予算としては700万円ということでは変わりはないんですが、道路反射鏡あるいは防護柵、区画線の実施する内容につきましては、その内容箇所等が単年度で変わってまいります。24年度につきましては、区画線の2,100mを、これは土木課で計画していただいております。

それで、先ほども答弁させていただきましたけれども、単年度に多額をかけて整備できれば、それはそれで非常に重要なことだろうと思いますけれども、市の全体的な予算の枠というものもございまして、なかなか十分に確保できないという現状もあります。

しかしながら、通学路の安全性を確保するためには、一定の予算の確保というのも非常に大事なことだろうと思いますので、今後、なるべく確保ができるように努めてはまいりたいと思っております。

○6番議員（木原繁昭） 市長にお伺いいたしますが、教育関係に勤めていた関係もあるかと思えます。子供たちの通学の安全というのは非常に重要なことだと思えますが、力を入れて改善をしていただく気持ちはないかお伺いいたします。

○市長（豊留悦男） 特に今年は小学生の痛ましい通学路上の事故が発生をいたしました。国においても、緊急の通学路点検をするようにとの指示もございました。登下校における子供たちの安全を守るための特別な取り組みもなされるとか聞いております。つまり通学路における交通安全の確保に対してのいろいろな整備に関する予算措置でございます。したがって、そういう状況を見ながら、指宿においては、私どもの市内の子供たちが交通事故に遭わないように万全を期す必要があるかと思えます。

先ほど議員からご指摘のありました路側帯等の交通安全施設の整備につきましては、今後各地区からの要望を大切しながら、危険箇所の点検をし、そして、計画的に新設、更新を整備していかなければならないと思っております。やはり、何よりも子供たちが事故に遭ったらいけないと、通学路の安全確保は行政の大きな責任でもございます。道路の点検パトロールの充実を図るとともに、危険な箇所から計画的に整備をするとともに、児童・生徒の登下校における安全確保については、重点的な予算配分を含めて取り組みをしなければならぬと考えております。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時58分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番議員（木原繁昭） 通学路の件については、より一層の安全向上に努めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、墓地関係について質問させていただきます。

ご存知の方も多いかと思いますが、十二町の小田・片野田地区にあるのが小田墓地公苑でありますが、我々は、つい10年ほど前までは、桜の季節には花見に行ったりしたものです。ほかの自治体にもこのように市民の憩いの場を兼ねた墓地公園と言われる霊園とともにある公園も多いようですが、指宿市には、墓地公園と名のついた公園はほかにもあるのでしょうかお伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 墓地公園の名称の墓地は何か所あるという質問でございますが、公園という名称がついた墓地は、市営小田墓地公苑1か所のみとなっております。

○6番議員（木原繁昭） 市内には130か所ほどの墓地があるということでしたが、公園という名のついた墓地は小田墓地公苑1か所のみだということです。

通告の本題に入る前に、市民といいましょうか、この墓地にお墓を持っていたりする住民にとっては、公園もお墓も含めて墓地公園という感覚だと思いますが、市の考えは、小田墓地公苑、指宿市の中には376m<sup>2</sup>となっております。お墓の墓地公園とは別なようですが、私としましても一緒の感覚でいたものですが、ちなみに管理等は、公園と墓地公苑という感覚で別々の管理と考えるべきなのでしょうか。その辺の管理の仕方をお伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 整備関係等々一緒だという考えでおります。

○6番議員（木原繁昭） 小田墓地公苑という名前ではあっても、霊園的な全体を含めてお墓の墓地公園という形で全部一緒に管理しているという限りは、公園を別々に管理するという形ではなくて、草刈り等も一緒くたにやっていくという考えでいいのでしょうか、そういう意味でしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 地区の墓地もあるわけですが、地区の墓地につきましては、地区で管理していただきますが、小田墓地公苑につきましては、草刈り等も現在のところ市の方で管理をしているところでございます。

○6番議員（木原繁昭） 私の周りの丹波校区あたりを見ますと、お墓の移転しているのが、私の考えでは国道226号より山手の方は昔ながらの位置にお墓があるような気がするんですが、摺ヶ浜、湊、大牟礼地区や、下里、向吉、丈六と、国道より下にあった墓が小田墓地公苑に移されているように思われます。

最初に言いましたように、我々の小さい頃はすぐ近くにお墓がありまして、朝晩いつでもお参りや水替えができて、おばあちゃんも墓参りもやりやすくよかったような気がします。それこそ公園のない時代、私たちの小さい頃は、そこが遊び場として、地区の皆さんのコミュニケーションの場だったのではと思われれます。ただ、花瓶に花をいける関係上、蚊がわくとか、衛生上の関係等かわかりませんが、国の強い指導等の下、国道より下のほうは、衛生上、町ということできれいにしようということで、小田墓地公苑という形で移転が行われたのか、その辺のいきさつ、目的等についてお伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 小田墓地公苑のできた目的というか、その辺についてのお尋ねでございますが、市営小田墓地公苑は、昭和30年3月に市街地の16か所の地区共同墓地が移転改葬され整備されています。その後、市民の需要が多くなり、昭和53年に東隣に用地を確保し、新墓地を増設して現在に至っております。この小田墓地公苑を整備した目的は、昭和28年当時の指宿町が市民に配布した墓地の廃止移転についてのお知らせ版によりますと、温泉観光都市として、観光道路整備やその他重要施設整備のため、障害となっていた十二町地区内等に散在する墓地を整理統合し、その跡地を亜熱帯植物園、公園、観光道路等として整備を行い、温泉観光都市としての機能を高め、市外からの観光客を呼び込み、町発展を目指すために、小田墓地公苑を整備するようになったようであります。

○6番議員（木原繁昭） その頃は町ですか、昭和29年4月指宿市設置となっておりますが、28年9月に小田公苑墓地が完成という市史には載っていましたが、温泉観光都市を目指すために、摺ヶ浜とか湊あたりのお墓を小田墓地公園に移そうということだったようですが、これは、住民のお墓、近くにあったほうが私はすごく便利なような気がしたんですが、そのような温泉都市を目指すということで、かなり住民の希望としては強かったのか、それは五分五分だったけれども、市の方針として温泉観光都市を目指すので移転を促したということなのでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 議員のおっしゃられるとおりであろうと思います。

○6番議員（木原繁昭） 先ほどの部長の答弁の中で、本来お墓は地区で管理すべきものだというのですが、私も普通にあればそうかと思っています。今、我々の丈六地区では、この前市の水道に変えたんですけれども、昔ながらの水源地があるんですが、ホテルが結構いまして、そこの草刈り等を年に2回ほど共同でやっているんですが、昔ながらの墓地がすぐ近くにあったら、今のところはかなり急峻なところなものですから土手も高いんですが、平坦でするので、すぐちょっとしたことで草刈りもできますし、管理もすぐにやれるんじゃないかと思っていますが、一般の人は、慣れない高齢者が作業すると大変危険なような気もいたしますが、これは、これからも市がしっかりと管理してくれるという考え方でよろしいでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 市営の小田墓地公苑につきましては、市の方でしっかりと管理していきたいと考えております。

○6番議員（木原繁昭） 市の方でしっかりと管理してくださるということなんですが、この頃、市民の方からも、ここ数年なんでしょう、昔からすると私自身も感じるんですが、草が茫々している、市民の方、小枝がくっつくという声を聞きますが、センダン草の種ですね、ちくちくするようなのが。結構センダン草が生い茂ってしまっていて、センダン草だけじゃないんですけれども、もう少しきれいにできないのかという声を聞くんなんですが、この前の話で、この頃は、環境政策課の方々が草を刈っているということですが、どのような形といいまし



ようか、職員がみんなでやっているのか、それとも、その作業にたけた方が専門的にといたしますか、ある特定の人たちでやっているのか、その辺についてお伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 最近空き墓地が増えまして、雑草等が生い茂っているという感覚はあると思います。作業につきましては、過去に造園組合や森林組合に委託をして作業を実施してきたところであります。この委託業務を直営で実施した理由は、昨年度まで県の100%補助事業を実施しておりました海岸清掃作業が終了したため、観光地指宿のイメージアップにもこの事業を継続すべきという判断から、事業のスクラップ・アンド・ビルドということで、小田墓地公苑の除草作業の委託事業を廃止し、その財源を海岸清掃事業に振り分けております。

小田墓地公苑の除草作業は、環境政策課職員で事務調整等を行って、時間外勤務手当は支給せずに実施しているところであります。除草作業回数も委託で実施していた年3回と同じ回数であります。市といたしましても、厳しい行財政の中、限られた人、物等を市勢発展のため、どのようにコーディネートするかは重要なことでもありますので、現時点では、この方法が一番いい方法であると考えております。

○6番議員（木原繁昭） 今、環境政策課の職員でやっているということでしたが、時間外手当等は考慮しないでということですが、ボランティア的な形でやっているんですか、それとも、普通の時間にやって、時間がはみ出したといたしますか、その分の話なんでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 確かに除草作業は1回につき職員10名程度で4日間要しておりますが、事務職員の場合は、係を超えた応援体制や事務の執行改善等を実施し、調整を行って実施しております。

また、環境政策課には、ごみ出し監視指導員、あるいは海岸清掃作業員、清掃センター作業員が配置されておりますので、作業実施前後の相互の事務協力体制や、場合によっては、その4日間は、例えばごみ出し監視指導や海岸清掃は実施せずに、小田墓地公苑の除草作業に従事するなど、業務調整を行いながら草刈り作業等を実施しております。

○6番議員（木原繁昭） 先ほども申しましたように、かなり急峻なところであります。慣れていないとけがをする恐れもあるような気もしますし、場合によっては、高い土手になると、下からも上からも届かないというようなところもあるようです。例えば、はしごをかけて刈るのか、はしごをかけんといかんでしょうね。アイゼンみたいなのを履いて、それでも登れないようなところもございますし、かなり難しいんですが、その辺の安全対策等は十分なんでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 職員の中にも草刈り作業に慣れた職員もおりますので、慣れた職員に急峻なところをお願いして、平坦な部分をあまり作業をやったことのない職員をお願いして、安全を確保できるように作業を進めているところでございます。

○6番議員（木原繁昭） 二、三日前に行きましたら、草を刈っていただいていたけれども、



あの草等の後始末というのはどのような形でやっているのでしょうか。ほったらかしていると逆に堆肥になって、肥料になっていきますが、その後また生えやすく、茫々になりやすいという感じもあるんですが、その辺はどのような形で処理なさっているのでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 広い道路につきましては、目立ちやすいので集めて焼ける場所に置いて焼く予定にしております。

○6番議員（木原繁昭） 集めて焼くということですが、できれば、よく片づけて、後からどンドンまた生えやすくないように片づけていただければと思います。

いろいろな部署で経費節減のため等で予算がないので自分たちでやっているとは言いますが、指定管理者や、まちづくり公社、先ほど森林組合等への委託等々やっている傾向にあります。慣れた方がやっているとはいえ、専門でない面もあるので危険ではないかと思えますし、また、刈りぐあい、それも不十分かなという気もしますし、専門とすると逆にコストも高くつくんじゃないかと思うような気もするんですが、しっかり予算をとって他の部分を削ってとといいますか、今、職員数も減らしたりとかいろいろ努力をしているようではありますが、しっかり予算をとって管理する考えは今後ないのでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 予算の関係につきましては、財政課にお願いはしたいと考えておりますが、今年、夏場にも草刈り作業をやったんですが、専門としていた職員もおりますので、今議員のご指摘のように、きれいな刈り方といいますか、その辺に努力してまいりたいと思えます。予算関係につきましては、他課の関係もあろうと思えますので、今後お願いはしてみたいと考えております。

○6番議員（木原繁昭） できれば、しっかりと予算を、予算がないとは言いましても、やっぱりそれなりに人件費が掛かっているわけでございますので、ほかの仕事を犠牲したりして、しっかりと予算をとって専門家にやってもらったほうが私はベストじゃないかと思っておりますので、ご検討願えたらと思っております。

それでは、陸上競技場関係についてお伺いいたします。

新しい陸上競技場ができて、開放型の陸上競技場ということで一般の人もたくさん前から訪れているということでした。また、照明も9時までついて、健康増進等に利用していただいているような話でございました。また、サッカー大会等もございまして、高校陸上の合宿も大分増えたようなことを聞きました。

それで、よく聞くんですが、トイレの関係です。私は、男子なもんですからあんまり考えなかったんですが、女子のトイレが、男女と別々になっていないということを知ったことでもあるんですが、その辺については、女性の方から使いにくい、一緒に不都合があるとか、そのようなことはないのでしょうか。

○教育部長（濱田悟） 市営陸上競技場のトイレについての質問でございますが、市営陸上競技場内のトイレにつきましては、昭和59年に建設されたクラブハウス内に男女それぞれ1か所

と多目的トイレが1か所、そのほか、陸上競技場内の弓道場側に1か所と駐車場側に1か所のトイレが設置されております。これまでも施設の維持補修等に努めておりますが、市営陸上競技場内のクラブハウス以外の2か所のトイレは男女兼用になっており、大使用は狭く、電気設備もない状況のため、特に、女性の利用者の中には使いづらいので総合体育館のトイレを使っている方もいらっしゃいます。

また、指宿市陸上競技協会からは、各種大会関係者や一般利用者からの意見をもとに、今後の利用者の拡大と、イメージアップの上から男女別のバリアフリーに対応したトイレに改修するか、建て替えをしてほしいという旨の要望書も提出されているところでございます。

○6番議員（木原繁昭） 他地区と違いますか、そんなにはあるのかわかりませんが、陸上競技場内にトイレというのは一般的にあるんでしょうか。外の方にありますね。ああいうの、クラブハウスの中とかじゃなくて、そういうのは一般的な競技場にも普通にはあるわけですか。

○教育部長（濱田悟） 陸上競技場内にトイレがあるかということなんですが、このように全天候型に改修した陸上競技場内にトイレというのは、ないのがほとんどだと思っております。

○6番議員（木原繁昭） 例えば、予算があつての話ですが、新しいトイレ、身障者も使えるようなもの入るのかどうかわかりませんが、男女別々にしたような、そういうトイレを造るとしたらどのような形で考えているんでしょうか。場所的なものとか、クラブハウスを改善するとか、そういう形で考えられるんでしょうか。

○教育部長（濱田悟） 市の体育施設は、市の陸上競技場のトイレに限らず、施設の老朽化により、市民のニーズを十分満たすことができないものもあり、計画的な施設整備の必要性を強く認識しているところでございます。市の陸上競技場のトイレ改修又は建て替えについては、将来的には是非整備しなければならないと考えておりますが、施設の整備には財源と維持管理を必要とすることから、トイレの改修又は建て替えについても総合的に検討していかなければならないと考えているところであります。

○6番議員（木原繁昭） 将来的には検討したいということですが、ちなみにトイレを改装なり新しく造るとしたら、どのくらいかかるものなんでしょうか。

○教育部長（濱田悟） 陸上競技場内のトラック側のトイレが男子の小使用のトイレといたしますが、それが6つと、大の便所が和式が3、洋式が1、ここを1か所としまして、2か所今現在あります。大体この程度の建物を考えたときに、トイレ等の建て替えとなれば、金額的には相当の金額を要するものと思えます。大体3,000万円から4,000万円は掛かるのではないかと考えているところでございます。

○6番議員（木原繁昭） 3,000万円から4,000万円、結構大きな家が建ちそうな金額でびっくりするところですが、市の財政では簡単にはいかない面もありますけれども、いろいろな大会等ありますので、できればできたほうがいいんじゃないかという気はしますけれども、県中

学校駅伝・県高校駅伝とかあるわけですが、また、先ほど言われたように、これから中学駅伝の九州大会も2年越しに、2年ずつの形で行われていると聞いています。また、九州高校駅伝も当指宿で行われるということですが、例えば、これは指宿だけのことでなく、県の大会とかよくあるわけですが、県の補助金等は考えられないのでしょうか、知事とか関係機関にお願いしてみるとか。そのようなことは全然望みはないのでしょうか。

○**教育部長（濱田悟）**　そういう関係の補助はないかということなんですが、現在、私どももそういうものはないかということで模索はしているんですが、今のところ見つかっていない状態でございます。

○**6番議員（木原繁昭）**　是非いろいろなところに働きかけたり、使い勝手のいい補助金等何か探していただければ助かるんじゃないかと思いますが、今のところないということですが、何かの形で是非財源を見つけていただいて、いろいろなところからそういう希望も出ているということですので、トイレの改修に財源を得ることができたらと思いますので、努力していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○**議長（森時徳）**　暫時休憩いたします。

休憩　午後　1時25分

---

再開　午後　1時33分

○**議長（森時徳）**　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、大保三郎議員。

○**18番議員（大保三郎）**　18番、大保三郎です。予算流用についてお尋ねいたします。

指宿市監査委員の平成23年度各会計決算等審査意見書によると、予備費の充用及び予算の流用についてみると、昨年同様に、予算調整時に事業内容の把握が不十分な事例が見受けられたので、所要額を的確に予算化するとともに、不足などが生じた場合は、適切な時期に補正予算を議会に上程するなどして、できるだけ予算の流用は慎むべきであると指摘されております。10月の決算審査においても、各課報告されましたが、平成23年度一般会計における予算の流用総額は幾らだったのか、四半期で流用額の最も多い時期はいつだったのか、また、最も高額な流用は何だったのか。平成24年度9月末までの流用総額は幾らかお尋ねいたします。

次に国保会計についてお尋ねいたします。国保会計に対して一般会計から繰り入れることに対してどのような考え方を持っておられるのかお伺いいたします。また、2年連続多額の繰り入れをしているのですが、繰り入れの限度額をどの程度と考えておられるのか。更には収入未済額についてどのような見解を持っておられるか伺い、1回目の質問といたします。

○**市長（豊留悦男）**　国保関係につきまして、国民健康保険特別会計に対する一般会計からの法

定外繰入金の基本的な考え方でございますが、国民健康保険特別会計において、歳出が歳入を上回る赤字の状態に陥ったのは、平成22年度の決算からでございます。その時は、国民健康保険特別会計内において、平成23年度予算からの繰上充用により対応したところでございます。平成23年度においても、前年度に引き続き財源が不足したことから、国民健康保険特別会計の財政調整基金が枯渇している現状と、国民健康保険税率の引き上げを行っても、なお、国民健康保険特別会計内では、財源不足を解消することができないと判断したところでもございます。

このような危機的な国保財政の状況に鑑み、平成23年度に引き続き平成24年度も国民健康保険税率の改正を行うとともに、平成23年度3月補正や平成24年度も当初予算と前年度繰上充用金の財源を補てんするため、一般会計からの法定外繰り入れを行ったところでございます。

県内他市においても、法定外繰り入れを行っている実情であり、年々医療給付費が増加する傾向にある中で、国民健康保険制度の抜本的な見直しが行われなければ、更に厳しい状態が続くと想定されます。引き続き、国保制度の早急な見直しを、県都市国保協議会や九州都市国保協議会、全国市長会等を通じて要望してまいりたいと思います。

以下、いただきました質問につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○総務部長（邊見重英）** それでは、予算の流用についてのご質問でございます。まず、平成23年度の一般会計における流用総額についてでございますが、交付金事業及び補助事業の枠内における予算の組み替え、それから、人事異動に伴う人件費の流用を除きました、予算計上漏れ、あるいは科目錯誤、機器故障等の緊急的対応、見積額錯誤等の理由によりまして、流用しました総額は、5,260万5,274円で、件数といたしましては、428件となっております。

次に、平成23年度の一般会計における四半期ごとの流用件数でございますが、先ほど申し上げました総件数428件のうち、4月から6月の第1四半期が51件、7月から9月の第2四半期が67件、10月から12月の第3四半期が66件、1月から3月の第4四半期が244件となっており、第4四半期の流用が最も多くなっているところであります。

なお、4月から1月までの第1四半期から第3四半期頃までは、6月、9月、12月、3月の定例議会の補正予算計上が可能であります。3月補正の締め切り後となる2月から3月は、補正予算で計上することができず、既定予算で対応する必要があることから、流用で対応せざるを得ない事態が多く発生しているところでございます。

次に、平成23年度の一般会計における流用で最も高額な流用ということについてでございますが、最も高額な流用は1,000万円を施設維持費から工事請負費へ流用したものでございます。

その内容についてでございますが、指宿地域の防火水槽補水バルブ設置工事を当初は、施設維持費で計上していましたが、実施する段階で補水バルブは新設工事となり、設計

も必要となったことから、工事請負費で執行することが適切であると判断し、工事請負費に流用したものでございます。

それから、平成24年度の9月までの流用総額についてでございますが、平成24年度の一般会計における9月末時点での流用総額ですが、平成23年度と同様に交付金事業及び補助事業と人事異動等を除いた流用総額は、2,317万7,709円で、件数は105件となっております。

それから、次に国保関係についてでございますが、繰り入れの限度額をどの程度と見ているかというご質問でございました。国民健康保険特別会計の財源不足を一般会計から際限なく繰り出すということは、本市の財政状況から非常に厳しいと考えているところであり、繰り入れの限度額が必要であることは、認識しているところでございます。これまでの一般会計からの法定外繰入金状況につきましては、平成23年度の3月補正で1億43万3千円、平成24年度当初予算で2億円、平成23年度の国民健康保険特別会計の繰上充用に伴う財源として2億4,432万8千円の合計5億4,476万1千円を法定外繰入金として繰り入れているところです。これらの財源につきましては、主に一般会計の前年度決算剰余金を充てて対応しているところでございますけれども、今後の財政見通しは不透明であることから、法定外繰入れについては、一般会計と国民健康保険特別会計の状況を見ながら、総合的に判断していきたいと考えております。

また、平成28年度から地方交付税の合併算定替えの逡減措置が始まり、一般会計も非常に厳しい状況になることが想定されておりますので、医療費抑制に向けた取り組みを強化し、国民健康保険特別会計の財政健全化を図る必要もあると考えているところでございます。

**○市民生活部長（谷口強美）** 国保税の収入未済額についてのお尋ねですが、平成23年度の決算で、現年度分の収入未済額が約9,900万円、過年度分が3億1,800万円、合計で4億1,700万円となっており、多額の収入未済額を抱えている状況にあります。

このように、国保税が他の一般税と比べ多額の収入未済額を抱える原因の一つとしては、収入のない方や低収入の方にも必ず国保税がかかり、軽減措置を講じても支払いが困難な方もおられるということもあり、収入未済額が累増している状況となっているところであります。

しかし、このことは、国保財政を圧迫している原因の一つであると認識しておりますので、様々な収納対策を講じ、少しでも収入未済額を縮減するために、日々努めているところであります。収納対策の中で、最も効果が大きいものが滞納処分の強化でございます。滞納者の実態を十分に把握・調査した結果、差し押さえることのできる財産等がないという場合もありますが、支払い能力のある方、また、差し押さえる財産等がある方に対しましては、徹底した滞納処分を実施しているところであります。

今後におきましても、健全な国保財政の構築に向け、また、国保税を納期限内に納付される方々との税負担の公平性を保つためにも、滞納処分等の強化を図りながら、より積極的かつ



効率的な収納対策を講じまして、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

○18番議員（大保三郎） それでは、市長、よろしいでしょうか。最初に市長にお尋ねしますが、この428件、5,260万円の流用総額についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○市長（豊留悦男） やはり流用というものはないに越したことはありませんけれども、緊急の予算措置が必要な場合もございます。そういう意味で、時によりますけれども、私どもとしましては、流用の額が少なくなるように努力はしているところでもございます。

○18番議員（大保三郎） 四半期中で、第4四半期、244件、これは、昔から第4四半期は、獲得した予算は使い切れというのは言われていたわけで、道路工事も多かったわけですが、ライフラインとは別に、流用はやっぱり四半期に多いとうことは、使い切れという風潮がまだ残っているんじゃないですか。

○総務部長（邊見重英） 第4四半期に流用が多いということは、先ほども少し申し上げましたけれども、3月の補正予算に計上することができない後の執行の部分につきましては、どうしても流用で対応せざるを得ない部分がございます、多くなっているところでございます。また、財政サイドといたしましても、無駄な執行することではなく、繰越金をなるべく確保するように、年度末につきましては各課に周知をいたしまして、執行管理のあり方について留意を促しているところでございます。

○18番議員（大保三郎） 備品購入、そしてまた、庁舎施設いろいろな修繕、それらは、3月ではできないと言ったけども、第1期・2期・第3四半期やっぱり使われているわけで、補正あるいは専決というような処理はできなかったんでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 基本的には、当然流用をするということではなくて、必要に応じて補正予算を計上いたしまして、議会にも説明した上で執行するというのが原則でございます。

しかしながら、どうしても緊急的に、あるいは予測しなかったもの、そういうものが出てまいりますので、議会にお諮りするいとまもない、そのような状況がございましたりしますし、あるいは小額でわざわざ議会に諮るという事務をするまでもないような内容というものも多々あるかと思っておりますので、そのようなところにつきましては、地方自治法あるいは市の予算規則に基づいたルールの中で流用ということを取り扱いをさせていただいて、執行させていただいております。

ただ、先ほども申し上げておりますが、流用というのはどうしようもないという場合にさせていただく手法でございますので、基本的には極力議会に補正予算を計上するようにすることが当然のことであろうと思っておりますので、現在も各課にもそのようなことは周知しているところがございますけれども、今後、市全体といたしまして、更にそのような努力を努めてまいりたいと思っております。

○18番議員（大保三郎） 監査委員から本年度については再々流用は慎むようにというような指摘はされておりますけれども、この24年度においても、2,317万円が流用されております。



そして、決算委員会でもありましたけれども、いろんな備品購入の説明の中で、老朽化という言葉が出ていたわけですが、老朽化された備品はなぜ予算査定の際に組めなかったのか、予算査定が不十分じゃなかったのかどうかどうでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 予算の査定が不十分でなかったのかというご質問だと思います。予算につきましては、当然担当課の方から必要なものについて予算要求が上がっております。それを、財政サイドで一定査定をしながら、全体の予算を調整していくわけでございます。

その中で、どうしても、予算の枠内でできないものというのもございますので、それについては、翌年度へ送ったり、計画的な予算配分をやりながら事業実施しております。

その中で、先ほども申し上げましたように、どうしても緊急的に故障したり、壊れたり、あるいは修繕をしなければならないという事態が生じますので、そういうところにつきましては、補正ができるときは補正を優先させていただき、補正するいとまがないというような場合もございますので、そういう場合は、流用をさせていただいたり、予備費を充用させていただいたりという対応をさせていただいているところでございます。

○18番議員（大保三郎） 私は、流用が悪いというんじゃないですけども、予算査定もちゃんとし、今、緊急性と言われますけれども、災害の場合は、道路がふさがった時は、完全に改修して全部専決なんです。専決とその流用の差というのはどの辺にあるんでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 専決と流用の差はどこにあるのかとおっしゃられますと、線を引くところは、非常に難しいところもあるかと思えます。ただ、基本的には専決といいますと、先ほど議員の方からもございましたように、災害復旧、それが主になっております。そういう形で本市の予算においてもそのような取り扱いをさせていただいていることが多くございます。そのほかに専決で申し上げますれば、税制の改正などに伴うものが3月の補正にも間に合わないという場合に、年度末に専決をさせていただいたりしていることもございます。

○18番議員（大保三郎） 監査委員が、本年度は結構予算の流用について何回も指摘しているようですが、監査委員の指摘、これをどのように受けとめておられますか。

○総務部長（邊見重英） 先ほども申し上げておりますけれども、議員からもございますように、私どもも監査委員のご指摘というのは重々承知いたしているところでございます。予算の流用につきましては、先ほどから申し上げておりますが、予算編成時に予測できなかった経費が生じた場合に、その予算執行が緊急性や必要性があると判断され、予算を相互に融通したほうが効率的で、しかも、臨時議会を招集するまでもない軽微な案件である場合に限って行っているところでございます。

しかしながら、予算調製時において事業内容の精査・把握等を十分に行ってはいまされども、それでもなお所要額の的確な予算計上や科目等の誤り等も見受けられますので、毎年度開催する当初予算編成説明会や会計事務説明会において、適正な予算流用と補正予算の計上について十分留意するよう職員へ周知徹底を図っているところでございます。今後も、事

前に業務を把握するなどして、緊急性や必要性を除く場合にあっては、適切な時期に補正予算で計上の上、対応するように更に指導徹底に努めていきたいと考えております。

○18番議員（大保三郎） 今答弁の中で、相互融通という言葉が出ましたけれども、予算が相互融通できるほどの、業務執行しやすいからということですが、それほどの予算が組めるほど余裕があるんですか。

○総務部長（邊見重英） 相互融通という言葉で申し上げたかったのは、例えば、補助事業であるとか、交付金事業などの補助事業の場合に、その事業費内の中で融通させていただいているとがあるという趣旨でございました。

それから、厳しい予算で流用できる財源があるのかということでございますけれども、予算の流用につきましては、年度途中において、災害の発生や物価の変動、政策の変更、制度の改正などの事情の変更により、経費の不足を生じた場合などに必要性和緊急性があつて行っているものでございます。通常は、補正予算によって行うことが当然でございますけれども、必要性和緊急性があると判断され、既に予算の使途が決定している経費を抑制し、又は執行残が見込める場合に限って、地方自治法第220条第2項及び指宿市予算規則第14条の規定に基づき行っているものでございます。

それから、流用の中には、先ほど申し上げましたが、交付金事業や補助金事業など、交付された財源を有効かつ効率的に活用するため、事業交付金の枠内で流用を行っているものも多くあるところです。

○18番議員（大保三郎） 流用そのものは地方自治法でも認められておりますので、小額ではいいと思うんですけど、余りにも高額な流用が行われております。議会で審議し、議決した予算ですよ。その予算を流用することにより、議会への報告義務はなくなります、流用とかいう形をとれば。議会の予算審議、また議決を軽視するだけでなく、その予算審議そのものの意義が問われるんじゃないかと思うんですが、このことに対してどのような見解をお持ちでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 予算を執行していく場合は、歳出予算の計上内容に従って支出していくことが原則でございます。当初予算を編成した時点において、予測し得なかった事態が発生し、新たな財政需要が生じたときには、年度途中で補正予算を編成するのが基本的な対応方法でございます。そのことは、私どもも承知いたしております。

しかしながら、補正予算を編成する期間がなかったり、軽微なものであったりする場合には、予備費の充用、また、予算の流用により対応するほうが行政執行上効率的であり、また、現実的でもあることから、制度上も、先ほど議員の方からもございましたように、予備費の充用や予算の流用が認められておりますので、私どもとしては、議会の決めていただいた予算というものは尊重しながら、流用というものも行わせていただいているものでございます。

それから、流用が多くなっている原因の一つについて申し上げますと、本市では各事業ごとに予算要求から執行管理、それから、決算統計処理までを財務会計システムで適正かつ効率的に処理することを目的に、予算の節を細節管理というのを行っております。これも、細節管理ということで、電算上、節の中の細節間を移動させますと流用という処理となりますことから、この処理を行う必要があるんですけども、流用件数及び流用の総額が多くなっている理由の一つに、この細節間管理の運用というものもあると思っております。

○18番議員（大保三郎） 決算委員会で流用の報告を今年初めて受けたわけですが、報酬、賃金、それと費用弁償など、人件費に係るものの流用が報告されておりますが、私は、この人件費に係るものは、やはり流用せずに減額補正すべきだと思うんですが、その辺はどのように考えておられるでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 予算の流用につきましてですが、款項の流用につきましては、いわゆる議決事項と、それから、項目の流用につきましては、執行科目というふうに言われております。それで、地方自治法上、この款の流用というのはできませんけれども、項の流用につきましては、予算の中で流用の規定を定めて流用しなさいということになっております。そのことから、本市の当初予算における流用の規定というのが、当初予算書の第5条に定めてございます。その中で、第5条ということで少し申し上げさせていただきますが、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用ができるということに予算の中で定めております。このことに基づきまして、指宿市の予算規則第14条にございます、事務取扱の規定に基づきまして流用の伺いをたて、流用をさせていただいているということでございます。

そういうことで、確かに人件費につきましては、人事異動等に伴う補正予算というものも計上しておりますけれども、それまでの間に、例えば4月の人事異動に伴う補正予算につきましては、9月の補正で計上させていただいております。その期間の間に、人件費を執行しないといけないわけですけども、この時にどうしても職員配置が4月1日で確定いたしますので、当初予算編成段階ではどうしても、その確定した数値で、職員数で予算を計上することができておりませんので、4月からその9月の補正が議決されます9月の下旬までの人件費等の執行につきましては、今申し上げましたような予算書における流用の規定、それから予算規則における流用の規定を運用させていただきまして、流用させていただいていると、そういうことから、議員ご指摘のとおり、人件費等の流用が多いということになっていることだと思っております。

○18番議員（大保三郎） 人件費に係るもので、備品その他を購入することに対してはどのような見解を持っていますか。

○総務部長（邊見重英） 予算の流用についてですけれども、基本的には人件費から物件費への、人件費といいますと、報酬であるとか、給料、職員手当でございます。それから、物件費というのが、今ございました需用費であったり、備品購入費であったり、委託料であったりしますけれども、原則的には人件費、物件費間の流用というのはできないようになっておりますので、本市においても、そのように取り扱っているところです。

○18番議員（大保三郎） それでは、先ほど地方自治法も出ましたけれども、意見書の提出のところにありますが、市長などが監査委員の監査結果の報告に基づく改善策を講じない場合は、監査委員に対する報告義務はないとあります。その後、監査委員の監査結果の報告、公表後、相当期間を経過しても改善策が公表されなければ、長などが改善策を講じていないことが明らかになるということになります。再三指摘された流用、充用はいいとしても、流用を再々指摘されながらまだ一向に減らない。私は、流用はある程度の職員の努力によって経費削減をされたものを業務上遂行するために必要なものだと、そういうふうにするのはいいと思うんですが、先ほども部長の方から改善策がありましたけれども、もう一回今後の改善策、監査報告に対してどのようなことを講じるのかお尋ねいたします。

○総務部長（邊見重英） 予算の流用につきましては、先ほども申し上げましたように、予算編成時に予測できなかった経費が生じた場合に、その予算執行が緊急性や必要性があると判断され、予算を相互に融通したほうが効率的で、しかも、臨時議会を招集するまでもない軽微な案件である場合に限って行ってきているつもりでございます。

しかし、予算調製時においても、事業内容の精査、それから、把握等を十分に行ったつもりでおりますけれども、それでもなお所要額の的確な予算計上や科目等の誤りも見受けられるということで、ご指摘のとおり、監査委員の方からも指摘をいただいているところです。

したがいまして、毎年度開催いたしております当初予算編成説明会や会計事務説明会において、適正な予算の執行、それから、補正予算の計上について十分留意するよう職員へ周知徹底を図っているところでございますけれども、今後も更にそのことを職員に強く周知していきたいと思っております。そうすることによりまして、少しでも予算の流用が減るように努めてまいりたいと考えているところです。

○18番議員（大保三郎） 今後の問題といたしまして、高額な予算不足、あるいは不用額が生じた場合は、やはり補正予算で対処するという基本的な姿勢をとっていただきたいとともに、今後、余りにも大きな流用は、その後議会にも報告するということを約束していただけないでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 私どもといたしても、例えば、災害等でございますけれども、専決事項であったり、そういうものについては、議会に報告させていただいております。それから、例えば、流用につきましても、これも一つの例で申し上げますと、今年ですか、畠久保の方の飲料水の機器の購入の関係で、工事請負費から、たしか備品購入といいますか、委託料と



いいですか、そちらの方に流用させていただいた案件がございました。その件につきましては、議会にも報告をさせていただいたと思っております。

ですので、私どもも、内容によると思いますけれども、それが額の大きさを判断するのか、内容の重要性によって判断するのかということはいろいろ考え方というのはあると思いますけれども、執行部として、議会に相談すべきこと、あるいは報告すべきことにつきましては、私どもの方で必要だと判断したものについては、極力ご報告を差し上げるように努めてまいりたいと思います。

○18番議員（大保三郎） 次に、国保会計について伺いますが、まず、最初に市長にお伺いします。固定資産を所有している方には固定資産税を課税するわけですが、その固定資産税を課税した資産に、今度は国保税が課されるわけですが、これは二重課税じゃないですか。

○市民生活部長（谷口強美） 二重課税ではないかというご指摘でございますが、一般的に同一の目的で、同一の課税客体、収入と資産等ですが、に税金を賦課することを言います。ということでございまして、国民健康保険税の資産割は、国民健康保険の運営に必要な費用に充てる目的で、国民健康保険加入世帯に賦課しております。

一方、固定資産税は、市の行政サービスの費用に充てる目的で、固定資産の所有者に賦課しているもので、目的が異なると考えております。

したがって、国民健康保険税の資産割は二重課税には当たらないと考えております。

○18番議員（大保三郎） 23年度の国保税の収入未済額が3億7,360万円程度であります。不納欠損額が4,380万円弱あります。市税において、固定資産税の収入未済額が2億9,800万円程度、市民税の1億2,830万円を大きく上回っております。不納欠損額においても固定資産税が1,856万円、市民税の743万円の倍以上あります。これらのことから、収入がなくても資産があるために固定資産税、国保税の資産割課税19.5%が課せられるわけですが、この資産割課税19.5%ある方と資産割課税のない方の国保税の滞納状況というのはどうなっているのでしょうか。

○市民生活部長（谷口強美） 24年度の国民健康保険税当初課税世帯は8,706世帯で、資産割のある世帯が52.4%、資産割のない世帯が47.6%であります。また、滞納世帯は1,543世帯で、うち資産割がある世帯は532世帯で34.5%であります。それから、資産割のない世帯が1,011世帯で65.5%という状況であります。

今申し上げましたように、資産割のある滞納世帯の割合は、資産割のない滞納世帯の割合の半分程度ですので、資産割があるから滞納になるということは必ずしも言い切れないのではないかと考えているところでございます。

○18番議員（大保三郎） 先ほども申し上げましたけれども、収入がなくても資産に課税されるから、これはもう大変なことだと思いますけれども、鹿児島市をはじめ、12市町村が資産割のない3方式を導入しておりますが、この3方式を導入した場合、指宿市の国保税の市民

の負担というのはどのようなようになるのかお教え願います。

○市民生活部長（谷口強美） 資産割を外した場合、どういう形になるかというご質問でございます。地方税法では、国保税の賦課方式として、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、それから、資産割のない3方式及び所得割と均等割で賦課する2方式の標準割合が示されておりますが、どの方式を採用するかはそれぞれの市町村が実情に合った方式で賦課することができるようになっております。

本市では、4方式を採用しておりますが、県内では、12市町村が3方式を採用しているようであります。また、全国的には、4方式が8割を占めているようであります。低所得者が多い国保においては、所得割を補完する役割を持たせるために設けられたのが資産割であります。資産を所有している世帯は、資産を所有していない世帯より担税力があると評価し課税するものでございます。

仮に、議員の言われるように資産割を廃止し3方式にしますと、現行税率では、所得割の税率を1.4ポイント引き上げることになります。試算をしてみますと、所得割に限っては、所得33万円では年税額は変わりませんが、所得100万円では9,500円の増、所得200万円では2万3,300円の増、所得300万円では3万7,300円の増、所得400万円では5万1,300円の増、所得500万円では4万6,100円の増、所得600万円では限度額に達するため1万6,800円の増と、低所得者と高額所得者には負担は少ないのですが、中間所得者層には負担増となるようであります。

しかし、近年、資産割については二重課税との考えも強いことから、本市の税率改正におきましても、過去3回は資産割を据え置き、所得割、均等割、平等割だけを改正してきたところでございます。

○18番議員（大保三郎） 今度繰り入れが3億円ぐらいあるわけですが、収入未済額も3億7,000万円あるわけですよ。国保会計は市独自でできないことは十分理解しているところでございますが、関係機関への制度の見直しやいろいろな要望をしているということでございますので、その点は改善されると思いますけれども、やはり収入未済額を極力減らす、そのことに十分努めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時24分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

○5番議員（田中健一） こんにちは。5番、田中です。通告に沿って質問いたします。



まず、開聞岳登山について伺います。

私も、過去、青年団で案内板やごみ袋を持って登ったものですが、登山者の推移をここ3年程度お示しいただければと思います。

次に、今年度事業において、国の予算で登山道整備があるようですが、安全にかつ自然を壊さない整備でなければならないと思います。

また、旧開聞町時代にトロコニーデ開聞と銘打って、頂上の周回道を環境省の許可をいただいて整備したことがあったと思いますが、登山道整備に合わせて整備する考えはないか伺います。

次に、登山客による救急要請が、本年度もかなりの件数があると思いますが、要請者の状況等はどのようなものか伺います。

ここで、私も消防職員、山岳救助隊の活動に改めて敬意を表したいと思います。その消防職員、山岳救助隊の現在の活動状況は、いかがなものでしょうか、伺います。

次に、登山料の徴収について、以前、同僚議員も入山料徴収について質問があったかと思いますが、その時には、人件費が必要となると答弁がなされており、私が思うに、登山者への危険箇所の指導、または装備チェックなどをして、救助者の削減等につながるものと思います。

登山者の中には、水を持って登らない方、また、女性の方で、ヒールを履いて登山に無謀にも挑む方など、また、昼食を済ませ、昼を回ってから登山を始める登山者などがいると聞いております。いろんな費用負担は、受益者負担では、私はそういうことにあるべきだと感じております。

次に、バス停留所の渋滞緩和策について、現在、鹿児島県においても死亡事故多発注意を警報しています。師走のせわしない時期であり、管内で死亡事故がないことを願っています。

国道226号線も、車幅も狭く、右折帯も必要ではないかと思いますが、今回は、バス停留所の道路改良について質問をさせていただき、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 開聞岳登山についてのご質問をいただきました。映画で「岳」という映画がございましたけれども、その上映や健康志向の上昇とともに、特に若い女性の登山、トレッキングブームが起こっております。

また、新燃岳の入山規制緩和に連動して、開聞岳への登山者も増えているようでございます。

過去3か年の登山者数を申し上げますと、平成21年度は2万4,128人、平成22年度は2万305人、平成23年度は2万1,276人となっております。平成22年度に口蹄疫、そして新燃岳の噴火の影響により減少いたしましたけれども、平成23年度には、新幹線全線開業効果により、登山者数は増えております。

そのような理由から、この3か年は、登山者数の増減が見られるところでございます。し

かし、概ね2万人を超える水準で、登山客は推移していると思っております。

次に、バス停のことでございます。県道・国道などでバスの停車における渋滞が発生しており、渋滞緩和のためのバス停留所の改良計画はないかとのご質問でございますが、国道・県道などの主要道路において、朝夕の通勤ラッシュ時などに、バスの停車において後ろから来る車、後続車が進行を妨げられることにより、渋滞が発生するなどの状況が見受けられるところでございます。

国道や県道におけるほとんどのバス停留所は、道路の幅員に余裕がないことから、外側線に沿った形となっており、後続車両の追い越しが容易にできるようにするには、歩道や路側、いわゆる歩道や道の端の方ですけれども、路側に切り込みを入れる構造のバスベイ型が有効であると考えられております。

バスベイ型のバス停留所を現在の停留所近くに整備するとなりますと、バス停車帯の長さが最低でも40m、幅が2.5m必要となり、用地の確保など困難な状況となっているようでございます。

関係機関によりますと、渋滞緩和に向けての道路整備は、渋滞状況や事故状況など総合的に判断しながら進めていく必要があります、数多く存在するバス停留所を単体で整備を進める計画は、今のところないようでございます。

しかしながら、特に児童生徒の登下校時における安全対策には、万全を期さなくてはなりません。今後、実態を把握しながら関係者の意見・要望をお聞きして、今後の抜本的な対策を講じていく必要があろうかと思っております。

ほかいただきました質問については、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○産業振興部長（下吉耕一）** 登山道の整備について、その工事概要をという質問でございます。

今回の登山道整備につきましては、環境省が実施するもので鹿児島県が施工委任を受けており、総事業費3,000万円、工期は平成24年10月1日から、平成25年2月22日までを予定しております。

その間、国や県によりますと、工事に当たっては、登山への支障が出ないように配慮することですが、工事の進捗や内容によりましては、登山者に途中で引き返していただく可能性も否定できないと聞いておりますので、その旨、ホームページへの掲載等、広報に努めてまいりたいと考えております。

工事の概要につきましては、登山道の崩落を防止するための土留工事が192か所、水はけをスムーズにするための横断排水工事が10か所、五合目付近にあるビューポイントの展望デッキ設置工事が1か所、七、八合目付近にある登山道の切れ目をつなぐ栈道工事が1か所となっております。

今回の工事は、石材等の材料はヘリで運搬しますが、工事自体はすべて人力で行われ、コンクリートなどによる補強は行わないなど、自然環境に最大限配慮していると聞いておりま

すので、今回の整備の結果、これまで以上に安全で快適な登山を楽しんでいただけるものと期待しているところでございます。

次に、頂上の周回道についてのご質問でございます。

ご存知のとおり、開聞岳はそのすべてが霧島錦江湾国立公園の特別地域に、そして山頂付近は最も規制の厳しい特別保護地区に指定されております。

しかしながら、山頂付近は現在のところ、四、五十名程度の限られた人数しか山頂からの景色を同時に楽しむことができず、登山者がこれより大人数となった場合には、混雑しているのが現状でございます。

そこで、この状況を緩和するため、平成8年頃、旧開聞町と環境省で協議しまして、樹木の枝葉や自生する草花を、最小限伐採することになってきたところでございます。その結果、山頂付近を周回することが可能となり、より多くの登山者がビューポイントを楽しむことができるようになったところです。

以降、十数年が経過し、樹木からは新たな枝葉、そして自生する草花が伸びてきて、山頂を取り巻く周回道がどこにあるのか分からない状況となっており、多くの登山者が一度に訪問した場合、山頂付近が混雑している状況が散見されております。

このようなことから、市といたしましては、再び、できるだけ多くの登山者が、360度のパノラマを満喫できるようにするため、山頂の自然を決して破壊せず、登山道の維持管理の範囲内において、山頂付近の周回道を出現できないか、関係機関をお願いしております。

幸い、環境省からは、通常の維持管理の範囲内であれば、了解したいとの感触を得ておりますので、自然環境が破壊されないよう、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、登山料徴収についてでございますが、かいもん山麓ふれあい公園では、登山道の草刈りやごみの除去などをはじめとする維持管理、登山者の利便に帰する軽微な補修、そして看板等の設置や危険箇所の解消に努めてきております。

このような中、登山者からの経費負担をお願いすることを目的に、平成24年9月から2か所、協力金の徴収ボックスを設置し、任意による協力をお願いしております。

今後も、安全で快適な登山を楽しめるよう、登山者への啓発、登山環境の整備や情報提供に努めてまいりたいと考えております。

**○総務部長（邊見重英）** 開聞岳における山岳救助事案の発生件数、それから救助活動に従事した者の数と、要請の内容等についてのお尋ねでございますけれども、最近5年間の実績で申し上げますと、平成20年は発生件数2件で、救助人員2名、救助活動に従事した者は48名、平成21年は発生件数5件で、うち2回は県消防・防災ヘリコプターが出動、救助人員5名、救助活動に従事した者が121名、平成22年は発生件数8件で、うち3回は県消防・防災ヘリコプターが出動し、救助人員9名、救助活動に従事した者が200名、平成23年は発生件数

8件で、うち1回は県消防・防災ヘリコプターが出動し、救助人員は11名、救助活動に従事した者が88名、平成24年は11月29日現在ですけれども、発生件数7件で、うち1回は消防・防災ヘリコプターが出動し、救助人員8名、救助に従事した者が78名となっているところでございます。

ここ二、三年は、発生件数も増加傾向にあり、消防職員及び消防団山岳救助隊員の活動も大変重要な任務になってきております。

救助要請の内容につきましては、足首等の骨折、転倒による後頭部の打撲、脱水症状、気分が悪くなったもの、腹痛、腰痛、それから登山ルートを間違えたものなどとなっているところでございます。

○5番議員（田中健一） まず薩摩富士への年間、昨年度で概ね2万人ということでご報告をいただいたわけですが、お手軽に登山を楽しめる山であります。

私も過去、今年度もでしたが、菜の花マラソンにて、ランナーにゴール後に話をすることがありました。

池田湖を走りながら、あの坂を上り切って、眼下に薩摩富士が見えたら、あの山に登りたいという衝動にかられて、何とその方は、6時間少しでマラソンはゴールをされております。

山を何時間で登られたかはちょっと聞いてはおりませんが、そういうような山であることを認識、今もしたわけですが、この2万人の内訳、県内なのか県外なのか、または国内か海外か、このような把握をされているのであれば、お示しをいただきたいと思えます。

○産業振興部長（下吉耕一） 開聞岳は、日本百名山の一つとして全国にその名を知られていることから、全国47都道府県を初め、海外からも登山客が訪問しております。

国内の内訳を申し上げますと、県内が約40%で、県外が60%となっております。県外のうち最も多いのは、九州・沖縄方面で約21%、続きまして関東方面約13%、近畿方面で約10%、更に続きまして四国方面約6%、東海方面約4%となっております。

外国人登山客は、全体のわずか0.3%程度にとどまっておりますが、ふれあい公園管理事務所で直接会話したり、あるいは大型バスの運転手などから聞き取りを行った結果、中国や韓国などの東アジア諸国、アメリカやカナダ、フランス、ドイツ、フィンランドなどの欧米諸国をはじめ、世界各国から登山においていただいているようでございます。

○5番議員（田中健一） ご報告のとおり、県内外より、また海外より登山にいただいているご報告でありました。

全体から見れば、本当わずか0.3%ではあると思いますが、開聞にとっては、九州オルレのコース等もあり、まだまだ海外からの登山客等も伸びることを予想いたします。

先ほど危険箇所と登山道整備についても答弁をいただいたわけですが、事故防止を含めた注意事項を対応できるパンフレット、または登山道の案内板、これを整備・準備をするべきだと思いますが、お伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 旅行環境のグローバル化に伴い、今後、ますます多くの外国人登山客が訪問することが予想されます。このため、現在のところ登山に必要な時間、登山に際しての注意事項などにつきまして、英語・中国語・韓国語による簡易な案内板などを作成し、直接、外国人登山客と対応する中で、これらの周知に努めているところでございます。

今後、外国人登山客を対象にした登山用のパンフレットや看板につきましても、その作成について検討してまいりたいと考えております。

○5番議員（田中健一） よろしくお願いたします。

登山道、頂上付近の周回道路、先ほど答弁をいただいたわけではありますが、整備期間中への登山者への配慮は、インターネット等の記載によって通告をするようですが、中には、そういう対応をとっても見られない方はいらっしゃるわけでもあります。

安全面の配慮について再度伺うとともに、ここが本当、重点だと思っておりますが、もう何合目だったか私も度忘れをして、立ちほだかる岩の登り口もある。急なところにはロープが1本下がっている登山道があるんですが、その栈道工事だと思っておりますが、そこだけを詳しく併せて伺います。

○産業振興部長（下吉耕一） 工事の内容をもう少し詳細に説明をさせていただきたいと思いますが、主な排水工事の詳細な部分を申し上げますと、現在の登山道は雨水路も兼ねた形になっており、特に降水量が多い時期は、登山道から多くの土砂が流出し、崩落が進行している状況でございます。

この状況を改善するため、登山道に石を積んで、土砂の流出を防ぐ土留工事と並行し、雨水が登山道以外の場所に排出されるようにする必要がありますけれども、コンクリート側溝のような排水路を建設することは、それこそ自然環境にそぐわないものとなります。

そこで今回、環境省は屋久島でも施工実績のある横断排水工事を採用しております。六合目以下に10か所、特殊な石積み工事を行い、おのおの箇所において、土砂と一緒に流れてくる雨水が一旦せき止められ、かつ雨水が登山道の脇へと排出され、土砂の流出を最小限に防ぐという画期的な工法と伺っております。

先ほど議員ご質問のことは、ここからのくだけになろうかと思うんですが、次に、栈道工事の詳細を申し上げますと、登山道の八合目付近に小さな谷があり、そこに谷を降りて登っていくための木製の階段が設置されておりますが、階段の勾配が急でアップダウンが大きい上、腐食が進行している状況でございます。

そこで子供たちも安全に渡ることができるように、谷部をなくして、長さ4m、幅60cmの平らな木製の一本橋を架け、あわせて山側の石面につかまることができるよう、手摺りロープ1本を設置しようとするものであります。

安全面のことで繰り返しになりますが、今回の工事は、石材等の材料はヘリで運搬しますが、工事自体はすべて人力で行われ、コンクリートなどによる補強は行わないことと



しておりました、自然環境に配慮すると同時に、これまで以上に安全で快適な登山を楽しんでいけるものと、説明しました詳細の工事内容によりまして、安全に登山が楽しめると考えているところでございます。

○5番議員（田中健一） 整備によって人工物は使わないことはわかりました。

公共工事によって、いろいろな場所で回りが環境悪化、どことは言いませんが、そのような工事にならないということで理解いたしました。その理解でよろしいでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） 環境面に十分配慮した工法と伺っておりますことから、これまで以上に環境の方には配慮のなされた工事であることから、環境はすばらしい状況になっていくだろうと思っております。

○5番議員（田中健一） 次に、分遣所山岳救助隊の救助用具、または装備品等、これまでの救助者に対して万全であるか。報告で足首打撲、具合が悪くなった、道に迷ったといういろいろな内容でありましたが、このような要請者に対して万全であるのか。

また、今後、救助用器具・装備品等の急がれるものが予定をしているのであれば、併せてご報告をいただきたい。また、救助訓練等、こういう方々の年間の体制というものを伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） 指宿市消防団開聞岳山岳救助隊は、平成23年4月1日に、開聞方面隊5分団から地元就業する分団員を3名ずつ選出していただき、総勢15名の要員で発足し活動しているところでございます。

装備品につきましては、要員各人へ貸与しているものと隊へ貸与しているものがございます。要員各人へ貸与しているものでございますけれども、登山靴、登山用ヘルメット、ヘッドランプ、ウェストバッグ、ゴーグル等でございます。

隊へ貸与しているものは、チェストハーネス4着、レスキューハーネスⅡ、1着、オープンスリング10本、アルミカラビナ10本、登山用ステッキ2本、リュックサック2個、担架1台、リッターホイール2台等でございます。

訓練につきましては、基礎的な装備品の取扱訓練や、消防職員等と合同の実働訓練を実施しているところでございます。

また、今後の装備品の整備計画についてですけれども、隊員が安全に活動できるよう県内の山岳救助事案のある市町の状況等も考慮しながら、充実を図ってまいりたいと考えているところです。

○5番議員（田中健一） 専門用語が並んだわけですが、多分、分かりづらかったのかなとは思いますが、1通りの救助用具はあるということで理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○総務部長（邊見重英） あと少し用語の解説をした方がいいですか。それはもうよろしいですか。



(発言する者あり)

はい、わかりました。

済みません。一定の装備品は装備しておりますし、また、救助活動をするときは、消防署の救助員とも一緒に行動いたしますので、双方で連携をとりながら、十分対応できるものと思っているところです。

○5番議員(田中健一) 救助要請者、消防職員、山岳救助隊への飲食物の提供、これが最も救助に私は不可欠ではないかなと思っております。

要請者の人数や天候、時間的な要因を想定すれば、夜中になったり朝まで頂上付近で待機をしたりということを考えれば、飲食物の提供はおのずと必要になってきます。

このようなことへの対策として、地元商店との供給提携、こういうものは必要ではないのかと思いますが、どのように考えていらっしゃいますか。

○総務部長(邊見重英) 災害といいますか、その救助活動が長時間にわたったときなどにおける被災者、いわゆる救護者、それから山岳救助をします災害の応急対策員等に対する食料の調達供給につきましては、基本的には市が行うことになります。

議員ご指摘のような救助活動が長時間に亘りましたときには、市内の小売業者から食料等を調達することが、迅速な調達、救助活動への支援ということにつながると思っておりますので、今後、体制を整えるために、地元業者と協定締結に向けて調査研究をしてみたいと考えております。

○5番議員(田中健一) 年間2万人余り来ていらっしゃいます。今後、伸びることも予測をされておりますので、増える中でまた、救助要請者も増えるんでしょうが、そこは手抜かりのないようによろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、バス停留所の渋滞緩和策について、用地確保等で問題となるのは、もう私も重々承知をしているつもりであります。

これまで、県・国に道路改良、バス停を含めた道路改良というような要望をしてこなかったのか、お伺いいたします。

○建設部長(三窪義孝) これまでバス停留所に限った道路改良についての要望は行っておりませんが、国道における渋滞の原因については、バスの停車に起因することや右折車線のないことなど、様々な要因が考えられるため、交差点改良における右折車線の設置などと併せてバスベいの設置など、渋滞緩和に向けて一体となった道路整備を要望しているところであります。

現在、指宿岩本交差点においては、交差点改良事業に伴い、右折車線やバスベいの設置を計画していただいております。

○5番議員(田中健一) 新規事業によってやっていくということで理解をいたしました。

私が言っている、このバス停留所乗降時の渋滞の解消について、国・県道、市道もなんで

しょうが、このような利用者道路を利用者からの声、要望等は市には届いていないのか、お伺いします。

○建設部長（三窪義孝） バス停に関してのその渋滞について、うちの市道に関しては苦情は来ておりません。

また、鹿児島国道事務所に確認をしましたが、特にバス停留所に係る意見や要望はないようですが、今後も交通渋滞が慢性化している場所等については、その原因を解消すべく渋滞緩和に向けた道路整備をしていただくよう、国・県へ要望をしまいたいと思っております。

○5番議員（田中健一） 後もって、またここは揉みたいと思います。

路線バスではないのですが、私が市役所に来る際、また、地元でも養護学校の乗降時の風景を見ております。

指宿市教育委員会の所管管理ではないと思っております。ですが、指宿市民の子供たちが利用されている状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

通学をされる子供たちへの状況等を把握されておりますか。教育長でもいいですが、部長でもいいです。

○教育部長（濱田悟） 指宿養護学校の児童生徒の就学状況でございますが、全体人数は47名で、うち指宿市の児童・生徒が33名いらっしゃいます。

そのうちに、穎娃線から来られる方が22名、通学バス利用全体で、喜入線が22名いらっしゃいます。合計で44名の方がバスを利用されております。そのうちの指宿市の児童・生徒の利用状況としましては、穎娃線で8名、喜入線からの通学バスを使っている方は12名いらっしゃいます。

○5番議員（田中健一） 穎娃線から8名、喜入線から12名、計20名、大体利用者の半分ということで伺いました。

皆さん、ご認識のとおり健常者と違い、乗降時の支援が必要な子供たちであります。それは本当、時間がかかり、最長、小学校から我々指宿市と議会と、また養護学校は、一緒に声を合わせて高等部までできましたので12年間、長い子で12年間、バスに乗っている最長の子供で90分です。これが毎日、行き帰りです。

この状態が、晴れた日ばかりではないですよ。雨の日もあります。私が目にしたときに、母親が、自分は濡れながら子どもに傘をさして、これを見たら、どげんかせんといかんって思いますよね、市長。

これは生の声です。通学バス運転手の知り合いより聞きました。バスの横をクラクションを鳴らし、中には、子どもの腕に点滴を打ちながら乗っている子どもがいます。そういう子どもたちがいるので、制限速度も出せない状況であります。

その状況も無視をするかに、横を猛スピードで走り抜ける、心ないドライバーもいるとい

うことを運転手さんから聞いております。このようなことを思えば、どのようなストレスが子どもたちにかかっているかということ、私は本当、心を痛めるところであります。

教育長、こういうのを聞いて、どう思われますか。

○教育長（池田昭夫） 子どもたちが通学バスに乗る時間は、長くてリフトであれば2分ぐらい、早くて1分30秒ぐらいの、バスが停まってから出発するまで掛かると思いますが、その間、できましたらドライバーの方々は待っていただいたり、又は対向車が来なければ、スムーズにそこを通過していただくと、心配りがあってしかるべきかなと思っているところでは。

○5番議員（田中健一） 教育長が言っていたるように、ドライバーの方は、守っていただければそれでいいんですが、やはり急いでいらっしゃる方もいることも確かです。

指宿市のできることに、バス停留所の道路改良はもちろん、雨天対策を含めて乗降場所の問題点、養護学校通学については、毎年、コース変更もされているようです。バスが到着するまでは、家族の車で待機している事情も考慮するならば、駐車場が必要な停車場。現在、大きな店舗等も協力をいただいて、駐車場に朝は利用をいいよという形で使ってもらっているみたいです。

ですが、大型店舗です。夕方は、お客さんが多いのでご遠慮くださいと。だから、おのずと路上で乗り降りしている状態であります。市有地の利用は、私はできる場所はないのかなということを感じています。空き、又は融通がきく土地があったら、養護学校と協議をして、市の方で検討をしていただきたいと思えます。

また、先ほど教育長が、リフト付きのバスを申しましたが、現在、2台で通学バスが運行されています。ですが、リフト付きは1台しかありません。喜入から来るバスはリフトが付いてなく、運転手や家族が車いすを持ち上げて、時間をかけてやっているそうです。

これはもう県の教育委員会の方に、お願いをせねばいけないことでありましょう。市としても、強固に養護学校と要望活動をしていく考えはないでしょうか、市長。

○教育部長（濱田悟） 市の教育委員会では、市内小中学校の児童・生徒に係る就学に関する相談や特別支援教育等において、指宿養護学校からの助言をいただくなど、連携を図っているところでございます。

また、小中学校においても、特別支援教育に関する巡回相談を指宿養護学校に依頼して、児童・生徒やその保護者、教職員に対しての支援をいただいているところでございます。

指宿養護学校の通学バスのことにつきましては、県立学校ということで市教育委員会が直接関与はできませんが、指宿市民である児童・生徒が、多数就学している学校でありますので、今後、市教育委員会におきましても指宿養護学校との連携を図り、市の他の部署とも連携し、協力できるものについては対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森時徳） 田中議員、道路改良について、ちょっと外れたような気がしますので、済み

ません、その辺で質疑をお願いします。

○5番議員（田中健一） いや、もう終わりました。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

---

再開 午後 3時18分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、国保税の問題についてであります。市民を守るべき国民健康保険制度のその税額は高く、市民生活を圧迫しております。豊留市長になって2年連続の値上げがあり、家族4人、所得300万円、資産なしで計算しますと、市長就任の時は41万9,300円でしたが、今年度は48万5,400円となり、6万6,100円も値上げになっています。所得の16%を超える額になっています。

政府も、所得の1割を超える国保税は高いと答弁していますが、市長は、所得の16%を超える国保税を一体どう捉えているのでしょうか。納めるに困難な額とは思わないのでしょうか、伺います。

地方自治法の第1条の2で、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としてと記されております。行政の施策によって、住民が苦しむことがあってはなりません。

しかし、実際には、行政が決めた国保税が住民生活を苦しめています。住民の暮らしを守るのが行政の責任ということからすれば、逆さまな話です。このことについて、市長はどう考えるか伺います。

次に、脱原発と再生可能エネルギーへの志向についてであります。

9月議会でも同様の質問をさせていただきましたが、市長は政治姿勢として、脱原発の立場を明確には表明しませんでした。多くの国民が脱原発を望んでいることは承知しているとか、自らの立場の表明としては少し曇ったものでありました。もちろん、原発に依存するという立場でもありませんでした。そこで、改めて市長の基本的な立場を伺いながら質問をしてまいります。

自治体の首長や首長経験者などで組織された、脱原発を目指す首長会議という組織があるということは、市長もご存知だろうと思います。

組織の目的は、住民の生命・財産を守る首長の責務を自覚し、安全な社会を実現するため、原子力発電所をなくすとしています。

そして、脱原発社会のために以下の方向性を目指すとし、（1）新しい原発はつぐらない。

(2) できるだけ早期原発をゼロにするという方向性を持ち、多方面へ働きかけるとしてまいります。

そこで市長に伺います。脱原発を目指す首長会議に、市長として参加する考えはないかどうか伺います。

次に、再生可能エネルギー志向のための具体的施策についてであります。行政組織の中で、専門的に受け持つ部署を作ったらどうかということについて、市長は先の議会でやぶさかではないと答えました。

改めて伺います。再生可能エネルギー志向のための具体的施策に関して、専門の部署を作る、あるいは検討するなど、どのようなことを考えているかどうか伺います。

次に、就学援助制度についてであります。

憲法第26条で、義務教育は、これを無償とするとなっております。また、学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとしています。

これらが就学援助制度のそもそもの根拠法であり、対処としては、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、及びこれに準ずる程度に困窮している準要保護者であります。

要保護者、つまり生活保護の保護基準は、数値ではっきりと定められています。準要保護者については、市町村ごとに決めることになってはいますが、指宿市では数値化して示したものはありません。

そこで伺いますが、目安となる収入基準を保護者に示し、もっとわかりやすくすべきだと思いますが、教育長の考えを伺います。

また、現在支給の内訳として、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等が含まれていますが、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費も、就学援助の対象にすべきだと思いますが、教育長の考えを伺って1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 国民健康保険制度は、全国的に見ましても年齢構成が高く、医療費水準が高いことや、無職者、失業者、非正規労働者等の低所得者が多く、所得水準が低いことなどから、構造的な問題を抱えていると思っております。この国保税について私の見解、これは政府見解と同じでございます。

また、保険給付費に伴う国・県からの補助金についても減少傾向にあることなどから、全国的にも国保会計は苦しくなっていると認識はしております。国民健康保険制度を将来にわたり持続可能な制度とするためには、国保加入者にとりまして、大きな税負担とならないように努めているところでございますけれども、この2年間、税率を上げる苦渋の決断をいたしました。

国の責務において、更なる財政基盤の拡充強化を図っていただくことが、今後、極めて重要であると思っております。



県都市国保協議会や九州都市国保協議会、あるいは全国市長会や全国知事会を通じて、国に対しまして引き続き要望をしているところでもございます。

しかしながら、医療費が増加する中、基金も枯渇し、国保会計の収支において赤字が生じて繰上充用を行うような厳しい状況でもありましたので、先ほど申しましたように、非常に苦しい決断でありましたけれども、国保制度の相互扶助の精神などの趣旨により、受益者にも応分の負担をして、国保税率の引き上げをお願いした経緯があります。

また一方で、法定外繰り入れとして、一般会計からも23年度、24年度で5億4,000万円の繰り入れを行っております。このような厳しい国保会計の状況でありますので、現制度下においては、この国保会計を維持するために、必要な国保税額であろうと思っておりますのでございます。

次に、脱原発を目指す首長会議についてのお尋ねでございます。

この会議からの資料等が届いており、私も目を通しておりましたので、この会議の趣旨は十分理解はしております。

この会議は、平成24年1月14日、15日に、横浜市において開催された、脱原発世界会議の席において、脱原発で意見を同じくする首長8人によって提案されているようであります。

4月28日に設立総会が開催されたところでございます。首長会議の目的は、住民の生命・財産を守る首長の責務を自覚し、安全な社会を実現するために、原子力発電所をなくすこととなっております。

私も、平成24年3月11日付で、脱原発を目指す首長会議から設立総会への参加呼びかけもいただきました。協議会からは、4月28日の設立総会と勉強会の資料も届いているのは、先ほど申したとおりでございますので、これらの資料を今後、勉強して、脱原発、又はこの首長研究会の主旨等を生かすような取り組みについて、考えてまいりたいと思います。

以下、いただきました質問等については、担当部課長等に答弁をいたさせます。

**○教育長（池田昭夫）** 就学援助制度についてのご質問をいただきました。

就学援助費については、生活保護を受給している世帯、前年度又は当該年度に生活保護の停止又は廃止のあった世帯、当該年度の市町村民税が非課税の世帯、申請日において児童扶養手当を受給している世帯の4項目のほか、それ以上の収入があっても、病気やけが、突然のリストラ、失職、保護者の死亡、離婚等により長期間収入が減少した世帯や、生活が困窮していると推察できる世帯で援助が必要と認められる世帯に、申請に基づき認定し、支給しているところです。

ここ数年の経済の低迷などの理由から、年々対象となる世帯が増加している状況にあり、国庫補助事業から地方交付税の算入に変わったことにより、市の一般財源による事業となった平成17年度においては、認定率が児童生徒全体の11.5%でしたが、平成20年度では14.7%、23年度では17.4%と、6年間で6ポイントも上昇しております。



周知の際に、保護者が判断しやすい明確な収入基準を示すべきではないかという質問ですが、これまで保護者に対しましては、教育委員会からの周知文書を学校で説明を加えながら、配付しているところでございます。

初めにご説明申し上げました、4項目の基準に当てはまらない世帯にあっても申請がなされ、申請理由から生活の困窮が認められる場合は、認定しているところでございます。

明確な基準で線引きをすることにより、少しの収入の差で認定となったり、非認定となったりすることになりますので、これまでと同様の周知方法で対応したいと考えております。

しかし、課題等が生じた場合は、その都度、検討したいと考えております。

**○市民生活部長（谷口強美）** 家計に占める割合は16%を超えていることから、重税感があるのではないかというご質問でございますが、数字的に16%を超えるという所得に対する割合を考えたときに、高い割合ではあると思っております。

しかしながら、現状のように厳しい国保会計の運営状況にありましては、現制度下においては、この国保会計を維持するために必要な国保の税額であると思っております。

次に、住民の暮らしを守るのが行政の責任ではないかということでございますが、住民の暮らしを守ることは行政の務めであり、責任であると思っております。住民の暮らしを守るためには、一般会計や国保会計など厳しい財政状況を改善・健全化し、市民が安定した暮らしができるよう財政的な裏付けを図ることも重要な一つになります。

また、国保会計においては、こうした危機的な状況にありますので、国における更なる財政基盤の拡充強化策が実施されなければ、今後も危機的状況が続くものと思っております。

これらの状況を改善するためには、市民の34.2%を占める被保険者の方々にも、特定健診等の受診に協力をお願いし、健康づくり事業等へ多くの方々に参加していただき、健康を維持し、医療費抑制につなげていかなければならないと思っております。

また、一般会計からの繰り入れも限度があると思っておりますので、市全体の財政状況を考えながら国保会計を堅持していくことが、住民の暮らしを守ることに繋がると考えているところでございます。

**○総務部長（邊見重英）** 脱原発と再生可能エネルギーへの志向についての中で、再生可能エネルギー志向のための具体的な施策について、専門的部署の設置検討についてどのように考えているかというご質問でございました。

本市におきましては、平成20年度の組織機構の見直しにおきまして、所掌をしている部署が違っておりました新エネルギーや自然保護等の事務を生活環境課に集約し、環境政策に関する事務を総合的に推進するため、生活環境課を改め、環境政策課を新設したところでございます。

したがって、太陽光や地熱などの再生可能エネルギーの普及に関わる政策につきましては、環境政策課において所管することとしているところでございます。

○**教育部長（濱田悟）** クラブ活動費，PTA会費，生徒会費も就学援助費の対象にすべきではないかとのご質問でございますが，国が生活保護世帯を対象とした要保護児童生徒援助費補助金において，平成22年度から補助対象としていることから，教育委員会といたしましても検討を始めたいと考えているところでございます。

普通交付税で算入される額が明確に示されていないことや，市内の小中学校のPTA会費や生徒会費，クラブ活動費の徴収内容や徴収額等がそれぞれ違うこともありますので，今後，情報収集のため，学校側との連携により，様々な調査を行う必要があると考えているところでございます。

援助の公平性を考慮しながら，県内他市の状況を調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○**11番議員（前之園正和）** まず，国保税の問題ですが，基本的なところから幾つか聞いてみたいと思うんですが，地方自治法の第1条の2で，地方公共団体は，住民の福祉の増進を図ることを基本としてと記されていることは，先ほど述べたとおりですが，福祉の増進は，国の責任はもちろんのこと，地方自治体の責務だということについて，先ほど地方公共団体の責任だというような答弁だったかと思うんですが，市長，そういうことでよろしいわけですね。

○**市長（豊留悦男）** おっしゃるとおりでございます。

○**11番議員（前之園正和）** 国民健康保険法の第1条で，この法律の目的が定められており，この法律は，国民健康保険事業の健全な運営を確保し，もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとしています。

つまり，国民健康保険は社会保障だというふうに，第1条で述べられているわけですが，先ほど国保は相互扶助の精神という言葉も答弁の中であったんですが，国民健康保険法の第1条を見る限り，国民健康保険事業は社会保障ということになっているんですが，改めて伺います。

○**健康福祉部長（迫田福幸）** 議員ご指摘のとおり，国民健康保険制度は社会保障制度であると認識しております。

○**11番議員（前之園正和）** 相互扶助の精神という1回目の答弁があったんですが，これはどうなんですか。

○**健康福祉部長（迫田福幸）** 国保法の解釈によりますと，国保制度は相扶共済の精神にのっとり，市町村住民を対象として，病気，けが，出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度であると記載されております。

○**11番議員（前之園正和）** 今，答弁なされたのは，国民健康保険中央会の発行する国保のことば～法文解釈の手引きというものだろうと思うんです。そこには確かに，国保制度は相互扶助の精神にのっとりと言われたようなことが載っております。

この国保のことば～法文解釈の手引きに、なぜそれが載ったかということですが、それは経緯として見てみますと、昭和33年2月12日の最高裁の判決で、国保は相互扶助の精神での記載があり、この国保法の言葉は、この判決を根拠にしているというふうに思われるんですが、そういうことになりますか。

○健康福祉部長（迫田福幸） そこについては、そのとおりだと思っております。

○11番議員（前之園正和） 国民健康保険法の施行時期を見ますと、今言われた国民健康保険は相扶共済の制度とする、いわゆる旧国民健康保険法が施行されたのが昭和13年であります。国民健康保険は、社会保障制度とする今の新国民健康保険法が施行されたのは昭和34年であります。

つまり、先ほどの最高裁の判決は33年2月12日ですので、旧国民健康保険法のもとの最高裁の判決が、つまり、旧国民健康保険法で相互扶助だという内容にあった、そのときの最高裁の判決がそのようになっているわけであって、相互扶助が改められ、社会保障制度となっているのは、その判決以降であります。

そういうことからしても、法的根拠からしても、国保は社会保障であるということで疑いの余地はないし、相互扶助の根拠とする国民健康保険中央会発行の国保のことば、あるいはその基になっている昭和33年2月12日の最高裁の判決というのは、根拠を持たないと思うんですが、それでも相互扶助の制度というならば、新国民健康保険法、今の国民健康保険法であります。どこにあるか示していただきたいと思えます。

ちょっと分厚いんですが、私は今の国民健康保険法、プリントアウトしたら100ページぐらいになりましたけど、手元に持っておりますので、相互扶助制度というなら、国民健康保険法のどこにあるか示してください。

○健康福祉部長（迫田福幸） 新国民健康保険法は、1959年に施行されておりますが、この時点では、議員のご指摘のとおりでございます。ただ、国保法の文解釈によれば、相扶共済の精神ののっとりというふうになっております。

ご存知のとおり、国保の財源につきましては、5割を国・県支出金と、残りの5割を保険税等々で賄いになっておりますので、相互扶助に該当すると思っております。

○11番議員（前之園正和） その相互扶助の根拠が、旧国民健康保険法るときではないかと、それが改められていると。ですから、現在の国保法のどこに載っているかということを知っているんです。ないならないという、示せないなら示せないでいいです、教えてください。今の国民健康保険法のどこに載っておるか。法解釈をいえば、それは旧国民健康保険法の法解釈なんです。

○健康福祉部長（迫田福幸） 新国民健康保険の中では、相互扶助制度については載っておりません。

○11番議員（前之園正和） 旧国民健康保険法があり、新、今の国民健康保険法に切り替わっ

たんです。今の法律の有効な法律はどちらでしょうか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 新国民健康保険だというふうに認識いたしております。

○11番議員（前之園正和） 当然ながら、一番新しいのが有効なんです。その旧国民健康保険法に載っている、相互扶助というのは根拠にはならないというふうに思うんですが、有効なんでしょうか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 新国民健康保険法が現在、我々が施行している分ではありますが、先ほども申し上げましたように、国保制度を維持・堅持していくためには、現在、財源につきましては、国・県支出金等が50%、残りを保険税、加入者の保険税等々で賄うようになっておりますので、私どもといたしましては、残りの50%は保険税等々で賄っているところでございます。

○11番議員（前之園正和） 先ほど答弁がありましたように、今の国民健康保険は社会保障となっておると。旧国民健康保険法の中に相互扶助というのがあった。どちらが有効かといえは、今の法律が有効だというわけですから、その相互扶助というのは前の法律なんです。もう失効された法律なんです。それを根拠にされても困るんです。

法解釈というふうにいいますが、法解釈というのは、法律の逐条解説という言葉があるように、何条に書いてあるどこについては、こういう意味ですよということになりますので、基にある条項はあるはずなんです。それが示せない、それがないって言っているんですから、相互扶助というふうに一般的に言われますけども、その根底を問われれば社会保障だということは、今の法律には書いてないというわけですから、これは認めていることになるんです。その上で次に進めていきます。

この社会保障であるべき国民健康保険の保険税が生活を苦しめるということですが、4人家族、所得300万円で、国保税が48万5,400円、社会保障であるべき国保の保険税が生活を苦しめているという現状ですよ。これはもう高いということは否定できないでいるわけですので、市長、それについてはどのように考えますか、高い国保税だと自らもおっしゃるわけですから。

○市民生活部長（谷口強美） 平成21年度、23年度、それから24年度と連続の税率改正となりましたが、現年度の収納率で見ますと、平成23年度の県内市町村平均では90%を超えております。

本市では、平成22年度は92%を超えております。平成23年度は同じように92%を超えている状況にあります。このような状況から、ご指摘の内容につきましては、認識していると考えているところでございます。

○11番議員（前之園正和） 収納率が出されましたけど、平成24年の6月1日付現在の滞納世帯、県を通じて資料がありましたので、それによりますと、24年6月1日現在の滞納世帯は1,012世帯、11.7%となっております。

ごくわずかの例外はあるかもしれませんが、基本的には払える限度を超した国保税になっていることが、滞納を生む基本的な要因だと思いますが、先ほど、1回目の時だったですかね、滞納に関わる答弁の中で、低所得者あるいは無職者などが多いのは、その要因であるといった答弁もありましたので、基本的に滞納世帯というのは、ごくわずかの例外を除けば、基本的に払える限度を超した国保税、つまり高い国保税というのがその要因だというふうに思うんですが、そういうことでよろしいですか。

○市民生活部長（谷口強美） 繰り返しになりますが、健全な国民健康保険制度を維持していくためにも、国・県補助金等について、国の責務において更なる財政基盤強化を図っていただき、国保加入者にとって大きな税負担とならないように、努力してまいりたいと考えております。

○11番議員（前之園正和） 国保会計が苦しくなった、その何よりの原因は、言われるように国・県、特に国からの補助金が減少傾向というよりも、ばっさりという言葉が適切だと思うんですけども、そこに一番の原因があることは承知をしております。

しかしながら、住民の暮らしを守るべき自治体として、だからといって、それを住民にもろに被せるということじゃいけないと、やはりそこには市民を守るということがあるべきだという立場で聞いているわけですので、国への要望をちゃんとするという事は、共通する部分として申し上げておきたいと思います。

それから所得300万円で48万5,400円というのは、大変な額だと思うんですよ。この300万円に対する48万5,400円がどういう額かという、例えば、市の年間の予算が212億円ですので、この比率で考えれば34億円ということになるんですね。

市の予算の中から1つのものに34億円支出しなきゃならないことがあるとすれば、市の会計はどうなるでしょうか。国保世帯の状況はまさにそういう状態なんです。

4人家族とすれば2人は大人ということにすれば、国民年金を併せて考えれば、212億円のうち国保と国民年金で58億円という比率上、単純比率でいえばそういうことになるんですね。

まさに会計としては破綻の状態です。国保は社会保障であると、地方自治体は住民の暮らしを守る責務があると、そういう状況の下では、大変な状況、市の財政も要るけれども、まさに家計の方は大変ということでやはり引き下げていって、無理なく払える程度のもにすべきだというふうに思うんですが、ここは市長に考えを伺います。

市長の英断に係る部分ですので、そういう考えはないか伺います。

○市長（豊留悦男） ご指摘のように、国民健康保険制度というのは、国保会計が破綻に近い状態であること、そして今後、予想される医療費、高齢社会に向けてのこの制度の維持というのは、大変難しいだろうと考えております。

そこで国民健康保険制度の抜本的な見直しが必要であろうと考えているところでございま



す。地方自治体での見直しというのは限度があろうと、そういう意味から、国保制度の早急な見直し、社会保障制度の見直しも図られているようではありますけれども、県都市国保協議会、九州都市国保協議会、そして全国市長会、あらゆる組織を通じて、これは国のレベルで見直しを図っていただかないと、地方の問題としては限度があると、そう考えているところであります。

○11番議員（前之園正和） 国として考えてもらわなきゃ困るという点は、まさにそうだろうと思います。地方自治体としては限度があると言われれば、それもそうだというふうに思います。

ただ私が言いたいのは、先ほども言いましたように、国の責任があるので、国からの補助金を復活させるなり、そういうことは要望するとしても、しかし、切り詰められているもとで、それをそのまま市民に言葉は悪いですが、押しつけるということではいけない。そこには地方自治体として住民を守るという立場での対応は必要なのではないかと、そういう意味で申し上げているわけで、会計が苦しくなった根源が自治体なんて、そんなことは毛頭考えていないわけでありまして。

そこで、そういう意味では、国にちゃんとした対策を求めるということは当然のことではありますが、医療費を減らすということもよく言われます。これは、そうあってしかるべきものではありますけれども、しかしながら、この医療費を減らすということは、1歩間違えると逆効果になるという点を含んでいると思うんです。

といいますのが、早い時期に医者にかかればすぐ治るものを、医療抑制につながることもあるとすれば、それは結局は長いスパンで考えれば、医療費を増やすことになりかねないということだと思っております。

そこで、手法ですけれども、基金が枯渇をしている状態のもとで、国に求めるべきは求めるとしても、住民に負担を極力させる道を選ばないということになれば、一般会計からの法定外繰り入れしか、手法としてはないのかなというふうに思うんですけど、手法としてはそういうことしかないのではないかと、現状においては。

当面策といいたいでしょうか、根本策は国に求めるとして、当面の策としては、そこしかないのかなという気がするんですけど、その点は、手法の問題としてはどうですか。

○市民生活部長（谷口強美） ご指摘のことにつきましては、税負担を求めること、それから先ほど答弁もいたしました。一般会計からの繰り入れも必要かとも考えておりますが、しかし、一般会計からの繰り入れも限度があると思いますので、市全体の財政状況を考えながら、国保会計の堅持に努めてまいりたいと考えております。

○11番議員（前之園正和） 国に補助金の復活を求めるとか、その税でのことを除けば、基金がないもとでは、一般会計からの法定外繰り入れしかないということは、否定できないというふうに思うんですね。



そこで市長に答えていただきたいんですが、そういう意味で、法定外繰り入れにも限度があるというふうにおっしゃいますけれども、限度はないとは言えないわけですが、少なくとも、住民にこれ以上負担をかけないという点では、国保を下げるための努力というのが必要なんじゃないかというふうに思うんですが、市長はそのことをどのように考えるか。

今のままだと、今、市長に就いて3年ですけども、3年のうち2期、二度、国保税を上げたという、いけば言葉は適切かどうかわかりませんが、大幅に上げた市長として歴史を刻むことになってしまうんじゃないかというふうに思うんです。どのように考えますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 国保税率を上げるということについては、市長としてはこの国保会計の運営というものがうまくできれば、税率を上げたい市長は誰もいないと思います。

これまで基金が枯渇した現状であり、そして現実には国保会計が非常に厳しい、一般財源を数億円、いわゆる2億円、3億円、4億円という形でつぎ込んでくる、このことも考えないといけないと思ひまして、先ほど申しましたように、2年連続、税率の改正をいたしました。

やはりこれに至っては、私は言葉として苦渋の決断という表現をいたしましたけれども、その言葉どおりであります。財政状況が不透明な中、税源の収入が不透明な中、どのような形で一般財源から国保財源の繰り入れをしたらいいのか、その目処も立っておりません。

そういう意味で、年度会計において執行残、いわゆるその限度内においてする方法をとったわけでありまして。

しかし、その方法をとっても、やはり会計が非常に厳しい、不足を解消することができなかったために、一般財源、そして国保税率を上げるという、この手法をとったわけでありまして。

この国民健康保険制度の抜本的な見直しを図るということは、指宿を含めてすべての自治体の思いであろうかと思ひます。県の市長会においても、これは最重要事項として国にお願いをしようと、そして国保財政についての健全化を図っていこうという共通認識もしております。

ですから、積極的に国の支援をいただきながら、そして本市としてこの国保財政をどうしていくのかということを含めて、考えていきたいと思っております。

そして、何より国保財政、いわゆる医療費の増にあるわけですので、本市においても、健康寿命を延ばすために、いろいろな行政施策を講じているところでございます。

その一つがSWC、いわゆるスマート・ウエルネス・シティ構想、健康都市構想というそれをもとに、医療費の削減を一方では図りながら国保会計はどうしていくのかと、税率を含めて私もその件については、議員ご指摘のことを重く受けとめて、今後、国保運営の改善につなげていきたいと思っております。

○11番議員（前之園正和） 4年任期のうち3年、もう過ぎているわけですが、所得300万円

で、概算国保48万5,400円になるということで、比率で見りゃ16.8%になると、所得の。まさにもう限界というものに来ていると私は思うんですが、市長にとってみれば、任期中、1年の予算を正式に組むわけですので、もう限界に来ているという認識であれば、少なくともここで来年度はもう上げないというもとの、何とか努力するぐらいの決意は示されるんじゃないかと思うんですけど、その点はどうですか。

○市長（豊留悦男） 25年度の税率改正をするのかと、私の考えをとということでございます。

平成24年度の給付費や国・県支出金等の補助金交付決定等が、来年1月にならないと確定しない状況下でございます。現時点においては判断は非常に難しいですけども、今後の給付費との動向を注視しながら、必要に応じて関係課と協議をしなければならないと思っております。

国保税を2年連続、この不評という市長への市民の信頼も揺らぐだろうという気はしております。しかし、これまでの国保会計の状況を鑑みたときに、やるべきときにこの改正をして、基金の枯渇を防ぐ方法もあつたらうと私は思っております。

平成20年、21年、恐らく国保会計の厳しい状況を見通した上で、税率の改正等が議会の皆様の議決を経てなされたとか、記録が残っております。やはり見通しの不透明な中で国保税率の改正というのは、避けなければなりませんけれども、一般財源、財政的な収入の確保を図りながら、この国保財政の税率については考えていかなければならない。

今度、この支出動向を先ほど申しましたけれども注視し、3年連続の税率改正というのは、避けなければならないという思いはあります。

しかし、先ほど申しましたけれども、来年1月頃、どういう確定、状況下になるかというのを注視してまいりたいと思っております。

○11番議員（前之園正和） 現状が、もう限界だろうという認識に立つならば、少なくとも私は引き下げを願うわけですが、少なくとも次年度は値上げをしないというぐらいの決意が欲しかったわけでありまして。

仮に、それでも上げることはあるかもしれないとすれば、それは市民の願いを大きく裏切るものだということを申し上げて、次にいきたいと思っております。

脱原発と再生可能エネルギーの問題については、首長会議からの案内もいただいているので、今後、勉強していきたいというふうなことでしたが、特に障害となるべきといたしましうか、ちょっと不明な部分というのはあるんでしょうか。あつたらあつたで、なければないで、どちらか答えてください。

○総務部参与（久保憲一郎） 首長会議の部分については、現在の原子力発電が、我が国の産業構造の中においてCO<sub>2</sub>排出量が少なく、比較的安価で、なおかつ安定的に供給できるエネルギーとされております。

原子力発電の今後のあり方は、国のエネルギー政策と大きな関係があると認識しております。

すので、原子力発電の抜本的な安全対策を含め、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

脱原発を目指す、この首長会議につきましても、どのような内容で、今後、どんな活動をしていくのか、調査研究をしてまいりたいと現段階では考えているところであります。

○11番議員（前之園正和） これまで安全神話で失敗をしたわけですよ。安いと言われてきたわけですが、一たび事故があれば、幾ら掛かるかわからないというぐらいの莫大のお金が掛かる、そういう中であって、まだ安全の道があるかのようなのは、幻に過ぎないということをお願いしておきたいと思えます。

それから、再生可能エネルギーについての担当部署の問題ですが、それは、その問題については、環境政策課で所管しますということではなくて、私が言っているのは、環境政策課の中でも構わないと思うんですが、その中に1つの部署として専門部署を作る考えはないかということなんです。それについてはどうですか。

○総務部長（邊見重英） 先ほど答弁させていただきましたように、環境政策課の中の係で現在は対応させていただいております。

また、組織のあり方ということにつきましてですけれども、これは環境政策課も含めましたことですが、指宿市組織機構再編計画に基づき、様々な分野における新たな行政需要に対して迅速に対応しながら、時機を逸しない政策実現のため、効率的かつ有効的な行政運営ができるよう、組織体制の構築を目指していきたいというふうに考えておりますので、それらについては、必要に応じて対応していきたいと考えております。

現段階では、先ほども申し上げましたように、環境政策課の中で対応する予定にいたしております。

○11番議員（前之園正和） 今の対応は、いろいろ仕事のある中での一つということだと思うので、私が言っているのは、専門分野としてやる部署を作ったらどうだということだけは、取り違えないでいただきたいと思えます。

次に、就学援助の問題に入りますが、今ありました学校で掛かる費用の援助についてという、保護者の皆さんに年度初めにお配りするお知らせ版があります。その中でも、所得状況が把握できないと認定の可否ができないので、是非出さないという文言があるんです。それは相違ないですか。

○教育部長（濱田悟） 所得に関しましては、認定の審査の段階で、こちらの方で閲覧などをして調査をさせていただくということになっております。

○11番議員（前之園正和） 所得の申告を済まされてない方は、所得等の確認ができないため、認定の可否が決定できませんというふうになっております。

つまり、収入と所得の間には一定の関係がありますから、収入を把握するのも所得を把握するのも大きな違いはないわけですが、この保護者に案内しているチラシを見ても、所得等

の確認ができないと認定の可否ができないというふうになっているわけです。

ということは、就学援助が適用されるか否かは、所得次第、あるいは大きな要因だということになります。そういうことでよろしいですか。

○**教育部長（濱田悟）** 所得も大きな要因にはなってきますけど、その家庭の世帯の現在の状況、例えば仕事がリストラに遭ってやめたとか、そして母子家庭であるとか、いろんなそういう形の内容も審査の内容に入ってくると思っております。

○**11番議員（前之園正和）** いずれにしても、援助を受けられる世帯として1, 2, 3, 4あって5番目に、1, 4の基準には該当しないが、生活状況の悪化等により援助が必要と認められる世帯というふうになっていますから、基準はどういうものを作ったにしろ、教育委員会が必要となればできるという関係になっているんですね。

そういう中で、所得あるいは収入が重要なものだ。だから、それがなければ判断できないというわけですから、重要なものであることには違いないんです。

だから、所得あるいは収入に客観性を持たせるとすれば、基準になる物差しはやはり示すべきだと思うんで、示す前に物差しがあるんだと思うんです。その点はどうですか。

○**教育部長（濱田悟）** 就学援助費の基準につきましては、市町村でそれぞれ独自の認定基準を定めて、就学援助費の支給を行っているところでございます。

本市においては、例えば生活保護基準の何倍とか、そういう基準は示してはおりませんが、生活の困窮が認められる場合、できる限り認定しているところでございます。

それぞれの自治体が、地域の実情などを考慮しながら、それぞれの基準を定めて援助しているわけでございますけど、本市においては、線引きをしてきっちり判断するにも、生活が困窮している状況を柔軟にとらえることができる、これまでの判定基準で認定していきたいと考えているところでございます。

○**11番議員（前之園正和）** 生活保護基準の1点何倍というのを示している自治体もあるということ、答弁のあったとおりなんですけど、いろんなのを対応するために今の基準だということですが、じゃあ、現に認定をされた方の中で、一番所得が多い方で生活保護基準の1点何倍相当だったという資料はありますか。あったら示していただきたいと思います。多い方で、生活保護基準の1.3倍までだったら、いろいろ条件はあるけれども、受けたこと、認めたことがあるとかその辺のことですね。その辺に関する資料はありますか。

○**教育部長（濱田悟）** 認定する者に当たりましては、世帯の構成、いろんな条件がありますが、一応、4人家族で子供が2人いる家族におきまして、給与収入におきましては370万円程度の方も認定をしている例もございます。

○**11番議員（前之園正和）** そういう答弁があったとしても、370万円まではいいいんだろうということには、もちろんならないというふうに思うんですね、それはいろいろの中の一つですから。

ですから、いずれにしても、要保護、準要保護というわけですので、生活保護の基準があって、それと同じようなといいましょうか、準ですから。ですから、基準となるのは生活保護だという概念だと思うんですよね。そういった意味でいえば、生活保護基準の1点何倍というのには根拠があるというふうに思うんですよ。

何人世帯の場合には、所得何百万円という示し方をしているところもあれば、生活保護基準の1点何倍ということで示している自治体もあります。

しかし、そのいよいよの根底というのは、生活保護基準との関係だと思うんですが、そのことについては、そのような認識でいいでしょうか。示すとするならば、生活保護基準が根底になろうと。何百万円という形で示そうが、1点何倍で示そうが、生活保護基準が、やはり物差しの根底になる大元の元となる物差しだということには、そういうことでよろしいんですか。

○**教育部長（濱田悟）** 基準といたしましては、要保護の生活保護対象のところを基準とし、そしてまた、その要保護に準ずるところが援助の対象ということになると思いますので、そのとおりであると思います。

○**11番議員（前之園正和）** 国保の方にちょっと関連しますので戻りたいと思うんですが、4人家族で370万円、これは所得ですか給与収入ですかね、その違いはありますけども、ざっと言えば、先ほど国保の方で問題視したのは、あれは所得でしたけれども、所得300万円で4人世帯で48万5千円の国保税だということでした。

ということは、この就学援助の4人で370万円というのも、就学援助を受けたケースがあるというわけですので、まさに就学援助というのは、要と準はありますけども、生活保護並みですよ、言ってみれば。

だから、そういうところからもあれだけの国保税を取っているということをつけ加えて、申し上げておきたいと思うんです。

それから、今の問題ですが、4人家族で370万円という例もあるということでしたが、この大元にあるのは、やはり発表するかどうかはともかく、生活保護基準が来るという点では、収入基準・所得基準というのは、示した方が保護者の方はわかりやすいというふうに思うんですね。

ただ、それで完全な線引きじゃなくて目安ですよということを明らかにすることと、今の5項目にある、生活状況によってはプラスマイナスがありますよということを加えとけば、対応できるわけですから、わかりやすいのは、やっぱり所得幾らということじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

○**教育部長（濱田悟）** 基準を示した方がいいということでもありますけども、あくまでも保護者が生活に困窮し、子どもが就学に援助を必要として申請した場合に、収入とか家庭の状況を考慮して判断していくものだと思っております。



これまでと同じような周知方法で、私どもとしては対応していきたいと考えているところでございます。

○11番議員（前之園正和） 生活保護を受給する世帯、これは要保護ですけど、前年度または当該年度に生活保護の停止または廃止のあった方というのが2番目になっています。

ということは、生活保護基準ぐらいじゃないと、該当しないんだなというふうになってしまう怖れがあると。そういう意味では、所得幾らぐらいという物差しを出した方が、よりわかりやすいのではないかとことを申し上げているわけでありまして。

それから、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費の件ですが、検討しているということでしたけど、周りを見ても言いました。県内では、残念ながら今、出水市がそのようになる方向を決めただけでありまして。それを根拠にされると、これは実現しないんですね。

ただ、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費も、文部省が示した補助対象品目に入っているということは、補助対象になっているということは、この3つも就学援助の中にも含めるべきだという見解を、文科省が持っているということだと思っておりますよ。そういうことでよろしいですか。

○教育部長（濱田悟） 文科省の通知によりますと、平成22年にそのような通知がありましたので、そういうふうには考えていると思っております。

○11番議員（前之園正和） 検討と言われましたけれども、これはやるとすれば幾らぐらい掛かるかとかどうだとかいろいろ検討する、そういう意味での検討の必要はあると思っておりますが、これは実現の方向で考えるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○教育部長（濱田悟） クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を対象にするということなんですが、先ほども申しましたように研究していきたいと。市内小中学校、それぞれの会費の額について把握はできておるんですが、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の徴収内容、徴収額、それぞれの学校で違っております。

特に、クラブ活動においては、各クラブの活動によって会費の差が大きくなっております。会費はどのような内容で支出されているのか、また、先ほど申しましたが、県内各市の状況を含めて、調査、見させていただきたいと思っておりますのでございます。

○11番議員（前之園正和） 財政上の問題ということであれば市長部局かと思っておりますので、市長の方はこの件についてはどのように考えでしょうか。検討ということについて、実現の方向で検討すべきだというふうに思うんですが、財政上の問題がありますので市長部局の方に伺います。

○総務部長（邊見重英） 今、教育部長の方からもございましたように、様々な状況、あるいは他市の状況等を調査研究するということですので、その調査結果を踏まえて、また、教育委員会の方からも情報の提供を受けるような形になっていくのではないかと思います。

○11番議員（前之園正和） 今の部長の答弁は、研究の内容を受けてということですので、教



育委員会がゴーサインを出せば、それに沿ってやっていくというふうにもとれるんですが、違うんですか、手が挙がったようですが。

○総務部長（邊見重英） 調査結果をいただいた上で、予算をどうするかということにつきましては、様々な分野の予算調整がございますので、総合的に検討をしていくことになるかと思えます。

○11番議員（前之園正和） 準要保護については、先ほどもありましたように、基準内容等、各自治体ごとに独自性が求められております。

就学援助制度をどれだけ充実するかは、各自治体の教育環境整備の熱意があらわれる部分だろうと思えます。

私が、今回、提起しました物差しの問題、それから3つのものも補助対象に入れるということの問題含めて、教育環境の整備、それから元々をいえば、教育は無償、それから生活に困窮する者についての援助という法の精神等に照らして、教育環境整備について今後の熱意を教育長に伺いたいと思えます。

○教育長（池田昭夫） 教育環境の整備にはいろいろあると思えますが、人的、物的、そして経済面もあると思えますが、いろんなところを総合的に考えて取り組んでいかなければいけないと思って、そして更に充実するように努力していきたいと考えております。

○11番議員（前之園正和） 特にこの就学援助のことについてのお考えを示していただきたいと思うんですが。

○教育長（池田昭夫） 就学援助費につきましては、いろんな条件がありますから、先ほど教育部長が述べましたように、それぞれの観点から検討いたしまして、取り組んでいく必要があると思っております。

○11番議員（前之園正和） この3つのものを入れるということについては、検討・研究ということになっておるんですが、漠然たるものなんですね。どういうふうにて受け取っておけばいいのか。

悪くいえば、研究・検討というのは、その場しのぎという言葉を使いたくないんですが、そういうふうに言われたりもするんですね。そうは私はとりたくないんですが、どういうふうにて受け取って帰ればよろしいでしょうか、その研究という意味が。

○教育部長（濱田悟） 先ほども申しましたけども、各クラブの会費の内容、そして支出の内容、そういうのを調査はいたしまして、今後、対象にするのかしないのか、そこも含めて、また各市町村の状況も踏まえて、考えていきたいと思っております。

○11番議員（前之園正和） 終わります。

## △ 延 会

○議長（森時徳） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思

ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議長 森 時 徳

議員 新川床 金 春

議員 六反園 弘

# 第 4 回 定 例 会

平成24年12月13日

(第 3 日)

第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年12月13日午前10時00分



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 松下喜久雄 |
| 22番議員 | 森時徳   |       |       |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 市長     | 豊留悦男 | 副市長    | 渡瀬貴久 |
| 副市長    | 上村欣久 | 教育長    | 池田昭夫 |
| 総務部長   | 邊見重英 | 市民生活部長 | 谷口強美 |
| 健康福祉部長 | 迫田福幸 | 産業振興部長 | 下吉耕一 |
| 建設部長   | 三窪義孝 | 教育部長   | 濱田悟  |

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 山川支所長  | 森 健 一   | 開聞支所長   | 井 上 修 一 |
| 総務部参与  | 久 保 憲一郎 | 産業振興部参与 | 中 間 竜 郎 |
| 建設部参与  | 上 谷 修   | 総務課長    | 高 野 重 夫 |
| 市民協働課長 | 馬 場 久 生 | 環境政策課長  | 廣 森 敏 幸 |
| 長寿介護課長 | 野 口 義 幸 | 観光課長    | 下敷領 正   |
| 学校教育課長 | 瀬戸山 稔   |         |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局長   | 福 山 一 幸 | 次長兼議事係長 | 岩 下 勝 美 |
| 調査管理係長 | 鮎 川 富 男 | 議事係主査   | 濱 上 和 也 |



## △ 開 議

午前10時00分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の議員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、大保三郎議員及び下柳田賢次議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、前原六則議員。

○13番議員（前原六則） おはようございます。本日は、開聞小学校の皆様方が傍聴に来ていらっしゃるようですが、執行部と議員との話のやりとりをお聞きして、市役所の仕事、議会の仕事に触れ、将来、市役所職員や市議会議員を目指して、指宿市民の生活向上に寄与できる仕事を目指していただける機会になればと思っております。

さて、8月下旬に作付した秋冬野菜の出荷がピークを迎えております。今年のキャベツは3割ほど安い価格で推移していますが、スナップエンドウは作付が2割ほど増えたにもかかわらず、高い価格での取引が続いているようであります。

では、通告していました3項目についてお聞きしてまいります。

まず、1項目めの観光資源の活用についてお聞きしますが、市内のある方から、県外から帰って来られたお子さんが、指宿市の道の駅で買い物をゆっくり楽しみたいくて、活お海道のホームページをスマートフォンで開いたところ、営業時間や売り場、食事等の営業内容、更にはイベント案内など、満足した内容でなかったとの苦情がありました。確認の結果、苦情のとおりでした。

ホームページ情報は、若い方々をはじめ、特に旅行好きな方々にとって、スマートフォンは寸時に望みの場所を探して誘導してくれるツールです。そこで活お海道のホームページは、うまく機能しているのか、情報をタイムリーに提供できているのか、いずれもお聞きして、同様に、彩花菜館の状況についてもお聞きします。

次に、2項目の教育ボランティアについてお聞きします。

まず、学年別と中学校別の学習塾通いの割合から、その特徴を知りたいと思っておりますのでお聞きします。

3項目は、山川高校の存続についてお聞きします。

11月25日の南日本新聞の「どうなる高校再編」の特集連載で、「山川ショック」というタイトルの記事を市長もお読みになっていたなら、感想をお聞きます。

これで1回目の質問とさせていただきます。

○市長（豊留悦男） 道の駅山川港活お海道は、今年4月、株式会社芙蓉商事に指定管理者が替わり、リニューアルオープンに併せてホームページもリニューアル、新しくいたしました。地元で親しまれる施設を目指して、大隅半島との交流を積極的に行うことを目標に、経営をいただいているところであります。

活お海道の館内では、地域の水産物を生かした商品の販売を主に行うとともに、食材として活用し、食事にも提供しておりますので、ホームページで紹介し、多くのおお客様にご利用していただけるように、内容の充実に努めていただいているようでございます。

なお、ホームページで紹介されている開館時間が、実際の時間と異なるところがありましたので、早急に指定管理者へ直していただくようお願いをし、既に正確なものに書き直しております。

一方、小牧にあります道の駅彩花菜館については、平成16年10月にオープン以来8年を経過しており、独自に開発した篤姫バーガー、びわソフトクリームなどのメニューをはじめ、食べ処小牧茶屋や特産物販売コーナーなど施設の紹介など、情報を新しくするように努力しています。

2つの施設とも、国土交通省や指宿市のホームページからもアクセスできるようにしておりますので、今後も新しい情報をお客様に届けるために、管理者と一緒に、ホームページの更新などに努めていきたいと思っています。

次に、山川高校のことについて質問をいただきました。

山川高校の定数充足率、山川高校に入学している生徒の割合が定数に対してとても低くなっているとの報道が9月の新聞で出されました。山川高校につきましてはここ数年、定数充足率が低くなっていることが心配をされてきました。

平成24年10月31日現在の定数充足率は50.8%であり、3学年、1年から3年生までの合計定員は240人、これに対して在籍している人は、122人となっているところであります。

こうした現状への対策を検討するために、指宿市では、山川高校や同窓会の方々とともに、平成23年度に鹿児島県立山川高等学校支援活性化対策協議会を設立したところです。

去る9月28日付の南日本新聞に、鹿児島県の教育委員会が、山川高校の今後のあり方についても地元指宿市との協議が必要ではないかとの認識を示したことが、新聞に掲載されておりました。

今後、指宿市、山川高校、同窓会、PTA、そして地域としても、山川高校の存続、高校の活性化についてのあり方について、どういう形で話し合いをしていくのかということが、大きな課題になると思っております。

指宿市は、食料供給基地として美味しい野菜などを全国に提供しています。高校再編ということに留まらずに、産業そのものにも大きく影響がありますので、今後、どのように話していったらいいか、山川高校を存続させていくかということについて、検討していきたいと思っております。

以下、いただきました質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

○教育長（池田昭夫） 指宿市内の小中学校の塾に通っているという状況についてお答えいたします。

平成24年度の最近の状況については、学年別では、小学校1年生が9.3%、2年生が11.6%、3年生が9.7%、4年生が9.7%、5年生が13.8%、6年生が12.8%です。

また、中学校1年生が18%、2年生が29.1%、3年生が54.3%となっております。

校区別に見ますと、北指宿中学校校区の通塾率が23.1%、南指宿中学校校区が19.9%、西指宿中学校校区が6.3%、山川中学校校区が15.8%、開聞中学校校区が14.4%となっております。

○13番議員（前原六則） これから2回目の質問に入らせていただきます。

では、1項目めの続きをお聞きいたしますが、活お海道の運営について、現状を把握していただけたら教えていただきたいと思っております。

○産業振興部長（下吉耕一） 活お海道の運営につきましては、昨年の道の駅登録、山川・根占航路の本格運航と本年4月1日のリニューアルオープンの効果により、経営収支、来場者数ともに改善をされております。

10月末現在で、来場者数は対前年比約10%の増、収支につきましても若干の黒字となっているようでございます。

○13番議員（前原六則） 以前の指定業者と比べれば、今のところ順調な運営ができていますよという回答でございしますが、いぶすき観光ネットのホームページを活用した、活お海道の活性化につながるような対策を講じる考えはないか、お聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） いぶすき観光ネットでは、芙蓉商事が指定管理者となっておりまして、活お海道の紹介や、ホームページとリンクして情報提供を行っておりますが、まだ、使いにくいところもあると思っております。

今後とも、活お海道を含めた指宿の観光のホームページが、利用者にとって使いやすいものとなりますように、指定管理者や関係機関と連携を図っていきたくと考えております。

また、大隅半島との交流も重要でありますので、大隅半島にある芙蓉商事が経営するなんたん市場や、道の駅たるみず等の観光施設のホームページも活用し、お互いに情報提供を図っていくことによって、来場者が増えると思っております。

○13番議員（前原六則） 活お海道は山川の地域振興策として設置した施設であり、当市は運営委託者として、南大隅町のネッピー館やなんたん市場は同じ受託者の芙蓉商事ですので、

薩摩半島と大隅半島のイベント情報交換とか物の交流を積極的に実践いただくように進言はできないのか。

また、このことが山川・根占航路の活性化にも寄与するものと考えerわけでございます。このことについてお聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 活お海道では南大隅町の特産品を、なんたん市場では活お海道の特産品を販売しております。

さらに、11月24日の「いいふしの日」に開催した山川鯉節祭りでは、活お海道になんたん市場の職員が、大隅地域の野菜や果物を持ち込み、販売をしていただき、祭りを盛り上げていただきました。

今後とも、お互いに情報交換や人・物の交流を行い、相乗効果が得られるよう図っていきたくと考えております。

○13番議員（前原六則） 薩摩半島と大隅半島、これを結ぶ山川・根占航路、これを利用して、同じ受託者でございますので、是非、このあたりは積極的に情報交換、今後も続けていってもらいたいと考えるところであります。

続きまして、JR沿線の景観対策についてお伺いしていきます。

たまた箱号が約1年半の異例の速さで乗車人数20万人に達しましたが、今後も魅力ある鹿児島中央駅から指宿駅までの美しい景色を車窓から楽しみ、高い乗車率を維持してもらいたいと思うところではありますが、今和泉駅や市役所から指宿駅までの区間、また、観音崎周辺の景観対策の状況はどのようになっていますか、お聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） JR沿線の景観整備につきましては、九州新幹線全線開業を見据えまして、これまでも四季折々の花を篤姫コース沿いや二月田駅前、あるいは沿線の地区や市民にご協力をいただいて、花の植栽や草払いをお願いするなど、乗客の方が安らぎを感じる車窓の景観整備に努めているところでございます。

特に観光特急指宿のたまた箱からの景観がすばらしい、道の駅いぶすき彩花菜館から指宿商業高校手前に至る区間については、県の魅力ある観光地づくり事業と連携して、雑木の撤去や花壇の整備等を行っております。

これからにおいても、観光客一人ひとりをおもてなしの心で温かくお迎えすることが、リピーターの確保に重要な役割を果たすと思われまますので、市民による手振りの歓迎や沿線の花と緑による景観整備に、JR九州と連携しまして努めてまいりたいと思っております。

○13番議員（前原六則） 私がなぜ、このようなJR沿線の景観対策についてお聞きしているかということは、時々、鹿児島中央駅まで列車を利用して行っているんですけども、最近、路線脇の竹ややぶが茂って、景観が非常に悪くなっているという部分があります。

そこでお伺いしますが、JR九州の敷地内においては、JR九州に整備の要請をすべきだと思いますが、そのようなことはやっているかどうかお聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 指宿枕崎線沿いの線路敷きの草刈り等につきましては、随時、JR九州鹿児島支社にもお願いをしているところでございます。

特に観音崎地点の車窓からの景観は絶景であることから、景観を損なうような雑木等の除去について、早急な対応をいただいているとともに、宮ヶ浜駅前沿線の菜の花の植栽や、指宿駅周辺を明るくきれいにする会との連携による指宿駅線路沿いの美化作業など、沿線の環境整備にご尽力いただいているところでございます。

また、地域住民らが手振りをするポイントは、観光客と車窓越しに触れ合えるポイントでもありますので、定期的な除草等に努めていただくようお願いをしているところでございます。

今後も、おもてなしの心で温かく観光客をお迎えすることは、本市の観光施策の基本でもありますので、JR九州とも緊密な連携を図りまして、沿線の景観を維持してまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） 観音崎地点からの車窓からの景観は絶景であるということですが、小牧のところにトンネルがございますね。それから今和泉駅までの間、特にその今、指摘のあった場所あたりが、どうも竹が茂ってきているというような状況もございます。

たまたま箱号が運行する直前は、きれいにJR側が整備していたようですが、最近その整備がその後、行き届いてなくて、茂っているみたいでございますので、そのあたりもJRに指摘していただければと考えるところでございます。

そしてまた、今和泉駅のホームの前に広がる田畑は放棄地になっていますが、菜の花やコスモスなどの植栽を地域の方々に協力していただいて、篤姫放映で沸いた地域づくりのボランティア活動をもっと持続させるべきじゃないでしょうか。

また、今和泉地域に限らず、沿線のボランティア団体や地域住民の活動はどんな状況か、お聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 沿線での手振りや草刈り等のボランティアにつきましては、地域住民がそれぞれの考えの中で、できる時にできる範囲のことをされていると思われま

す。観光特急指宿のたまたま箱の乗車率が、平均80%台を維持しているのも、地域住民のボランティアの方々のおかげであると、大変感謝しているところでございます。

特に今和泉駅周辺では、大河ドラマ篤姫の放映以来、今和泉地区の住民や指宿商業高校の先生や生徒さん方、今和泉小学校の先生や子供たち、あるいは親切丁寧なガイドをされています篤姫観光ガイド会の皆さんなど、地域ぐるみで多くの方々が、今和泉墓地の清掃、篤姫コース沿いの除草、観光客への元気なあいさつ、JR列車への手振りなど、様々なボランティア活動を行っていただいております。

今和泉駅ホーム前の植栽につきましては、畑の所有者にご協力をいただき、部分的に菜の



花を植栽しておりますが、今後も遊休農地については所有者の了解をいただき、地元のボランティアの方々のご協力をいただきながら、植栽を広げていきたいと考えております。

いずれにしましても、今和泉駅周辺のボランティア活動が長く継続されるよう、市としましても、側面からの協力や支援を行ってまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） 鹿児島から指宿へのアクセスといいますと、国道226、交通渋滞が非常に起こるところでもございます。

公共交通機関でありますJR鉄道、これは本当に時間もしっかりと読めて、いい交通機関だと思いますので、これが、ますます乗客が増えるような活動をしていただきたいというふうに考えるわけです。

続きまして、松枯れ木伐採後の方針について伺います。

松くい虫により枯れた松の木の伐採を行っていますが、かいもん山麓ふれあい公園から体育館までの区間における松の伐採後の方針は、どのような樹木を植樹する計画であるか、伺います。

○教育部長（濱田悟） 松くい虫により松が枯れた場合は、そのまま放置すると周りの木まで伝染して枯れが広がるため、蔓延防止のための措置を講じる必要があると思っております。

開聞総合体育館周辺におきましても、松くい虫の被害を受けた松林があることが判明し、10月に83本の伐採作業を森林組合に委託して実施しております。

この後の整備につきましては、今後、景観や利用者の安全確保に注意しながら、検討してまいりたいと考えているところであります。

○13番議員（前原六則） 垂水の千本イチョウの木が連日、テレビや新聞、または観光情報誌に取り上げられて、非常に大きな話題となっておりますが、伐採を含めた空きスペースに、広葉樹等の季節感のある樹木で、かいもん山麓の一角に話題性を演出してみるのも、いいことだと思いますが、いかがお考えかお聞きします。

○産業振興部長（下吉耕一） ご提案いただきました件につきましては、季節感のある樹木を植栽し、季節を視覚的に感じていただくことで、新たな観光スポットとしてPRできるとともに、かいもん山麓ふれあい公園の利用促進にも寄与できることが予想されますので、伐採後の空きスペースの活用策、あるいは何を植えるかについて、今後、いろいろな方のご意見もいただきながら、検討してまいりたいと思っております。

○13番議員（前原六則） また、パターゴルフ場の松の伐採も行っていますが、利用者の話では、適度な伐採で、芝のグリーンの状態が以前よりもよいそうです。実施計画はどのようなことをどのように考えているのかお聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） かいもん山麓ふれあい公園におきましても、松くい虫の被害を受けた松林があることが判明し、10月から伐採作業を森林組合に委託して実施しているところであります。



松が減少したことで、景観形成やパターゴルフ利用者への安全確保が必要になってきたものと考えております。

このことから、現在、ヤマツバキやイペーなどの低木、あるいは菜の花やキバナコスモスを植えるなど、パターゴルフ場の安全確保と景観形成の両面から、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

- 13番議員（前原六則） この伐採後の樹種の選定には十分検討いただき、その場所に応じた、また、ふれあい公園というところは、来客数を増やさないといけない場所だと思いますので、どうぞそのあたりはよろしく願いいたします。

次に、開聞岳の登山道の案内板について伺いいたします。

開聞岳の登山者は、年間2万人以上であり、日本名山の一座、遠くは北海道の方から海外の方まで、頂上からの眺めに感激しているようであります。

また、登山道は樹木で隠れて景色が見えない区間が多いのですが、5合目では池田湖、長崎鼻、7合2勺からは、竹島、硫黄島、黒島が見えます。しかし、県外の登山者のほとんどは竹島を種子島と思い、また、硫黄島を屋久島と勘違いして、明日は、この屋久島の宮之浦岳に登るのだと喜ぶ会話をよく聞きます。

そこで、案内板の設置はできないか、伺いいたします。

- 産業振興部長（下吉耕一） ご指摘のとおり、景色や写真、そして島の名称が掲示されていれば、登山者に正しい情報を提供することができるとともに、開聞岳からの眺望を楽しんでいただけるのではないかと考えております。

ただ、写真付きの案内板設置につきましては、自然公園内にあることから、今後、環境省と協議させていただきたいと思っております。

- 13番議員（前原六則） 最近の登山者は、心身の健康維持を目的に登る人と、その山々の小鳥や樹木、草花の観察を楽しみに登る登山者が多くおられます。

開聞岳をより楽しんでもらうため、開聞岳で見られる植物の紹介案内板や木へのプレートの設置はできないかどうか、伺いいたします。

- 産業振興部長（下吉耕一） 自然に対する関心を呼び起こし、かけがえのない自然を保護することについて、意識啓発を促進する必要があるという思いから、これまでも開聞岳に自生する草花や樹木にプレートを設置するなど、開聞岳の植生について情報提供をしてきたところでございます。

しかしながら、年月の経過に伴い、プレートが劣化している状況のようでございますので、環境省とも協議しながら整備してまいりたいと考えております。

- 13番議員（前原六則） 開聞には珍しいキリシマアケボノブシという何か珍しい小さい花があるみたいです。

これは、福岡からそれを採りにきた人が、希少な価値があるということで、私も教えてい

ただきました。そのようなものもありますので、是非そういう意味では、プレートなどを設置したら、非常に開聞岳の魅力も高まるんじゃないかと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それから、開聞駅と薩摩今和泉駅間の交通体系についてお伺ひいたします。

開聞駅と薩摩今和泉駅間の交通体系については、早朝、JR開聞駅に降りて登山し、帰るときもJR開聞駅を利用する人にとっては、長い時間を費やしているようです。そこで、現在の開聞駅から今和泉駅までの交通体系は、どのような状況かお聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 指宿駅を出発し、開聞駅、池田湖、今和泉駅を経由して指宿駅に着くバスを、「のったりおりたりマイプラン」バスとして、鹿児島交通株式会社が運行しております。

このバスは、休暇村のエコキャンプ場を始発とし、45分間隔で走行しており、指宿駅・山川地域・開聞駅前を経由し池田湖で折り返し運転する12本のバスと、開聞駅前を始発とし、池田湖・今和泉を経由して指宿駅で折り返し運転する4本のバスの総称であります。この2つの路線バスを利用することで、指宿市内を周遊することが可能になります。

開聞岳登山を終えた方々が、池田湖経由で今和泉駅に向かうためには、開聞駅前バス停留所からバスに乗らなければなりませんけれども、このバスは、午前中に3本、午後からは14時50分発の1本しかないことから、登山を終えた方のほとんどが池田湖で折り返し運行をするバスを利用して、指宿駅に帰るのだと思われます。

開聞駅前から池田湖経由で今和泉までの運行時間は29分程度要し、開聞駅前から指宿駅前までは50分程度となっております。池田湖経由で今和泉に向かった方が、利用者にとっては便利であります。JR列車との接続も考慮する必要があると思われます。

なお、指宿市内には生活交通路線バスが6路線あり、2路線が指宿市境を越え、知覧方面と鹿児島方面に運行しております。

○13 審議員（前原六則） 開聞駅から今和泉駅まで運行時間が29分ということで、非常に利便性があるんじゃないかということを考えるわけです。

まして、池田湖もありますし、利用する方には、指宿の観光地を山と湖、これを非常に楽しんでいただけるんじゃないかと思ひます。そのようなバスを、午後からは便数が少ないみたいですが、今後はこのあたりをよく検討していただき、便数も増やしてもらいたい。

また、そういうJRやバスなどを使って訪れた登山者に、開聞登山口やその下の開聞駅から池田湖を経由して今和泉駅までの交通について、利用者の利便性を図ることが必要ですが、こういうことを勘案しますと、どのようなことが考えられるかお聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 開聞岳登山を終えた方が、池田湖経由で今和泉駅まで行くとなると、開聞駅前バス停留所を午後2時50分発のバスを利用していただくこととなります。

開聞岳登山は、通常5時間程度を要し、朝9時から登山を始めたとすると、午後2時ぐら

いに下山することから、開聞駅前を午後2時50分に発車するバスについては、登山客が利用しやすい妥当な時間帯のバスであると考えております。

しかしながら、このバスに乗り遅れると、池田湖経由で今和泉駅まで行くことができなくなるため、ホームページや案内表示による周知を強化していきたいと考えております。

また逆に、朝早い時間から登山される方については、バスの発車時刻まで時間があることから、その間、かいもん山麓ふれあい公園で楽しんでいただくなど、待ち時間を有効に使っていただけるようPRも行っていきたいと思っております。

○13番議員（前原六則） 公共交通の案内板を設置するとしたら、登山口付近の草スキー場管理地あたりに立てる考えはないか、お聞きいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） かいもん山麓ふれあい公園の管理事務所では、バスを利用されるお客様が来られることが多いので、事務所にバスの時刻表を掲示するとともに、複雑な路線系等をわかりやすく説明し、できるだけお客様がスムーズにバス停にたどり着き、かつバスに乗車できるよう、おもてなしの心で情報提供に努めております。

ただ、かいもん山麓ふれあい公園を経由しないで、開聞駅方面から直接、登山口に向かう方も多いようですので、これらの方々への情報提供として、登山口周辺に路線バスの時刻表を設置してまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） よろしくお願ひいたします。

時間が押してまいりましたので、急いでまいりたいと思います。

次に、フィルムコミッションについてお聞きしますが、篤姫放映後の指宿地区でのロケ実績はどのような状況か、教えていただきたいと思ひます。

○産業振興部長（下吉耕一） 映画やテレビドラマのロケ地は、全国に向けた情報発信効果が高く、県外観光客の誘致に大いに効果があると考えておりますことから、本市としましても、これまで積極的に撮影協力を行ってきております。

最近の大きなロケ協力としましては、NHK大河ドラマ篤姫や映画俺は、君のためにこそ死ににいく、北辰斜にさすところなどがあり、県内の関係市町村と連携しまして、ロケの撮影協力を行ってきたところでございます。

また、指宿を題材にしましたテレビドラマやバラエティー番組などは、多数の取材協力依頼があり、その度ごとに撮影協力をしてきたところでございます。

つい最近も、11月23日から12月5日までの期間でテレビドラマの撮影協力依頼があり、市内のホテルやその周辺のロケ地で撮影が行われ、エキストラとして市の職員や指宿ムービープロジェクトの会員など、総勢106名が参加協力したところでございます。

○13番議員（前原六則） 鹿児島県庁が、NPO法人かごしまオフィスフィルムコミッションに対する支援を行うということで、指宿市にもフィルムコミッションが設置されれば、観光浮揚とロケ隊の宿泊や他産業への消費効果があると思ひます。フィルムコミッションにつ

いて、市としてどのような考えでしょうか、お聞きします。

○産業振興部長（下吉耕一） フィルムコミッションにつきましては、現在、NPO法人で組織されており、また、日本フィルムコミッションをトップに、全国で96団体が登録加入しているところでございます。

加入条件としましては3要件ありまして、まず基本的には、作品の内容を問わず、要請があれば無条件かつ無償で協力すること。次に、NPO法人で組織されていること。そして、公的機関に設置し、撮影に関する一元的な窓口として、撮影に協力できることとなっております。

これらの条件をクリアするためには、公的機関に設置することの是非や費用対効果等の面など様々な課題があるところですので、県や本市としましては、これまでジャパンフィルムコミッションに加入しなくても、同様の活動ができていたことから、それぞれの要請に対し、独自に撮影協力を行ってきたところでございます。

また、県全域の撮影に協力可能な団体としまして、NPO法人かごしまフィルムオフィスも昨年設立され、本市でも市民らで組織する指宿ムービープロジェクト実行委員会の活動も盛んでありますので、これらの団体と緊密に連携・協力しながら、本市のロケ地を活用した観光客の誘致について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） 費用対効果とか、人材の問題があるということで、この設置については前向きでないようでございますが、やはり観光地として、呉や尾道などでは、CMのロケとかを呼んで、この地域を売り出す、ただで売り出すといいますか、それには、先ほど言ったコミッションも多ければ費用が掛かるということではありますが、その宣伝効果っていうのは大きいものがあると思っております。

それで、その費用をできるだけかけないでやる方法としては、かごしまフィルムオフィス、これの正会員として参加することで、その面は大分、緩和されるんじゃないかと思えます。

そして、そのかごしまフィルムオフィスの中で、指宿市を積極的に誘致する活動をするというような方法も手段としてあるんじゃないかと思えます。

そのようなことを考えますと、このNPOへの正会員として参加することへのお考えはなにか、お聞きしたいと思えます。

○産業振興部長（下吉耕一） 県を中心に広域的な取組をする中で、県はNPO法人かごしまフィルムオフィスに対しオブザーバーとして参加し、また、できる限りの支援を行いたいとの考えであるようでございます。

本市としましては、広域的な取組が望ましいと考えておりますので、現在、県やNPO法人かごしまフィルムオフィスから職員の出向や会員加入の要請は来ておりませんが、今後においても、県やNPO法人かごしまフィルムオフィス、あるいは関係市町村と連携した取組について検討してまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） 前向きにいろいろ検討していただいて、是非、そのような場を活用していただきたいと思う次第でございます。

次に、2項目めの続きの質問に入らせていただきます。

先ほどの答弁の中で、希望高校進学を目指して、中学2年生が29.1%、3年生が54.3%と、高学年になるに従って塾に通う生徒が多い傾向が読み取れます。

また、地域によって様々な事情があることが感じられますが、学校での教育ボランティアを活用し、児童生徒の学習習熟度に応じた補助指導で学力向上に寄与できないか、また校区公民館等の地域の拠点施設での学習指導ができないのか、それが可能であれば、家庭の負担が少なくなるのではないかとという観点から、教育ボランティア制度の導入についてのお考えをお聞きいたします。

○教育長（池田昭夫） 議員がおっしゃったとおり、調査の結果から、中学校区により塾に通う率というのが差があるのは事実であります。

しかしながら、通塾率と学力の相関関係につきましては、通塾率が高いから学力が高いというのは、一概に言えない状況であります。学校での児童生徒の習熟度に応じた補助指導につきましては、これまで取り組んでおります学校応援団による支援の充実を図ることで、対応ができるのではないかなと考えております。

また、学校では、児童生徒が家庭できちんと復習をし、学習内容の定着が図られるよう、それぞれの学校で家庭学習の手引きを作成して、保護者のご理解もいただきながら、児童生徒の家庭学習の習慣化が図られるよう、取り組んでいるところであります。

市の教育委員会からも、小中学校に対しまして講師間の連携を図りながら、家庭学習強調週間やノーテレビデーを設けて、家庭学習の充実の取り組みを働きかけているところであります。

教育ボランティアの制度化による支援も、一つの学力向上の方法ではあると思いますが、現段階では、学校応援団の取り組みと家庭学習の充実、そして学校週5日制の制度の中の自然体験、社会体験、そして生活体験、読書等などの充実を今後、図っていくことが必要であろうと捉えているところでございます。

○13番議員（前原六則） はい、わかりました。こういう教育ボランティア、他市では全国で見ますと、導入をしているのは少ないようでございますが、こういう制度を考えてみるのも、一考じゃないかというふうに考えるわけでございます。

時間がありませんので走っていきますけども、そのような対応をよろしく願いいたします。

平成20年6月議会で、アシストティーチャーの質問答弁で、退職教員の実態を把握して、リストを作ることが必要と思っているところですと述べていましたが、整理状況はどのようになっていますか。また、情報収集に当たって、退職教職員関係者との連携は可能なのかお



聞きします。

○教育長（池田昭夫） 指宿市内には、退職校長会という会がありますが、退職校長以外の教員の団体は今のところございません。

また、退職教員をボランティアで事業で活用するという事は、非常にありがたいことなんでしょうが、指宿市では、既に平成20年度からいぶすき学校応援団の取り組みを始めておりますので、是非、その応援団の方に登録いただきまして、いろんな学校の支援の協力をお願いしたいと思っております。

その作成状況ですが、団体がございませんので、作成の名簿は難しいところであります。また、個人情報の保護条例等によりまして、教職員録というのがありますが、そこには名前だけしかありませんし、住所や電話番号等は記載されておられませんので、退職後の実態の把握は非常に難しいところであります。

したがって、退職された先生方が、学校ボランティアの方に自ら積極的に登録していただきますと、そういったリストを作ることが可能ではないかなと思っておりますが、ただ、非常に難しいものは、個人情報を取得するためには、利用目的を具体的に示さないと行けないのでありますから、こちらからは勝手にリストをつくるということは非常に難しい状況にあります。

○13番議員（前原六則） 個人情報とかいろんな障害があるみたいですけども、平成20年度から始めたいぶすき学校応援団組織、これ、地域の方との協働の精神で、地域の子供たちを見守る組織としては、すごく立派ないいやつじゃないかなと思っております。

そういう中において、この退職教職員関係者のリストは、各校区の館長さん方を通して登録していただくような運動をしていただきたいと考えるわけでございます。

このいぶすき学校応援団は社会教育課が所管となっているわけでしょうから、それは教育委員会としてやれないことはないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

で、この学校教育の中で、配置教員以外の協力組織への取り組みはどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○教育長（池田昭夫） 登録以外の方々には、更に呼びかけをいたしまして、登録の拡大を広げていきたいと思っております。

更にまた、個人だけでなく各種団体にも呼びかけをいたしまして、いろんな協力をお願いしたいと思っております。

○13番議員（前原六則） 続きまして、3項目めの続きについてお聞きいたします。

山川高校は南薩地区で唯一農業に関する学科が配置され、設立以来、地域農業への貢献は大きいわけですが、最近の卒業生の就農状況と地域農業との連携の実情についてお聞きいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） 山川高校の卒業生過去5年間の就農状況について、高校が把握し



ている範囲でお答えを申し上げます。

なお、農業関連の進路には、自営農業、農業大学等への進学、JAなど、農業関連企業などへの就職が含まれております。

平成19年度は、卒業生64名のうち進路が農業関連であった者は12名であり、割合は18.8%であります。平成20年度は、卒業生55名のうち進路が農業関連であった者は7名であり、割合は12.7%であります。平成21年度は、卒業生55名のうち進路が農業関連であった者は8名であり、割合は14.5%となっております。また、平成22年度は、卒業生37名のうち進路が農業関連であった者が7名であり、割合は18.9%であります。平成23年度は、卒業生59名のうち進路が農業関連であった者が5名であり、割合は8.5%となっております。

○13番議員（前原六則） この農業関係への就職率っていいですか、職を求める方が少ないみたいですけども、この地域の農業振興には、まだまだ貢献できる高校の一つだと思っております。これから高校存続に向けた支援、活性化対策の取り組みについてお聞きいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） 山川高校支援活性化対策協議会では、山川高等学校の実態を把握するとともに、活性化策について検討をいたしております。

その一つとして昨年度は、食環境ジャーナリストの金丸弘美氏を招き、食の宝が散在する本地域の食材や暮らし、生き方を見直し、指宿のブランドづくりや食への視点について考える地域活性化講演会を行ったところであります。

また、今年度は9月の新聞報道を受けまして、11月19日に臨時総会を開催し、協議会として問題意識を共有するとともに、平成25年度の新入生確保のために、高校が立ち上げる予定の山川高校のOB・OG会について話を伺い、それらを踏まえて、山川高校の活性化について意見を出し合ったところです。

今後とも、山川高校支援活性化対策協議会の活動を通じて、山川高校の魅力アップや、山川高校が地域に大きく貢献している学校であることを各方面にアピールし、地域に欠かせない高校として、市民が一丸となって山川高校を盛り立てていけるよう、努力してまいりたいと考えているところであります。

○13番議員（前原六則） 少子化の流れの中で、受験生が集まらない状況であります。充足率を高める地域での啓発活動と、山川高校は県立であることから、学校存続の最終判断をする県教委への存続に向けたお願いと、設置場所の本市としてのこれからの努力をしていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○4番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。通告してありましたので、1、地区共同墓地及び市営墓地について申し上げます。

地区共同墓地は、納骨堂化が進み、墓が荒れて、中には墓石を倒したり台座のみのところもあり、危険を感じます。把握していますかということです。

墓石は、台座の上に4段積まれていまして、一番上に何々家と書いてあり、長さが80cmほどあります。岩本地区7か所ありますが、うち2か所の墓地について申し上げてみたいと思います。

1か所目は、61基あり、うち19基、前に、横に、上に、一番上の墓石を倒してあります。固定してあるもの13基、固定なしが4基、横に置いてあるもののみが2基、台座のみほかに1基、墓参りを全くせずに立っているもの4基という状態です。

2か所目は、階段が60段ありまして、95基あり、うち45基が、上に、横に、前に、一番上の墓石を倒してあります。固定してあるもの6基、固定なし27基、横に置いてあるのみ6基、上だけないのが3基、横の下に転がっているもの1基、下に立っているもの2基、墓参りを全くせずに立っているもの5基という状態です。

宮ヶ浜の大きな墓地を見にいきました。全部とは言いませんが、ほぼ更地化されておりまして、台座もありません。

南迫田地区、14基ありまして、うち1基、横に倒して固定はしてありません。墓参りを全くせずに立っているものが2基、更地化が済んでいるものは5基という状態でした。

このように、高齢化、納骨堂化が進み、墓地にだんだん行かなくなりました。地震や台風、梅雨時、強風など、自然災害時、また普段時、怖くなります。墓地で事故が起きると、重大事故につながります。こういう状態を把握しているのかどうか、まず伺います。

次に、指宿商業高校について、指商デパートは、学習成果としてどのようなものがありますかということです。

指商デパートは今年で23回目を迎え、11月4日に開催されました。教育の一環ですが、指商デパートの活動を通じて、勉学、生活態度、正義作法などにおいて、生徒にどのような変容が見られたのか。発表会などでの生徒の活躍の状況はどうだったのかを伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 墓地の荒れようにつきましては、私も、その現状を目にしております。特に、議員からは墓地の状況について詳しくご報告をいただきました。地区共同墓地における管理でございますが、近年、納骨堂が普及し、地区共同墓地からの納骨堂への改葬が多くなっているところでございます。

改葬手続きについては、改葬を行おうとする者が、改葬許可申請書に墓地管理者が発行す

る埋蔵証明書を添付し、申請をすることとなっております。改葬申請に問題がなければ改葬許可書を発行し、遺骨の改葬をすることになります。

市といたしましては、改葬申請をする際に、墓石の撤去については、墓地管理者と相談するように指導をしているところであります。

しかしながら、撤去されずに墓石が残っているという実態があるのは事実でございます。その数が、どこの墓地にどれくらいあるのか、把握しておりませんが、墓地が荒れている現状に鑑み、何かの対応をしなければならないのか、そう思っているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、教育長が答弁をいたします。

**○教育長（池田昭夫）** 指宿商業高校が行っています、指商デパートの学習成果についてのご質問ですが、指商デパートは平成2年度に始まり、今年で23回目を迎えます。

これまで多くの生徒が一生懸命取り組んできた姿勢は、在校生にもしっかりと引き継がれており、指宿商業高校や地域の活性化に大きく貢献しているものと思っております。

生徒たちは、指商デパートの実施に向けて、年間を通した事業の中で、経済の仕組みをはじめ、ビジネスに必要な知識と技能を学習し、授業で身につけた知識や技能の活用を図りながら、商品の仕入れから販売、決算まで、運営のほとんどを生徒が主体となって行っているところであります。

自分たちで仕入れた商品を実際に販売する活動は、いわば真剣勝負であり、生徒はビジネスの厳しさ、信用や責任の重要性を身を持って体験することになります。このような体験を通して、日頃の学習の成果を実感することができるため、ほとんどの生徒が日々の授業に真剣に取り組んでいる状況にあります。

また、指商デパートの取り組みを通して、生徒はビジネスにおける接客や接遇の大切さを実感し、日常生活態度や服装、礼儀作法についても、自覚が高まってきているところであります。また、地域の方々からも、生徒がよくあいさつしてくれるようになったという声もいただいております。

発表会等では、指商デパートの実施に向けての取り組みの様子や、日頃から行っている地域貢献活動などの実践を、鹿児島県高等学校生徒商業研究発表大会で発表し、4年連続で県大会最優秀賞を受賞しております。本年度は、九州大会でも優秀賞を受賞し、去る11月30日に行いました全国大会に、鹿児島県から初めて出場し、優良賞を受賞いたしました。

このように、県内外においても指宿商業高校の取り組みは高く評価され、その存在を示しているところでございます。

**○4番議員（高橋三樹）** それでは、地区共同墓地について申し上げますけれども、昨日、同僚議員が市内に幾らあるかというところで、共同墓地については233か所あるという答弁でした。

こういう状況を踏まえて、更地化を進めるとともに、できないところは固定化するなど、

管理を十分にすること、安全確保のために広報紙などを活用して、市民に呼びかけてみてはどうかと思っておりますが、この点、どうでしょうか、伺います。

○市民生活部長（谷口強美） 空き地の管理につきましては、先ほど市長からお答えをいたしました。空き墓地の管理についてですね。市に改葬申請があった場合には、申請者に対して、墓地管理者、すなわち地区の公民館長とも協議しまして、適正に処理するようお願いはしておりますが、墓石という重量物の構造物が倒壊等をした場合には非常に危険ですので、今後、空き墓地の適正管理について、市の広報紙等を利用して、市民に周知してまいりたいと考えております。

○4番議員（高橋三樹） 是非お願いしたいと思っております。

それでは、次の手すりや災害時申請により補助制度があります。撤去費用について、何らかの対策は考えられませんかということなんですが、納骨堂を買ったり、買わなくとも、少ない年金をこつこつ貯めて、やっとの生活をしている状態なんですが、幾ら掛かるかはわかりませんが、撤去費用について、その対策は考えられないかということなんですが、この点、どうでしょうか、伺います。

○市民生活部長（谷口強美） 現在、地区共同墓地に対する補助は、墓地内危険箇所のフェンス、手すり等の設置工事を行う環境整備事業と、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、その他異常な自然現象によって墓地敷地に被害が生じた場合に、墓地敷地を現状に復する工事を行う災害等復旧事業があります。環境整備事業は事業費の2分の1、限度額20万円の補助で、災害等復旧事業は事業費の3分の2、限度額200万円の補助となっております。

ご質問のありました墓石の撤去費用に対する何らかの対策についてはどうかということですが、墓石は墓主が建立した個人の財産であり、不必要となった墓石は、墓主自らの責任において撤去するものと考えております。市営小田墓地公苑においても同様の考え方で、納骨堂等へ移転した場合等においては、使用者の責任において更地にしてから返却することになっております。

以上のことから、地区共同墓地における墓石撤去費用についても、市として対策をとることは難しいものと考えております。

○4番議員（高橋三樹） 難しいという答弁でしたけれども、それでは、手すりや災害時申請により補助制度はありますが、今、説明ありましたけれども、過去5年間に何件申請があつて、幾ら支払われているのかどうか、この点、どうでしょうか、伺います。

○市民生活部長（谷口強美） 災害等復旧事業補助金交付要綱に基づきまして、環境整備事業に補助金を交付した地区共同墓地は、平成19年度は4地区に34万9,067円、平成20年度は1地区に13万2,500円、平成21年度は実績がありませんでした。平成22年度は4地区に45万8,500円、平成23年度は1地区に4万2,500円の実績となっております。

なお、災害復旧事業については、平成19年度に1地区25万6,200円の実績となっております。

す。

○4番議員（高橋三樹） 昔、撤去費用を補助したような話を聞いたことがあるんですが、それとの整合性はどうなっているのか、この点どうでしょうか、伺います。

○市民生活部長（谷口強美） ご質問の件につきましては、市営小田墓地公苑が昭和30年3月に整備されたことにより、十二町地域に点在していた16か所の地区共同墓地を移転改葬した際に、遺骨の収集などを市が行ったということはありませんが、市営小田墓地公苑から納骨堂等へ改葬する場合においては、使用者の責任において更地にしてから返却することになっております。

したがって、地区共同墓地における墓石撤去費用についても、市として対策をとることは難しいと考えているところです。

○4番議員（高橋三樹） 難しいという答弁でしたが、それでは、昨日も出ましたけれども、市営墓地は納骨堂化が進み、減少をしていると思われませんが、許可区画数、返還区画数、使用料の推移はどうなっているのか伺います。

○市民生活部長（谷口強美） 市営小田墓地公苑の使用状況についてのご質問ですが、過去3年間の推移を申し上げますと、平成21年度が許可区画数4件、返還区画数40件、使用料14万3千円、平成22年度が許可区画数3件、返還区画数39件、使用料12万2千円、平成23年度が許可区画数8件、返還区画数12件、使用料34万7千円、平成24年度は11月末現在で許可区画数9件、返還区画数11件、使用料40万6千円となっております。

○4番議員（高橋三樹） やはりどこも高齢化が進んで、納骨堂化が進んでいるなということを実感したわけです。

それでは、次に指宿商業高校についてですけど、先ほど答弁の中で、全国大会でも優秀賞をいただいたということで、本当大したもんだなと感心しております。

その指宿商業高校の生徒たちが、4連覇した生徒商業研究発表大会、県大会や県代表として出場した九州大会において、どのような内容の発表がなされたのか教えてください。

○教育長（池田昭夫） 指宿商業高校が、県の大会で4年連続最優秀賞、また九州大会、全国大会に出場して発表したわけですが、その発表の主な内容は、これまで行ってきたソラマメ、オクラ、ビワなど、指宿の特産品を生かした商品の開発や販売、指宿茶いっぺプロジェクト等の観光客へのおもてなしの活動等を紹介し、それらを更に充実させるためにはどうしたらよいかという視点からの取り組みと、株式会社指商を設立するために、生徒が主体となって法務局への相談や、公証人役場での手続を行った様子、また、東日本大震災の被災者支援のために、古いTシャツを被災地に届け、それを材料にして作られた布草履を鹿児島で販売し、売り上げの多くを被災地へ届けるという活動を行ったこと等についてであります。

このような活動に対して被災者の方々から、遠く鹿児島からのご支援、本当にありがとうございましたという感謝の言葉をいただいたり、指宿茶いっぺプロジェクトでは、指宿を訪



れた観光客から、後日、心温まる笑顔の出迎えをいただき感動しました。思い出に残る指宿になりましたという手紙をいただいたりしたことなどの紹介も行いました。

内容のまとめとしまして、運営組織の整備と今後のリーダーの育成を図っていくことを課題と捉えて、その解決を図ることで、地域の更なる活性化に結びつけたいと結論づけた発表でございます。

指宿商業高校の生徒のこのような取り組みに対しまして、今後も引き続き、多くの市民の皆さんのご理解とご支援を賜りたいと思っております。

○4番議員（高橋三樹） 本当にありがとうございますと申します。

次に、株式会社指商を設立し、どういう企画を提案し、生徒の意識はどう変わりましたかということなんです。

指商デパートがあったから、株式会社指商が設立できたものと理解をしております。生徒たちが、どのような企画の立案を行い、それにより生徒の意識はどのように変わってきているのかどうか、その点、どうでしょうか、伺います。

○教育長（池田昭夫） これまでに、生徒が提案し、実現した事業には、先ほど紹介いたしましたけど、布草履の販売、指宿茶いっぺプロジェクト、郷土指宿の素材を材料に用いた商品の開発・販売、その他独自のキャラクター商品の開発、フリーマガジン（IBUSHOW）の発行などがあります。

また、株式会社指商設立後に生徒から企画が出され、商品化されたものとしては、いもDeeロール、1月販売予定のソラマメの成分が入った入浴剤美（ビーン）の湯等があります。

現在、実現に向けて、生徒から提案されている企画としては、空き店舗のシャッターに指宿を感じさせるような絵を描き、アーケード街に活気を与えようとするIBUSUKI活性化プロジェクト、レンタカー会社と連携し、いぶたま等を利用して指宿を訪れた観光客に対して、指宿の観光地を楽しんでもらういぶたまレンタカー事業等があります。

これらの企画は、生徒全員が商業の授業の中で企画書を作成しますが、そのすべてが商品化、事業化されるわけではございません。

実現の可能性が高い企画や実現させたい企画を各学級で検討した後に、企業の商品開発担当者を交えた企画提案会で審査・検討を行い、実際に商品開発が可能であると判断されたものが、企業の商品担当者のアドバイスを受けながら商品化、事業化されます。

このように、知識・技術の習得だけでなく、新商品や新事業の企画提案のために企業との打ち合わせを行い、それが商品化されたり、事業活動へと発展したりすることで、生徒はより意欲的に、より真剣に事業に取り組むようになってきております。

また、企画提案の基本の考え方である指宿の活性化を追究する中で、多くの生徒が、指宿の地理的な特徴や農林水産資源、歴史的な背景に対する興味・関心を強く持つようになっております。



○4番議員（高橋三樹） 本当、立派だなといつも感心しておりますが、今年の4月に株式会社指商を設立したわけですが、9か月目になりますけれども、株式会社として利益があった場合、株主である生徒への配当は考えているのかどうか、この点、どうでしょうか。

○教育長（池田昭夫） ただいま議員が申されたとおり、株式会社指商は、生徒が出資して株主となっております。株式会社指商の設立の目的としては、先進的なビジネス教育の実践により、指宿商業高校でしか学べない教育を創造すること、将来の起業家や即戦力となる人材を育成すること、実際の企業活動を通じた商業に関する専門科目の学習の深化、指商ブランドの全国への発信の4つがあります。

株式会社には、地域社会への貢献も求められます。そのため、株式会社指商は、活動の基本的な考え方を指宿の活性化と定めて、地域密着型の活動をしているところです。

併せて利益の追求も、株式会社に課せられた大きな課題であります。株式会社指商では、指商デパートの運営や道の駅のアンテナショップでの販売実習などに加え、今後はホームページ作成の請負、知的財産権の活用等で収益を上げ、健全な株式会社の運営を目標にしております。

その結果として、配当可能な利益があれば、株主である生徒への配当が可能であると考えておるところでございます。

○4番議員（高橋三樹） 是非、生徒たちに配当をしていただきたいというのが、そういう思いであります。

次に、本年度から中国語、韓国語を選択し、学習することになりましたが、成果はどうですかということです。

中国語、韓国語の授業の選択割合はどうなっているのか。また、週何日、何時間の授業が行われているのか、どのような狙いで実施しているのか。現在、どのような成果が出ているのか。成果とまではいかなくとも、現在の状況について教えてください。

○教育長（池田昭夫） 指宿商業高校では、本年度からすべての生徒が、中国語、韓国語を商業の専門科目の中で履修するようにしております。

生徒は中国語、韓国語のどちらの言語を学習するかを自分たちで選択し、週に1時間、3年間連続して学ぶことになります。

指宿商業高校で中国語、韓国語の学習を導入した理由は、指宿商業高校として特色があり、将来に役立つ教育をアピールするため、観光都市指宿での外国人に対する市民レベルのおもてなしのできる人材育成とホテル等で中国語・韓国語での接客ができる人材を育成するため、そして今後、中国語・韓国語を話せる人材のニーズが拡大すると考えるための、この3つであります。

4月から、中国人・韓国人の留学生等を非常勤講師として雇用し、商業科の教員とのチームティーチングで生徒の指導に当たっております。

また、中国語と韓国語の履修生徒の割合は、中国語が約2割、韓国語が約8割となっていてるところです。授業では、中国や韓国の習慣や考え方を学習したり、役割分担による会話練習、歌を歌ったりする学習形態を取り入れたりするなどをして、生徒たちの興味・関心・意欲を引き出しながらの活動を行っております。

現在の状況としましては、授業で学んだ表現を用いてのあいさつや簡単な会話ができたり、就職試験の面接時に、中国語や韓国語で自己紹介を行ったりできるようになっている生徒もおります。

○4番議員（高橋三樹） どうもありがとうございます。

次に、少子化が進む中でも、夢と希望が持てる学校として、今後、どういうことを考え、もし、課題があるとすれば何ですかということですか。

中学生が指宿商業高校を進路先に希望するよう、魅力的な学校づくりにどのように取り組み、中学生向けにどのような働きかけをしているのですか。それと、希望者を確保する上で、どのようなことが課題として考えられ、どのような取り組みをしているのですかということをお伺いします。

○教育長（池田昭夫） 現在、どの高等学校におきましても少子化が進み、中学校卒業生数が減少していく中で、どのようにして定員を確保していくかが大きな課題となっております。

このことは、指宿商業高校でも同様で、いかにして中学生や保護者の皆さんに、指宿商業高校に進学したい、進学させたい、指宿商業高校で学びたい、学ばせたいと思っていただくことが、非常に大切になってくると思っております。

指宿商業高校におきましては、生徒に夢と希望を育むために、一人ひとりの能力や個性を最大限に伸ばし、生徒の多様なニーズや進路希望に応えていくことが大切だと考えております。

そのために、簿記や情報処理などの多くの上級の資格を取得できるよう指導の充実を図るとともに、中国語や韓国語を習得させるなど、企業で即戦力として活躍できる人材の育成に力を入れているところでございます。

また、これらの取り組みは、上級学校への進学を希望する生徒にとっても、専門の教科に関する、より高度の知識を身に付けることになり、進路の実現につながっていくものと考えております。

併せて、株式会社指商の取り組みや部活動などを通して、豊かな人間性や社会性が育まれ、調和のとれた人材の育成がなされているところであります。

今後は、これらの取り組みを充実・発展させ、魅力と特色のある学校作りに取り組んでいることを中学校での高校説明会、またはホームページで紹介していくとともに、株式会社指商の活動をはじめとする様々な地域貢献活動を通して、今まで以上に積極的に発信していくことが大切であると考えております。

○4番議員（高橋三樹） 本当，一般質問を通じて，すばらしいなど，立派だなと感激することでした。これからも，生徒のためにしっかりと指導をお願いするところでもあります。

最後に，指宿商業高校の前は今和泉小学校があります。この一角は今和泉島津家の別邸地跡にできた学校であります。ことしの9月の9日，隼人松原の下の海岸に，篤姫の幼少の頃の於一の銅像の除幕式がありました。ちょうどこの日は，校区公民館主催の校区運動会がありまして，昼休み時間でしたけども，豊留市長をはじめ副市長，原口先生など，観光関係者，また篤姫ガイドなど盛大に開催されました。

そして，この銅像ができたことにつきまして，本当，ヤマキの会が中心になって，本当にご尽力していただきました。市民，市内，市外，県外，県人会，本当，ご尽力したことに対して，厚く厚く御礼申し上げるところでございます。

そこで，最後に豊留市長に，篤姫，あるいは於一への思いでもいいですし，また，観光についてでもいいんですが，何か一言ありましたら是非お願いいたします。

○議長（森時徳） 高橋さん，通告外ですので済みません。

○4番議員（高橋三樹） ああ，そうですか。

○議長（森時徳） お礼だけで，お願いします。

○4番議員（高橋三樹） はい，わかりました。

じゃあ，以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森時徳） これにて一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。12月14日は本会議の日でありましたが，一般質問の終結により休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，12月14日は休会とすることに決定いたしました。

## △ 散 会

○議長（森時徳） 以上で，本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 大 保 三 郎

議 員 下柳田 賢 次

# 第 4 回 定 例 会

平成24年12月19日

(第 4 日)

## 第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年12月19日午前10時00分



### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第91号 指宿市部設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第92号 指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第88号 指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第89号 指宿市体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第93号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第94号 指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第95号 指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第90号 ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第96号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第11 議案第97号 指宿市営住宅の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第98号 指宿市営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第99号 平成24年度指宿市一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第14 議案第103号 平成24年度指宿市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第100号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第101号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第102号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第18 議員派遣の件



○日程第19 会期延長の件

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員  | 井元伸明  | 2番議員  | 西森三義  |
| 3番議員  | 浜田藤幸  | 4番議員  | 高橋三樹  |
| 5番議員  | 田中健一  | 6番議員  | 木原繁昭  |
| 7番議員  | 高田チヨ子 | 8番議員  | 新宮領進  |
| 9番議員  | 下川床泉  | 10番議員 | 中村洋幸  |
| 11番議員 | 前之園正和 | 12番議員 | 物袋昭弘  |
| 13番議員 | 前原六則  | 14番議員 | 福永徳郎  |
| 15番議員 | 新川床金春 | 16番議員 | 六反園弘  |
| 17番議員 | 前田猛   | 18番議員 | 大保三郎  |
| 19番議員 | 下柳田賢次 | 21番議員 | 松下喜久雄 |
| 22番議員 | 森時徳   |       |       |

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |       |         |      |
|--------|-------|---------|------|
| 市長     | 豊留悦男  | 副市長     | 渡瀬貴久 |
| 副市長    | 上村欣久  | 教育長     | 池田昭夫 |
| 総務部長   | 邊見重英  | 市民生活部長  | 谷口強美 |
| 健康福祉部長 | 迫田福幸  | 産業振興部長  | 下吉耕一 |
| 建設部長   | 三窪義孝  | 教育部長    | 濱田悟  |
| 山川支所長  | 森健一   | 開聞支所長   | 井上修一 |
| 総務部参与  | 久保憲一郎 | 産業振興部参与 | 中間竜郎 |
| 建設部参与  | 上谷修   | 総務課長    | 高野重夫 |
| 長寿介護課長 | 野口義幸  | 商工水産課長  | 中村俊治 |
| 水道課長   | 永吉道博  |         |      |

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 福山 一幸  
調査管理係長 鮎川 富男

次長兼議事係長 岩下 勝美  
議事係主査 濱上 和也

## △ 開 議

午前10時00分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、松下喜久雄議員及び井元伸明議員を指名いたします。

## △ 議案第91号及び議案第92号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第91号、指宿市部設置条例の一部改正について、及び日程第3、議案第92号、指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました議案第91号、指宿市部設置条例の一部改正について、及び議案第92号、指宿市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月29日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第91号について。産業振興部を産業振興部と農政部に改めることによって、今いる部長が何人になるのかとの質疑に対し、数としては変わらないと思っているとの答弁でした。

総務部参与まで一緒にまとめて、部制に改める考えはなかったのかとの質疑に対し、総務部参与については、総務部長の補佐と、市長公室長に特化した事務であるので参与として考え、農政部参与については、今まで事務決裁等を指宿市の事務決裁規程の第7条第2項に規定している事務専決委譲書により、部長の専決を参与に委譲して事務を行っていた経緯があるとの答弁でした。

農業部門の強化と新たな行政需要に、迅速かつ的確に対処するということが、新たな行政需要とはとの質疑に対し、認定農業者事務、新規就農者支援事務等、農業委員会の方でや

っている新たな事業の青年就農給付金事業事務等を農政部に移管して、農業後継者の支援及び農業営農指導強化を図っていききたいとの答弁でした。

農政部の中に、畜産課の設置があるのかとの質疑に対し、現在のところ設置は考えていないとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第92号について。経験年数が短縮となった理由が市の人事絡みとの説明でしたが、今までの年限の設定はどういう意味合いがあったのかとの質疑に対し、地方分権の中で、今回、昭和32年に作られた水道法でうたっているものを条例でということであるが、小さい市町村では、相対的にその技術者がいないということで、地域の実情に応じて取捨選択をし、例えば指宿市役所であれば、どういう配置ができるかを考えて、高等学校の土木科を出た職員は7年、普通高校を出た方でも10年というのが水道法にあるが、実情に応じて変えていいということから、本市の3年から5年を目安に異動対象とするという考えから1年ずつ短縮をした結果、高校の土木科卒で6年という形であるとの答弁でした。

4年を3年に、あるいは3年を2年にというわけだが、根本的に技術の質等は水道法での決まりがあったと思うが、本来あるべき技術力、監督力、そういうものへの影響というものは懸念されないのかとの質疑に対し、大学で水理工学、衛生工学を履修しておけば知識的にはあり、1年いればそれなりの監督ができるということで、大学の土木工学科を基準にして、3、5、7と、同じように年数を1年ずつ縮めてある。工事契約の中で、2名の監督員を指名して、甲乙双方その文書を取り交わすのですが、最終的には総括監督員という年数を経た方がいますから、指導しながら監督員が育っていくという状況で、1年短くしたことで、技術的な影響はないとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第91号及び議案第92号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号及び議案第92号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第88号、議案第89号及び議案第93号～議案第95号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第4、議案第88号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、から、日程第8、議案第95号、指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、までの5議案を議題いたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ付託されました議案第88号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の指定について、議案第89号、指宿市体育施設の指定管理者の指定について、議案第93号、指宿市税条例の一部改正について、議案第94号、指宿市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第95号、指宿市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、の5議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月30日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、5議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第88号について。山川文化ホールは、指定管理者にすることによって市職員は何名になっていくのですかとの質疑に対し、今後の配置については、行政改革推進室で検討していますとの答弁でした。

指定管理者にお願いすることによって、財政的に見た場合には助かるという判断なのかとの質疑に対し、市民会館と違って、そっくり指定管理者にいくということではありませんので、指定管理者の賃金単価と職員の単価を比べると、その分は安い経費で運営ができると理解していますとの答弁でした。

指定管理者で一番気になるのが施設の維持管理の部分ですが、どこまで管理をするのか不透明なところが多く、そこらの取り決めはどうなっているのですかとの質疑に対し、市民会館は、昭和44年築ということで、かなり施設が古く、傷みも激しいところがあり、修繕をし

ているところですが、10万円以下は指定管理者、それを超える分については市がという取り決めをしていますとの答弁でした。

10万円以下の修理は指定管理者が行い、それを超えると市の方でということでしたが、緊急の場合はその質疑に対し、防火水槽の漏れなど緊急なものは早々対応し、予算がない場合には補正に組むという方法で対応していますとの答弁でした。

提案者が豊留指宿市長で、指定を受ける方も理事長豊留悦男なので、少し違和感があるのですが、どのように考えていますかとの質疑に対し、理事長は豊留市長ですが、教育委員会の施設ですので、教育長で対応させてもらっていますとの答弁でした。

理事長の報酬、手当は全くないということですかとの質疑に対し、収支計算書の中では、理事長に幾らという記述はありませんとの答弁でした。

行事等が増えると、文化ホールの駐車場が狭いと思いますがとの質疑に対し、スペースは少ないかもしれませんが、隣接に公園がありますので、そこも使えるよう除草等も、管理者にお願いをする予定ですとの答弁でした。

事前審査評価表の公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理の業務に係る費用の縮減が図られるものであることの評価項目が7つありますが、指定管理者に該当された方は、すべて1番目ということですかとの質疑に対し、1位、もしくは上位の方になっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第89号について。いぶすきスポーツクラブを指定管理者にしようとするものですが、公募にしなかった理由は何ですかとの質疑に対し、市民の体育、スポーツ、レクリエーション、その他の社会体育の振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与するが、体育施設の設置目的であります。当該法人の設立目的が、多くの子どもから高齢者、初心者から競技者まで、誰でも、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに参加できる環境づくりを目指し、公益の増進に寄与することとしており、施設の効用を最大限に発揮させて、設置目的を達成できる管理者として最適であると判断し、公募によらないで選定させていただいたところですよとの答弁でした。

職員を含めて総勢19名でやっていて、指定管理者も同じ人数でやられるということですが、指定管理によって削減される効果はどのくらいあるのですかとの質疑に対し、年間1,000万円程度、3年間で3,000万円程度の削減を見込んでいますが、指定管理者が施設管理を効率的に行うことによって、これ以上の削減が見込めるとの答弁でした。

指定管理者料はどのくらいを見込んでいるのですかとの質疑に対し、1年目が6,828万5千円、2年目が6,903万円、3年目の27年度が7,190万9千円、合計で2億922万4千円ですよとの答弁でした。

建物の管理を現にやっているか。管理といっても事務的なものから清掃に至るまでであると思いますが、こういった分野で何人ぐらい、これまでスポーツクラブとしての実績があるの



ですかとの質疑に対し、19名体制で指定管理に移行するという説明をしましたが、現に芝を管理している方々や受付の方など、過去に従事した経験者、現在経験している人のほぼ8割以上が、指定管理の方に移行していく予定ですとの答弁でした。

スポーツクラブが適任なので公募しなかったということですが、説明を聞けば高得点を取るのではないかと思いますので、選択肢として公募があつてよかつたのではないかとの質疑に対し、スポーツクラブ側も、業務等を含めた経営もしっかりやっついていかないと、従業員等の賃金にも影響が出てきますし、指定管理の評価等にも影響が出てくると思います。今後、連絡調整会等を含め、経営、事務、安全管理面についても指導していき、施設の利用拡大、接客等のサービス面などの意識向上に、継続して助言指導をしていきたいとの答弁でした。

公募をして、ほかのところに高得点が出てきて、人件費の部分が削られると解するならば、非公募にして、人件費は下げないようにという思いでやるということだと思います。安ければいいということではないということだと思いますが、どのように考えますかとの質疑に対し、指定管理者の選定は行政処分であることから、入札制度のような最低制限価格制度などの対象外であり、金額等だけを重視していくと、サービスの質に影響が出てくる懸念があると思います。指定管理者の導入に当たって、施設利用者が安心して利用できるようにすることが一番大事な部分であるということと選定をさせていただいたとの答弁でした。

選定を複数でやるべきだと思いますが、教育委員会全体の中で選定を行ったのですか。また、審査項目は設けていなかったのですかとの質疑に対し、定例教育委員会です承をいただいて、議案として上げていますが、市民スポーツ課だけで判断したことでなく、市全体としての判断です。条例の基準と、指定管理者制度導入に係る指針にも項目がありますので、その項目がどうなのかということをもとに判断したということとすとの答弁でした。

市民スポーツ課の業務は、今後、どういったものが主になっていくのですか。また、指定管理者にどこまで業務を委ねるのですかとの質疑に対し、施設の整備を作業員の方々にお願いをしながら、大会、イベントなどの会場設営や備品の準備については、指定管理者で主に行っていただきます。また、地域の方々が係わる行事など、住民サービスとイベントをはっきり線引きができない部分もありますので、協力体制を持ちながら、サービス向上につなげていく形で運営していけると考えていますとの答弁でした。

債務負担行為でやるということは、3年はこれで行うという意味だと思のですが、初年度にいろんな事情で大幅にかかったというようなことで、契約金に上乗せを求められることは、全く想定しなくていいのですかとの質疑に対し、予定を上回った場合には、指定管理を受けたスポーツクラブの責任においてやっついていかなければならないと考えていますとの答弁でした。

非営利団体NPO法人ということで、利益を出さない、あるいは利益が出た場合には、その構成員には分配できないという決まりがあるようですが、理事長ほか、役員に手当等はな

いのですかとの質疑に対し、報酬等はありませんが、会合等があった場合には旅費等を支給していますとの答弁でした。

23施設ほどあるようですが、施設や利用に対する苦情、いろいろな問題が出てくると思うのですが、スポーツクラブで対応できるのですかとの質疑に対し、指定管理者と事前の打ち合わせも必要ですが、連絡調整会を年に数回行っていく予定ですので、その中で指導もしていきたいと思います。また、指定管理者は最低1年、利用者にアンケート調査を取るようになっていきますとの答弁でした。

体育施設の指定管理は、県内はどのような状況かとの質疑に対し、NPO法人化されたスポーツクラブ、4つの団体が県内では管理を行っているとの答弁でした。

指定管理者の役員にはどのような方がいるのですかとの質疑に対し、理事会は、スポーツ推進員、スポーツクラブの運営委員と現在、施設で働いている方などで構成されていますとの答弁でした。

意見として、体育施設は、市民に広く活用されている施設です。指定された業者とともに、更に工夫をしてサービスの高い施設にしていきたい。また、管理費が約7,000万円を土台にして設定されているようですが、少しでも削減ができるように努力していきたいというものがありませんでした。

次に、議案第93号について、指宿市内の寄附金税額控除に該当する法人数は明らかにできるのですかとの質疑に対し、県が807の団体を指定しており、その中で、指宿市の法人数は25法人です。それに該当する法人は、公益社団法人指宿市シルバー人材センター、特定公益増進法人メディポリス医学研究財団、学校法人として藤花学園、池水学園、松明学園、社会福祉法人として、指宿市社会福祉協議会、池田福祉会、一子地福祉会、ハイビスカス福祉会、ひばり福祉会、大成福祉会、錦江会、光明禅寺福祉会、成川福祉会、新西方福祉会、心和会、清志会、慈光福祉会、尚徳会、浄念地福祉会、そてつ会、槌橋保育園、山川福祉会、遊星福祉会、友和会となっていますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第94号について、要介護と要支援はそれぞれ条例が別ということになるのですかとの質疑に対し、そのとおりですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第95号について、条例化することに違いは示されたのですが、サービスを受ける側は根拠法が変わるだけで、示された以外は何も変わらないということですかとの質疑に対し、サービスを受ける側は、全く変わりませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号、議案第89号、議案第93号から議案第95号の5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、議案第89号、議案第93号から議案第95号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第90号、議案第96号～議案第98号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(森時徳) 次は、日程第9、議案第90号、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、から、日程第12、議案第98号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、までの4議案を議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(浜田藤幸) 産業建設委員会へ付託されました議案第90号、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設の指定管理者の指定について、議案第96号、指宿市下水道条例の一部改正について、議案第97号、指宿市営住宅の整備基準に関する条例の制定について、及び議案第98号、指宿市営住宅管理条例の一部改正について、の4議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

議案第90号について。利用者増のために整備した子供広場が、傷みがひどく使えない状況だが、どういう管理をしてきたのか。また、どういう契約になっているのかとの質疑に対し、指定管理者へ移行する際に、子供広場の遊具についても、指定管理者が維持管理していくと

いう協定を結んでいます。ヘルシーランドのオープンは平成11年で、長年の風雨等により経年劣化が進み、特に木造部分が傷んでおり、現在は使えない状況ですとの答弁でした。

管理がおろそかになったのではないかと。しっかり管理していればああいう状態にはならないのではないかととの質疑に対し、維持・管理に関する故障時の対応等について、指定管理者としっかり協議すべきだったと思っているとの答弁でした。

ヘルシーランドの芝は造ったときからすると、おかしくなっている。芝の管理までしっかりやってもらうというのが条件だと思うがとの質疑に対し、指定管理者側とサッカーコートを維持管理する委託業者との間で綿密な協議がなされ、利用者が利用しやすい状況がいつも保持できるようにお願いしたいと考えているとの答弁でした。

ヘルシーランドと山川砂むしの平成25年4月1日から5年間の収支予算書を見ると、今年度と比べてどちらも収入が減っているが、一体化して効率をよくするということとの整合性はどうかとの質疑に対し、ヘルシーランドと山川砂むしを一体として指定管理者を募集したことから、両施設の過去5年間の収支を勘案して算定してきたとの答弁でした。

選定理由の中に、管理運営における事業計画が優れていたということが入っているが、比較表兼評価表を見て、現況と合っていますかとの質疑に対し、管理業務に係る費用削減策を検証して、指定管理料にどう反映されているかという部分を見るところですので、その一点を捉えてということではないと思っていますとの答弁でした。

スイミングスクールもやっていますが、独自に施設を使って指定管理者が収入を上げる事業は、別につかんでいないのかとの質疑に対し、自主事業の分についても、ある程度把握する必要があると思っていますが、次期指定管理者候補について、自主事業分の支出、収入は特に求めていません。スイミングスクールをどのくらいの方が利用されているのかということは、把握しているとの答弁でした。

2番手、3番手の指定管理料というのは幾らかとの質疑に対し、セイカスポーツは年間1,810万円、1社が年間1,850万円、もう1社が年間1,717万6,800円との答弁でした。

山川砂むしでは、23年の実績を見ても、収入から90万円の納付金を納めていますが、25年からの5年間はどうかとの質疑に対し、25年度からは指定管理基準額を定めており、5年間で9,800万円です。納付金は過去3年間で300万円ですが、今回の指定管理基準額算定に当たり相殺してありますとの答弁でした。

一体で管理したら利用者も増えるだろうと言われたが、納付金なしでやっていくということを考えると、そこが矛盾するのではないかととの質疑に対し、当然、指定管理納付金はあるものということで、ヘルシーランドと山川砂むしの5年間の収入、支出を合算したものから、指定管理に係る納付金300万円を控除して、指定基準額を定めたとの答弁でした。

管理運営というものに対して、どのような見解を持っているかとの質疑に対し、過去3年近い指定管理者という実績がある中で、施設に対する修理のノウハウを持っていますし、お

お客様からの苦情や要望もデータベース化していること、また、山川砂むしの露天風呂にたまたま箱温泉という愛称も命名しており、口コミサイトで日本一という評価を得ている点なども一定の評価をしているところですのでとの答弁でした。

山川砂むしでは、70歳以上が200円で入浴できる制度は継続されるのか、また、砂湯里の名称はそのまま使用されるのかとの質疑に対し、現管理者が変わっても、砂湯里の名称は継続して使えることになっていますので、次期指定管理者候補者と協議したいと思います。入浴だけの200円については、引き続きやりたいということで事業計画が上がってきていますので、維持されると思いますとの答弁でした。

実績を重視して、収入が上がらないのなら、一体化した意味がないと思いますがとの質疑に対し、選定委員会で3社をそれぞれ評価していただき、指定管理料もそうですが、事業計画も高い評点数をいただいていますので、実績だけに基づいての評価ではなかったと思っていますとの答弁でした。

意見として、セイカスポーツがやっていくとなったときに、今以上の管理を適正にやり、使用者が喜ぶようなサービスを、今後とも向上させていくよう要請していただきたいというものと、プールの温度が低くて子どもが風邪をひいたとか、温泉で滑ったとかいう苦情が来ています。特に、子どもの遊具も利用できない状況にありますので、行政の方で改修するなりしていただきたいというものと、資料の提供をしていただきましたが、正確な判断のため、委員会には間違いのないような情報開示をしていただきたいというものがありました。

次に、議案第96号について。今回の値上げは約25%ということですが、金額にすれば1か月当たりどのくらいの値上げに相当するものかとの質疑に対し、1か月に20 t使用する一般家庭で、月2,600円となり、520円の値上げになるとの答弁でした。

現在、市内全体で下水道を利用している戸数は総数で何件あるのかとの質疑に対し、全体の延べ件数で、5,533件ですとの答弁でした。

独居家庭、高齢者世帯が5,533件の中に何%ぐらいあるのかとの質疑に対し、高齢者の件数は把握しておりませんが、使用水量の少ない10 tまでの件数が2,510件で、全体の45%を占めているとの答弁でした。

使用料の値上げの審議の中で、審議会委員からどのような問題点の指摘がなされたのかとの質疑に対し、審議会の中で意見として一番出されたのが使用水量の多い方は料金体系が従量制になっているため、どうしても高額な負担になってしまう。その方については何らかの措置をとってほしいという意見がありましたとの答弁でした。

接続率を上げるとか、いろんな問題点は指摘されなかったかとの質疑に対し、現在、水洗化率93%で、高齢者世帯など、諸事情もあると思うが、引き続き積極的な普及活動に努めることという意見も出されていますとの答弁でした。

値上げについて、使用者に対する説明はどのように行うのかとの質疑に対し、市民の理解



と協力が得られるよう十分な周知を図るため、適用を7月1日とし、12月議会で可決された場合、3月号か4月号の広報紙等を通じて、市民の皆様には十分な理解と協力が得られるよう努力していきたいとの答弁でした。

意見として、今回の値上げに関して広報紙で周知することですが、使用者が理解できるような広報のあり方を是非考えていただきたいというものがありました。

次に、議案第97号について。この条例が施行されることによって、今までの住宅に対して問題が出てくるのか、またどういうところに手を加えないといけないとか、弊害があるのかとの質疑に対し、これまでの住宅建設は、法律に基づき各市町村がそれぞれ整備していました。今回の一括法に伴い、各市町村が条例で整備基準を定めることになりましたが、内容は国の基準と一緒ですので、どういうところに弊害があるのかの問題は一切起こりませんとの答弁でした。

第4条と8条に良好な居住環境がうたわれています。開聞でこの条項に反する住宅がありますが、今後この住宅をどうするつもりかとの質疑に対し、今までいろんな部課で調整をしながら対策を練っています。今後の住宅基準に関して、そういうところも考慮しながら建設していきたいとの答弁でした。

意見として、今後の公営住宅等の新設に対する整備の基準と受け取っていますが、今の住宅の中でいろいろ問題になっているところを、できるところから改善をしていただきたいというものがありました。

次に、議案第98号について。居住の安定を図る必要な世帯の収入基準額の21万4千円という額の設定はどのような根拠から決まっているのかとの質疑に対し、これは政令で定められており、それを参酌して各市町村が条例で定めることとなっている。県下の全市町村がこの金額で条例を制定するとの答弁でした。

この条例の中で、子育ての方が順番待ちをしていた場合は、そちらが優先されるのかとの質疑に対し、優先されることはありませんとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 議案第96号について伺います。

委員長の報告の中で25%値上げするとどれくらい上がるのかというくだりがありまして、10 t 利用で520円上がって2,600円になるといったことなどありましたが、それではどういう計算で25%が出てきたのかということに関して2点ほど伺います。

まず、一般会計からの基準外繰入金が増えていることから、受益者負担の原則からも使用



料の改定が必要だというふうになっております。下水道会計の経費が増える、その要因に公共下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理に係る経費も含まれているのではないかということについて、関連する質疑があったのかどうか、チェックがなされたのかどうか、まず1点。

もう一点は、能率的な管理のもとにおける適正な原価が幾らになるのかということについての関連する質疑があったのかどうか、またそのことについての確認がとれているのかどうか伺います。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 答弁を行います。

まず、1点ちょっと質問があったんですが、まずその中で10tという質疑がありましたが、20tで520円です。

それと、1番目の質問、2点目の原価に対する質問、2点ともそのような質疑はありませんでした。

以上です。

○11番議員（前之園正和） 私の質疑の中で、20tと言うべきところを10tというふうに言ったことについてはメモの取り違いですので、訂正をさせていただきますが、それからそのような質疑はなかったということです。

それでは、押しなべて25%値上げということになってるわけですが、25%値上げということになれば、経費の高騰分がどの程度カバーされるということになるのか、あるいは経費の高騰分を超える値上げということになるのか等についての質疑があったのかどうか伺います。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 答弁します。

今のそのような質疑はありませんでした。

○11番議員（前之園正和） それでは、値上げされた場合に県内各市町村と比べて、使用料の額はどの程度ということになるのかどうかについて、関連する質疑があったのでしょうか。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 執行部の説明ではありましたが、そのような質疑はありませんでした。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 議案第96号に反対の討論を行います。

公共下水道法第3条で、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が

行うものとなっております。また、第20条第2項2で、使用料は、能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであることとなっております。

先ほど1回目に質疑したことは、この2点に関するものであります。つまり、仮に使用料を上げるにしても、維持管理は基本的に市町村が行うべきという前提に立ち、住民に求めることが許されるのはどの部分かということについて精査がなされ、その額については適正なものであるかどうかということが吟味がされて決定すべきであります。

ところが、この肝心な点について質疑がなかったという委員長の報告でありました。そして、提案する側として、改正の理由として示されているのは、平成16年4月1日以降改定していないとか、基準外繰入金が増えているとかいうものであり、25%に関して具体性に欠け、抽象的で、法の趣旨に反するものであります。

そして、何より地域内住民への負担を強めるものであり、県内各自治体と比べても高いものになると思います。

以上のことから、下水道使用料値上げを内容とする本議案に反対をいたします。

○議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第90号、議案第97号及び議案第98号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号、議案第97号及び議案第98号の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号、指宿市下水道条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第99号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第13、議案第99号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第

9号) について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会に分割付託になりました議案第99号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月29日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査をいたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室分について。SWCのデータ収集の期間と、収集員の人数はどの質疑に対し、コンサルティング企業と協議をしながら、人数等の確定をしていきたいと考えているが、予算上は歩数計が200台、体組成計は20台購入の予定であり、歩数計が200名、体組成計が20名を予定しているとの答弁でした。

船員保養所の整備事業の期間はどれくらいかとの質疑に対し、1月7日までに実施設計が完了する予定で、設計完了後に正確な工程日数が出るとの答弁でした。

整備事業の目玉はどの質疑に対し、県は南薩の中心スポットとして南薩全域にお客さんを広げたいという思いを強く抱いています。幅10m程度の看板地図を敷地に設け、拠点ポイントを表示して、ここに行けばいいとわかるものを設置したい。また、温泉地指宿の象徴として、様々な種類の足湯や、指をつける指湯で指宿温泉の特徴を出していきたい。特に、魚見岳や大隅半島、美しい海が見渡せるように階段上の足湯にして、展望台も設けて、すばらしい風景を楽しんでいただきたい。併せて足つぼマッサージロードを設け、樹木の植栽をして影を作り、夏はマイクロミストシャワーで温度を下げたいとの答弁でした。

駐車場の設置はどの質疑に対し、駐車場等の要望は根底にあると思っている。今後検討していきたいとの答弁でした。

SWCの調査の特定地域再生事業費補助金の内容は、経常的な補助金か、緊急的な補助金か、どういう地域が対象かとの質疑に対し、今年9月に創設された特定地域再生制度の中に、新たな支援制度の特定地域再生計画策定事業の補助制度が創設され、制度上は2年若しくは3年ぐらいは続くものと考えています。少子高齢化への対応など、全国に共通する重要な政策課題として、政令で定める特定政策課題の解決に取り組む自治体に対して、国が重点的に支援をしようとして新たに設けた制度ですとの答弁でした。

意見として、地域振興推進事業が単年度事業でなければ、相乗効果があると思うので隣のホテル等の買収・解体などをして、今後駐車場整備を同時に進めていただきたいというもの

がありました。

次に、危機管理室所管分について。消防操法大会に出るための訓練で、修繕が発生したのかとの質疑に対し、給水管取り替えという必要な部分が、ポンプ車が5本、小型ポンプが1本と、想定を超えて修繕に出さなければならなかったとの答弁でした。

万一のことがあったときに使えなかったらいけないので、点検しているのではないのかとの質疑に対し、4月若しくは5月にポンプの一斉点検を実施し、給水管に亀裂が入って替えた方がいいという指摘があり、非常時に備えて取り替えをしているとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、総務課所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第99号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月30日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。幼稚園就園奨励費補助金318万6千円は、対象者が増えたということでしたが、どういう理由なのかとの質疑に対し、平成23年度は320人の園児で、それに対して294人の認定をし、対象率が92%程度でしたが、平成24年度は園児が330人に増えて、319人を認定し、対象率も96.7%に上昇したことで、増額しようとするものですとの答弁でした。

小学校費の消防設備費等の緊急を要する施設修繕とはとの質疑に対し、学校によって違いますが、感知器や防火の自動閉鎖装置とか、ドアストッパーのアーム、電鈴の取替えなどが入って、全部で18万円ぐらいになる予定ですとの答弁でした。

中学校費の要保護・準要保護の生徒就学援助は、どのくらい対象者がいるのかとの質疑に対し、昨年度に比べて12名増の、今年度は216名ですとの答弁でした。意見はありません

んでした。

次に、環境政策課所管分について。新ごみ処理施設を別なところだったら旧炉を壊さなくてもできるわけですが、そういうことになった場合、補助対象とするのに問題はないのですかとの質疑に対し、焼却炉本体を下の方に造るとしても、今あるところにトラックスケールや管理棟、ストックヤードを置くような計画を作れば、ごみ焼却施設の中の一体として考えられますので、補助対象になる確率が高くなると思いますとの答弁でした。

環境衛生費20万円は、瀬崎地区共同墓地をどうするのですかとの質疑に対し、瀬崎地区の背後地は崖地になっており、そこに共同墓地があります。段々になった傾斜地の墓地で、手摺りがないため、お年寄りが危ないということと、高低差があるところに墓地が建立されており、その土どめの擁壁部分のブロックが傾いてきていることから、大雨や台風等で倒壊した場合、墓石も壊れる可能性があるため、地域の方々から要望が上がってきたところでの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。更正分というのは何件ぐらいあるのですかとの質疑に対し、10月末現在で、市民税関係551件、法人市民税関係42件、固定資産税関係96件、軽自動車税関係6件となっています。5年の還付期間が地方税法の中で守られていますが、固定資産等については当初の課税で間違えると、5年以上、10年も間違ってくる可能性があるため、それについては、還付不能過誤納金返還金支払要綱に基づいて、住民が不利益を被らないよう還付しているところでの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。大雨のたびに床上浸水が多い地区ですが、どういう状況だったのですかとの質疑に対し、浩然会病院近くの家屋で、家屋全体が床上浸水の被災を被ったわけではありませんが、玄関から入ってすぐの居間のところが、床面から20cmほど浸水していた模様ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、市民協働課及び健康増進課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、指宿商業高校所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会に分割付託になりました議案第99号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。



要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされていますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、耕地林務課所管分について。松くい虫の伐倒駆除事業について、面積と本数はどの質疑に対し、ビニールシートを被せて薬を入れ燻上する分が220m<sup>3</sup>、焼却処分する分が1,530m<sup>3</sup>、合計で1,750m<sup>3</sup>ですとの答弁でした。

どの場所を想定しているのかとの質疑に対し、かいもん山麓ふれあい公園と草スキー場の一帯をお願いするとの答弁でした。

開聞の県道沿い、川尻に下るところは何本か枯れたままですが、子供たちの通学路でもあり、枯れた木の処理をどのようにするのかとの質疑に対し、岩崎産業の所有物と市の保安林であり、岩崎産業の方は直接お願いし、保安林は市で処理するとの答弁でした。

意見として、松毛虫の処理を早目をお願いしたい。また、枯れた松が開聞の県道沿いだけではなく、ふれあい公園も相当残っているので、公園を訪れるお客さんに危険のないように早目に処理していただきたいというものと、予防のために樹幹注入もやっていたが、全滅するのは時間の問題ではないかと危惧されます。これからも限られた予算ではあるが、努力していただきたいというものがありました。

次に、農業委員会所管分について。青年就農給付金を申請した人は何名ですかとの質疑に対し、9月末で11名、追加で3月に10名で、トータル21名になるとの答弁でした。

現在、農業者年金の加入者は何名ぐらいいるのかとの質疑に対し、11月末で年金加入者は129名、受給者は682名ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。まき網船の奨励金はどのように計算されるのかとの質疑に対し、水揚げ奨励金は、水揚げ金額の0.5%となっており、上限が35万円ですとの答弁でした。

水揚げが増えた理由として、大きな冷凍庫、冷蔵庫ができたということがあると思うが、今後も増えることが見込めるのかとの質疑に対し、例年、漁協と加工組合が持っている冷蔵庫では全てを賄い切れず、陸送などにも頼っていたが、8月に新しい冷蔵庫が竣工したので、約5万トンの鰹が見込まれるとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。県道指宿鹿兒島インター線の県事業負担金が増額になったということだが、どういうことをするのかとの質疑に対し、当初の予定では新牧地区の工事を50m、ほかに池田工区の用地買収等を予定していたが、用地買収の費用が増額になったとの答弁でした。

何年に完成予定ですかとの質疑に対し、池田工区は平成22年から事業に着手しており、完



成予定は平成32年になっているとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、観光課、都市整備課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、農政課所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第103号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第14、議案第103号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託されました議案第103号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月29日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

今回の補正で、本当に現場を上手く回していけるのかとの質疑に対し、回していけるとい

うよりも、回していかざるを得ない状況で、開聞は税務職員の水道経験者の併任辞令で、山川は再任用職員と臨時の事務職員もいますから、今のところは事業の遂行に支障をきたさず、受益者の方々にも迷惑が掛からない状況の中で、仕事ができているとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第103号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第100号及び議案第101号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第15、議案第100号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、及び日程第16、議案第101号、平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ付託されました議案第100号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、及び議案第101号、平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る11月30日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第100号及び議案第101号については、質疑、意見ともにありませんでした。  
以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第100号及び議案第101号の2議案を一括して採決いたします。  
2議案に対する委員長の報告は可決であります。  
2議案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第100号及び議案第101号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第102号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第17、議案第102号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第102号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

潟口地区内水路のフラップゲート改修工事で何戸数が解消されるのかとの質疑に対し、建物のある宅地としては最上流部の1軒ですとの答弁でした。

潟口・潟山・大牟礼・弥次ヶ湯などで浸水していますが、そこに対する手立てはされずに、この1戸だけというのはどうかと思いますがとの質疑に対し、この宅地の直上にある弥次ヶ

湯の仮設ポンプ場に集まる雨水は、潮が引き出せばこの水路を通じて二反田川との合流地点に流れる構造になっているため、ポンプの稼働時間の短縮が図られているとの答弁でした。

仮設ポンプ場のところにもゲートはあるということかとの質疑に対し、潮位の高い時点では、ポンプ場からの出口のフラップは当然閉まっており、潮が引き出せばフラップが開いて、弥次ヶ湯の仮設ポンプ場に溜まった雨水も自然的に流れていくという状況ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第102号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議員派遣の件

○議長（森時徳） 次は、日程第18、議員派遣の件、を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 会期延長の件

○議長（森時徳） 次は、日程第19、会期延長の件、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日までと議決されておりましたが、議事の都合により、12月27日までの8日間、延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、12月27日までの8日間、延長することに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（森時徳） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 松 下 喜久雄

議 員 井 元 伸 明

# 第 4 回 定 例 会

平成24年12月27日

(第5日)



## 第4回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年12月27日午前10時00分

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第104号 指宿市議会会議規則の一部改正について
- 日程第3 議案第105号 指宿市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第106号 指宿地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

---

### 1. 欠席議員

なし

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫

総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟
山川支所長	森健一	開聞支所長	井上修一
産業振興部参与	中間竜郎	建設部参与	上谷修
総務課長	高野重夫	危機管理室長	森和美
長寿介護課長	野口義幸	商工水産課長	中村俊治
水道課長	永吉道博		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福山一幸	次長兼議事係長	岩下勝美
調査管理係長	鮎川富男	議事係主査	濱上和也

△ 開 議

午前10時11分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、西森三義議員及び浜田藤幸議員を指名いたします。

△ 議案第104号及び議案第105号（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（森時徳） 日程第2、議案第104号、指宿市議会会議規則の一部改正について、及び日程第3、議案第105号、指宿市議会委員会条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

2議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、2議案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号及び議案第105号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第106号上程

○議長（森時徳） 次は、日程第4、議案第106号、指宿地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回追加して提案いたしました案件は、一部事務組合に関する案件1件で

あります。

それでは、ご説明申し上げます。

議案第106号、指宿地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、であります。

本案は、平成25年4月1日から指宿地区消防組合規約第3条に規定する共同処理する事務について、南九州市における対象地域を同市穎娃町から同市全域に拡大し、組合の名称を指宿南九州消防組合に改称するほか、組合の議会の組織及び経費の支弁方法等を改めるため、指宿地区消防組合の共同処理する事務及び同組合の規約を変更することに関し、関係市と協議の上定めることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第106号、指宿地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、であります。

平成25年4月1日から指宿地区消防組合規約第3条に規定する共同処理する事務について、南九州市における対象区域を同市穎娃町から同市全域に拡大し、組合の名称を指宿南九州消防組合に改称するほか、組合の議会の組織及び経費の支弁方法等を改めるため、指宿地区消防組合の共同処理する事務及び同組合規約を変更することに関し、関係市と協議の上定めることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、指宿地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約変更について、全部を改正しようとするもので、変更の主なものについてご説明させていただきます。

まず、組合の名称についてでございますが、新しい組合の名称は、指宿南九州消防組合となるものでございます。

次に、事務所の位置についてでございますが、新しい組合の事務所、本部ですけれども、その位置は、指宿市十町429番地に置くこととなります。現在の指宿地区消防組合本部が事務所となるものでございます。

次に、組合議会の組織についてでございますが、組合議会の議員の定数は8人とし、関係市の定数は、指宿市4人、南九州市4人となるものでございます。

次に、監査委員についてでございますが、監査委員は非常勤とするという条項を加えてございます。

次に、経費の支弁方法についてでございますが、第2項で負担金については、経費の区分に応じた負担方法により算出するとしております。

第3項で、前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認める費用の負担割合は、関係市の長の協議により定めることができるとしております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日を予定しております。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

---

再開 午前10時25分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第106号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 先ほど提案理由の説明がありました。また、ほかに参考資料、それから説明書を含めて手元に届いているわけですが、参考資料の中に広域化のメリットとして記載があります。説明の中でも、この文書による資料を見ましても、今回川辺、知覧地域を入れようとしているわけですので、更なる広域化になるわけですが、更なる広域化をすることによるデメリットということについては一文字も書かれていないし、説明もないわけですが、これはデメリットは全くないという理解でよろしいのでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 本部等が遠くなる地域というのもございますので、救急出動の到着時間が遅くなるというような地域も想定されます。

しかしながら、出動区域につきましては、区域の見直し等を行い、消火、救急の現場到着時間を短縮するなど、住民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

○11番議員（前之園正和） 答弁のあった内容が、それがそのとおりかどうかということは、今ここでは触れませんが、説明、あるいは資料の中に広域化のメリットというのは記載があり、説明がある中で、デメリットについては、今質疑を行った中で答弁としてはあったわけですが、当初の説明の中に一切デメリットが触れられていないということは、公平性に欠くのではないかと、正しい結論を見出すについて不十分ではないかと思うんですが、デメリットの中身がどうかではなくて、デメリットが一切説明ない、記載ないということについてはどうでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 参考資料の中の4ページのところに、今私が申し上げました出動地域等の見直しというのを記載させていただいております。このようなことで、はっきりとデメ

リットというものにつきましてはおっしゃられるとおり、記載はしておりません。デメリットと明記してですね。

しかしながら、当然今申し上げましたような事項が想定されますことから、参考資料の中にも出動区域の見直しということについて掲載をさせていただいているところです。

○11番議員（前之園正和） いずれにしても、デメリットという記載は一切ないと、説明もなかったということで、それから広域化の必要性ということで述べられているわけですが、この資料等をよく見てみますと、参考資料の1ページ、2ページのあたりですが、国の方針というのがあって、国が広域化を推進してきたということが記載されております。

それで、県の方針というのがあって、県も広域化を推進してきたと、その流れであるということは読めるわけですが、そういったことからしても、広域化の必要性という言葉にはなっていますが、それは国や県の方針に基づくものであり、ここには一切地域からの市として、あるいは住民からの要望としての広域化の必要性と、あるいは要望というものは全くないわけであります。地域からの要望に沿うものではなくて、国、県の方針に沿うものだと理解できるんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○総務部長（邊見重英） いわゆるメリットということで、資料の中にございますけれども、広域化につきましては、その目的といいますと、国が示しておりますけれども、住民サービスの向上、それから人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化等がございます。

したがって、指宿市と南九州市が新たな消防組合を設置することにより、車両運用を柔軟化することで、災害時における初動体制や大規模災害時における迅速な隊員の大量導入など、効果的な対応がとれるということから、この広域化に取り組んできているところでございます。

○議長（森時徳） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第106号は、委員会付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。



○11 番議員（前之園正和） 先ほど質疑の中で、この更なる広域化は、国や県の方針に基づくものではないか、地域からの要望に基づくものではないのではないかとすることを正したわけですが、それについては否定はできなかったというのが現状であります。

さて、本議案は、消防組合の規約の変更により、名称と区域の変更などをしようとするものであります。もともと指宿市、南九州市、南さつま市、枕崎市の消防行政は、2つの消防組合に編成されており、指宿市の方は、旧颯娃町との間で一つの消防組合としておりました。それを自治体の合併後に2つの消防行政を一つにしようという動きがありましたが、消防行政は地域密着型であるべきということなどから、全体の意見がまとまらず、結局は南薩地区消防組合の方は解散をして、そのうちの旧川辺町と旧知覧町について、指宿地区消防組合の側に入れ、指宿市と南九州市で、新たに一つの消防組合にしようとするものであります。規約変更の体裁をとってはいますが、事実上の新たな枠組みであります。新たな枠組み、すなわち更なる広域化であります。

そこで、更なる広域化は市民目線、あるいは消防行政として本来の目的に沿ったものであるかどうかという視点に立って検討する必要があります。消防の役目は、火災の予防と消火、自然災害や人為的災害の被害の軽減や消防車の搬送や救急など、まさに人命に直結するものであります。今後の消防行政を検討するに当たり必要なことは、初めに広域化ありきではなくて、これ以上の広域化が必要なかどうか、この際、指宿市単独での消防にすべきではないかなど、幅広く検討することが必要でした。

ところが、実際には、初めに広域化ありきで事が進んできております。消防行政は、平常時の活動もありますが、緊急性、救急性などが問われる業務が多くあります。そのときに必要なのは、消防設備や機材などはもちろんのこと、消防行政に携わる者として卓越した経験と知識、体力など、一般的に求められるもののほかに地域を知り、地域住民を知ることも重要なこととなります。広域化により守備範囲を広げることは、地域密着型の取り組みに逆行することとなります。消防行政の区域を越えた災害や規模が、大きな災害などが起こり得る可能性もありますが、消防行政の区域がどのように大きかろうと、小さかろうと、近隣の消防組合とは必要な連携協定などを取り交わすことが一般的であり、消防行政を自治体単独でやっても、消防行政が孤立することはあり得ません。

南薩地区消防組合が解散をしたことにより、枕崎市、南さつま市、南九州市の消防行政がどのようになっていくのかは、それぞれの自治体が決めることではあります。いずれにしても、南九州市と指宿市との関係は、いずれ整理しなければならないことではあります。その上で考えるならば、川辺地区と知覧地区を新たに加えて、指宿市と南九州市とで消防組合を形成するのではなく、それぞれの市が独自に消防を持つという選択肢こそ求められる道だと思います。

以上のようなことから、実質的に更なる広域化を内容とする本議案に反対をいたします。

○議長（森時徳） 以上で，通告による討論は終了いたしました。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありますので，討論を終結いたします。

これより，議案第106号，指宿地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について，を採決いたします。

ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって，議案第106号は，原案のとおり可決されました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（森時徳） 以上で，本会議に付議されました案件は，すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ，併せて，平成24年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 西 森 三 義

議 員 浜 田 藤 幸

## 議 員 派 遣 書

平成24年12月19日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成25年1月18日(1日間)
- (3) 派遣議員 議長 ほか20人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。